

（二）国会会議録

【四九七】第七十五回国会衆議院社会労働委員会會議  
録第五号（昭和50年2月27日）

和田耕作（委員）

新谷鐵郎（説明員、環境庁自然保護局企画調整課長）

八木哲夫（政府委員、厚生省

援護局長）

田中正巳（國務大臣、厚生大

臣）

〔発言順、敬称略〕

○和田（耕）委員 私は、千鳥ヶ淵戦没者墓苑の取り扱い、特に国としてどのような関係を持つべきかというこの問題について御質問をいたしたいと思えます。

私も、大東亜戦争には、緒戦ではフィリピンのパターン作戦に野戦分隊長として参加をいたしました。私の部下は十一人おったのですけれども、六名が戦傷病死をするというような状態もございました。終戦のときは満州に転属して、特殊な事情がありまして満州におったのですけれども、ソ連に捕虜の形で四年ほどおりました。ソビエトでもたくさんの戦友の方々が亡くなったわけでございます。その何人かの人たちの墓穴を私ども自身で掘って、そして戦友たちの遺体が十分寝られるかどうかということ、みずから掘った墓穴に自分が横たわって調べたというような生々しい体験も持つておるわけでございます。この戦没者の、特に海外で亡くなられた方々の御遺骨の問題等については、並み並みならぬ関心を持つておる一人であるわけでございます。

それで、いま厚生省がやっております遺骨の収集等についても、早くから、民間団体がやっておりますときでも、いろいろな形でそういう計画に参画をしたり御援助申し上げたりということをしてきておったのですけれども、まあ先ほどの答弁を聞きまして、今年で打ち切るのではない、今後できるだけあると思われるところには遺骨を集めて行く努力をするのだ、そういうこ

とについては今年の計画が終わる段階で検討するのだというお話を聞きまして安心しておるわけでございます。できるだけひとつ今後も厚生省としては、これは一つの義務みたいなものですから、御遺骨をお集め願う努力を国としてしていただきたいと思っております。特に私はそういう関係がありますので、靖国神社にもよくお参りもしますし、とりわけこの千鳥ヶ淵戦没者墓苑には、いろいろな公私のお祭りの会には、もうほとんどできるだけ参加をしておるということでございます。

そういうことでございまして、きょうここで伺いたいのは、私も千鳥ヶ淵戦没者墓苑にお伺いをしても思うのだけれども、この管理はどういうふうにしておるのだろうかということでございます。あれは初め厚生省が中心になって、そして宮内庁の用地を借り受けて、あそこに墓苑をつくった。そのうちに環境庁ができたときに、あそこを墓地公園として、公園の管理は環境庁だということ、あそこを墓地公園として、公園の現状だと思っております。あの墓苑そのものについては、つまり行政的な管理という面になるとどういうことになっておるのか、この問題からお伺いしたいと思っております。

○新谷説明員 千鳥ヶ淵戦没者墓苑の問題でございますが、先生もお話のとおり、昭和三十四年にでき上がりましたということ、その墓苑の維持管理は当時の厚生省の国立公園部がするということで、それをさらに環境庁が引き継ぎまして現在に至っているわけでございます。

○和田（耕）委員 現にある墓苑には二十万體以上の御遺骨が安置されている。二十万體ということになりますと、海外で戦没された人が二百数十万ということになるわけで、その一割の遺骨があそこに安置されているということになるわけですね。こういうことになりましたと、これは私、文字どおりにいわゆる無名戦士の墓苑だということに見えていいと思うのですが、この問題について、大臣、そのように見えていいんでしょうか、いかがでしょうか。

○八木政府委員 千鳥ヶ淵の戦没者の墓苑が建設されます際の当時の経過でございますけれども、終戦後、海外におきます戦没者の遺骨収集というのが開始されました。海外からの御遺骨というのを故国にお迎えする、さらに当時政府におきまして仮安置しておいた御遺骨もございまして、そこで海外から収集してまいります御遺骨につきましては、氏名が判明しておらない御遺骨というのが大部分でございます。氏名が判明してありますが、氏名

が判明しておらない御遺骨ということでございますので、国をいたしまして何らかの方法でこの御遺骨の納骨等の問題は研究しなければいけないじゃないかというようなことから、当時政府におきましていろいろ議論がございまして、昭和二十八年十二月に、「無名戦没者の墓」に関する件という閣議決定を実施いたしました。遺族にお引き渡しすることができない戦没者の御遺骨を納めるために、国としましては、無名戦没者の墓仮称というものを建立するというような閣議決定をいたしましたわけでございます。この方針に基づきまして、その後現在の千鳥ヶ淵の戦没者墓苑の建設ということが実施されたわけでございますが、その後、この千鳥ヶ淵戦没者墓苑の名称をどうするかというようなことが当時いろいろ議論がされたわけでございますが、わが国の場合には、外国で言われております無名戦士の墓というような考え方がなかなかないというふうなこともございまして、墓苑の名称につきましては当時いろいろ関係者等で、学識経験者、団体等の御意見等も入れまして相談しました結果、千鳥ヶ淵戦没者墓苑という名称に決定したような次第でございまして、今後墓苑の性格等につきましては、国民感情の推移によってどういうふうにかえるかということ、今日まで推移しているというのが実態でございます。

○和田（耕）委員 いまの閣議決定のときの名称で示されるように、無名の戦没者の墓苑ということですね。つまり、これは戦没者というものと戦士というものとどどのように違うか、これはいろいろと見る人があると思えますけれども、しかし先ほど申し上げたとおり、名前のよくわからない、戦争で亡くなられた人が二十万體もあそこに安置されておることですから、いろいろなことがありまして無名戦士の墓苑という意味を私持つておると思うのですが、これはどのように読んでいいんです。読んでもいいですが、そういう実態があるということだけは否定できないという感じを持つておるんですが、いかがでしょうか。

○八木政府委員 当時の記録等を読んでまいりまして、外国におきまして、無名戦士の墓というような考え方につきましてはいろいろな考え方があるようございまして、たとえば、アメリカでございまして、戦没者の御遺骨につきましては、祖国におきましてその一体だけをワシントンのアーリントン軍人墓地の一角にあります無名戦士の墓にお納めしているというふうな状況でございまして、英国は逆にウェストミンスターアベールに無名戦士のお墓がありますとともに、ホワイトホールに戦

没者の記念碑がある。しかも海外の戦没者につきましては、外国にその戦没者の墓地を設けておられるというような記録等がございます。外国におきましても無名戦士の墓というのはいろいろな考え方があってございます。

そこで、日本の現在の千鳥ヶ淵の墓苑につきましても、アメリカ方式でもございませんしイギリス方式でもないわけでございますが、いずれにしましても、海外で亡くなりになりましたとうたという戦没者の御遺骨で、しかも氏名がわかりませんために御遺族にお渡しすることができないという御遺骨でございますので、国としまして何らかの施設を設けてお祭りする必要がありますというふうなことから、現在の墓苑というのが設けられているというふうな承知をしておる次第でございます。先ほども御説明いたしましたように、政府の閣議決定におきまして仮称「無名戦没者の墓」ということでございます。名称の際に各方面等の御議論、御意見を参考にしました結果、千鳥ヶ淵戦没者墓苑という名称になったような次第でございます。やはり墓苑の性格等につきましては、国民感情なり国民の皆さん方のお気持ちというものを中心にして考えるべきものではないかというふうなことから、当時におきましても、今後におきましても国民感情の推移を待ちたいということになったというふうな承知をしておる次第でございます。少なくとも現在、海外におきまします氏名不明の方の御遺骨をあそこにお納めしているわけでございます。国としての管理維持には、現在は環境庁でございます。万全を期したいと思っております。これは厚生省主宰によります拜礼式を毎年実施いたしております。これは厚生省主宰によります拜礼式を毎年実施いたしております。両陛下あるいは皇族の方の御参列、それから関係者の方の御参集をいたしまして、毎年一回拜礼式を実施している次第でございます。

○和田(耕)委員 名前の呼び方というのは、あまりこだわらなければ、上は二十万體以上の戦死、戦病死なされた方々をお祭りしておられるというわけでございます。名前のわかった人はそれぞれの御家庭に引き取られて、そうして手厚く御供養をなさっておられるということで、この千鳥ヶ淵墓苑というものが大東亜戦争で亡くなった方々を代表する立場の一つの墓苑として、国もしかるべき扱いをするのが当然であるというように私は思うんですね。

そういうふうなことになりまして、つまりまず第一に、いままもお話がありましたとおり、毎年一回の例祭のときには天皇陛下、皇后陛下、総理は無難のことですけれども、毎年毎年あそこでお祭りに御参加なさるといことは私は自然なことだと思

うんですけれども、いま毎年行かれておられますか。

○八木政府委員 現在、毎年大体拜に拜礼式を実施いたしております。特に最近のように遺骨収集が活発になってまいりましたので、その際に外地から持ってまいりました戦没者の御遺骨をそこにお納めする、その際に拜礼式を実施しているわけでございます。なお、両陛下にお参りいただきましたのはいままで三回でございます。両陛下がお見えになります場合、それから皇族の方がお見えになります場合、両方ございます。

○和田(耕)委員 外国の賓客が日本にお見えになるときでも、たとえば日本の総理が各国へ行かれますと、まず無名戦士の墓というふうなところにお参りをするということがどの国でも一つの通例になっておりますけれども、外国の賓客が来た場合に、日本の外務省あるいは厚生省の皆さん方は、そういう千鳥ヶ淵墓苑にお参りを願うという御処置をとっておられるかどうか、そのことをひとつ伺いたい。

○八木政府委員 外務省に聞きましたところ、外務省として特に外国の方にお参りしているというところはございません。ただし、外国の方にお見えになったケースはございます。

○和田(耕)委員 つまりそういう問題も、やはりいろいろな戦後の特殊な状態があるし、いわゆる国民感情なることもあることはよく理解ができますけれども、やはり一つの国として、この戦いの中で亡くなった方々の代表的な墓所なんです。この独立国でもやっているような同じような扱いをするのが私は自然だと思っております。そういうことでございまして、これは厚生大臣にひとつ、御所見で結構です、承らなければならぬと思っております。千鳥ヶ淵墓苑にお参りを願うように御誘導をなさるといふことについては、まだその時期でないと思いいながら、あるいはそういうことが必要だと思いいながら、いかがでしょうか。

○田中事務大臣 千鳥ヶ淵墓苑、これの性格についてはいま援護局長の申したとおり、国民の考えるところによって定着をしていくということだろうと思っております。外国の方が日本に参りまして、日本の戦没者の英霊に敬意を表したい、弔意を表したいというふうなお気持ちのときには、それぞれの御希望に従ってお願いをするというのがよろからう、私は今日のところさように思っております。というのは、千鳥ヶ淵の場合は、今次大東亜戦争の戦没者の方で身元がわからぬとか引き取り人のない遺骨でございますので、いささか範囲も違うようでございます

ので、したがいまして、御本人の希望によってそれぞれお願いをするのが今日のところ妥当じやなからうかと私は思うわけがあります。

○和田(耕)委員 この問題については、特に無名戦士の墓という実体であるならば、それにふさわしいような扱いを国としてもやる時期が来ておるのではないかと私は思いますので、そのような御質問を申し上げておるわけでございます。

それと関連をしまして、先ほどもお話がありましたとおり、海外に散らばっておる御遺骨を収集なさっておられる、と同時にいろいろな遺品も相当たまっておられる。これを雑然とあの一角に置いておるといふ状態ではないかと思うのですけれども、あの墓苑の一角に記念館のようなものをお建てになって、そしていろいろな遺品その他の適当なものを陳列をして、御遺族の方々あるいは国民の方々が、亡くなった戦士の人たちをお慰めあるいは追想をする、こういうふうな記念館はこの国にもあると思うのですね。また、今後の御遺骨の収集の場合でもいろいろなものがたくさん発見されておるわけで、そういう記念館をちゃんと建ててそこに収録をするということが必要だと思っております。その点いかがでしょうか。

○新谷説明員 千鳥ヶ淵墓苑の奉仕団体でございます千鳥ヶ淵墓苑奉仕会の方で、特に先生からお話しございましたような御希望が大分あつたわけでございます。現在あの墓苑の中に、参拝にいられた方の休憩所それから売店、それから奉仕会に使用許可をいたしております事務所等の入っております建物があるわけでございますけれども、その建物が手狭でもう少し休憩所等をりつぱにしたいという希望と、それから、あわせて一部資料の展示室というふうなものもその中につくりたいというふうな考え方がなっております。たまたま宝くじ協会の方でそういう趣旨のお金ならば出してもよいというお話がございまして、ただいま設計を行っておりますところでございますけれども、ことしじゅうに休憩所、さらにその一部に資料の展示室があるというふうな形で新しい建物ができ上がるようになっておるわけでございます。

○和田(耕)委員 私もその話は聞きました。そういう記念館というものを、しかも無名戦士の墓という実体を持っている千鳥ヶ淵戦没者墓苑の記念館というものを、宝くじ協会の御好意、これは大変ありがたいことだと思っておりますけれども、これが中心になってそういうものをつくられるというところに、政府としてのこういう墓苑に対する接触の仕方といいますか管理の仕

方といいますが、そういうことが一つあらわれておるとい感じがいたします。私は宝くじ協会が御好意を持ってそういうふうな——あれは記念館と言えないそうですね。記念館ということになると何かぐあいが悪いということ、いま控室か何かのような名前で御寄付なさるそうですけれども、大臣、こういうものこそ、たとえば一億円かかるものであれば国が五千万円を出す、あとの五千万円は広く民間有志の寄付を集めてつくる、こういうふうにするのが本当ではないかと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。つまりそういうところに、戦いで亡くなられた方々に対する国民の敬意の表し方、こういう方々に対する国の接し方というものが出てくるわけですね。そういうこととですから、そういう問題をぜひとも国として検討する時期にきている、こういう感じを私は持っているのですけれども、いかがでしょうか。

○田中 中国務大臣 急な御質問で、私としても的確なお答えができませんし、本来あの墓苑は環境庁所管でございますので、他省所管のことについて私があれこれ断定的なことを申すのはいかがかと思いますが、いま承るところによりますと、戦争記念館、これのあり方等についても、国費の使い方としていろいろ結論が違ってくるものと私は思います。休憩所あるいはその他それに付帯するようないろいろな施設については結構だろうと私は思います。いづれにいたしましても、先生の御趣旨のほどは環境庁長官とひとつよく協議をいたしてみたいと思います。

○和田(耕)委員 皆さんお待ちかねのようですから余り長い質問はもうやめますけれども、私申し上げたいことは、やはり国を代表する無名戦士の墓所なんです、それらしい扱いを国としてはする時期にきているということがただ一点なんです。そしてまた、御遺骨が今後どんどん集まってくる、そこに行けばいろいろ関係のものがある、国も当然やるべき義務を果たしておってくださる、つまり遺族の方々はそのいうことを媒介にしてやはり感謝をし、あるいはお祭りをすることにもなるわけだと思っております。あの場所はかなり手狭な場所でございますので、いろいろな方法であれを広げることも可能だと私は思うのです。そういういろいろなことを込めて、とにかく無名戦士——どこの国でもこれを大切に、国民が本当の気持ちを含めてお祭りをする場所として無名戦士の墓所を扱っておるわけです。しかし日本の場合はそのいう点が、所管は厚生省と環境庁が共管だということ、これははっきりしている、そういうことを

感じますので、こういう問題については、環境庁の長官きょうはお見えになっておりませんが、いま厚生大臣がおっしゃいましたような気持ちでぜひとも御検討を賜りたい、このことを特に要望いたしまして私の御質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

【四九八】第七十五回国会参議院予算委員会会議録  
第二号（昭和50年3月5日）

（発言者） 徳永正利（委員）

永井道雄（国務大臣、文部大臣）

吉國一郎（政府委員、内閣法制局長官）

三木武夫（国務大臣、内閣総理大臣）

〔発言順、敬称略〕

○徳永正利君 次に、戦後三十年についてでございますが、私、実は戦争中は幾たびか死線を越えて血みどろの戦いをやって、今日生き長らえておるわけでありまして。昨秋、フォード大統領が天皇陛下を御訪問されて、御歓談されているテレビを見まして、戦後三十年という時の流れを私は本当に感慨無量な思いでかみしめたわけでありまして。さらに本年は英国の女王も日本においでになるようでございます。また天皇もアメリカに答礼の御訪問をされるようでございます。私は大変親善のために喜ばしいことだと思っております。

しかし、戦後の処理が全部終わったかというところ、そうではないだろと思う。戦争体験を持っている世代の私、政治家といたしましては、こういう問題を全部処理して次の世代に渡してやりたいという念願に実は燃えているわけでございますが、その意味で、まだ一番大きな問題として私は靖国神社の問題があると思っております。靖国神社の問題につきましても、いろいろ議論があるところでございますが、まず順を追ってひとつ聞いていきたいと思います。

文部大臣にお聞きいたしますが、文部省がかつて二十六年の九月十日に「戦没者の葬祭などについて」という通達を出しております。さらに九月二十八日に、それに敷衍する解釈を各都道府県に出しております。この通達というものはまだ生きておるのかどうかということについて御答弁をいただきます。

○国務大臣(永井道雄君) 御指摘のとおり、昭和二十六年九月十日付で「戦没者の葬祭などについて」の通達が出ております。そして九月二十八日付で、これにつきましてもの解釈が出ておりますが、これは政教分離の方針に従って今後も戦没者の方たちの霊を慰めるといって、そういう方針でございます。

力があるものと考えております。

○徳永正利君 次に、戦没者の霊に対して崇敬と感謝の念を抱くのは、私は国民自然の感情であろうと思います。国民こそつてその遺徳をしのび、措置をとるべきではないかと思ひますが、憲法との関連について、これは法制局長官、ひとつ御答弁をいただきます。

○政府委員(吉國一郎君) ただいま徳永委員が仰せられますように、戦没者は自己の死をもつて国家社会に奉仕をされたりつばな方々でございます。その霊を慰め、その遺徳をしのびますことは、素直に考えまして、国民として人間自然の感情であろうと存じます。憲法第二十条は、国民の信仰の自由を保障しております。戦没者の霊に対する尊崇の念をその霊前であらわすことも、もちろん右の憲法の条項に照らして認められなければならぬことであると思ひます。

ただ、その心情のあらわし方につきましては、国民の間にはその信ずる宗教が異なるというような事情からいたしまして、当然異なった形式を欲する向きもございまして、したがつて国民がこぞつて戦没者の遺徳をしのぶためには、そのような宗教形式にこだわらない表意の方法について検討する必要があるのではないかと考えております。

○徳永正利君 憲法に定める信教の自由の保障で、あるいは政教分離の原則についての条文の解釈には、ややもすると占領時代に発せられましたいわゆる神道指令、この先入観によつて解釈がさがちでございまして、この点について法制局長官はどういうふうにお考えか、承りたいと思ひます。

○政府委員(吉國一郎君) ただいま御指摘の占領中に発せられた神道指令と仰せられますのは、昭和二十年の十二月十五日に、国家神道、神社神道に対する政府の保証、支援、保全、監督並びに弘布の廃止についてのGHQの覚書というものがございまして、これをお指しになつておられると思ひますが、占領中に連合軍司令部から発せられましたこの指令は、今日は当然失効しているものでございまして、今日わが憲法を解釈するに当たりましては、あくまで自主的にかつ客観的になされなければならぬと考えております。

○徳永正利君 もう一点お尋ねいたしますが、いわゆる靖国神社法案について、憲法との関連をどういうふうにお考えでございますか、お伺ひいたします。

○政府委員(吉國一郎君) 先ほども申し上げましたように、戦没者等の国家社会に功績のあつた方々の功績をたたえ、しのび、

その霊に感謝の意をささげますことは、国民として人間自然の感情であると考えます。宗教性のない団体が、戦没者等の功績をたたえる等の行為を宗教性のない行事あるいは儀式として行うことを事業といたします場合に、国がその団体の運営に参与をいたしましたり、またはその事業に国費を支出することがありまして、そのことまで憲法が禁止しているというわけではないと考えます。過去数回にわたつて提案をされました靖国神社法案は、基本的にはこのような趣旨を踏まえた上で提出されたものと考えておりますが、今後の推移を私どもも深い関心をもちて見守つてまいりたいと思つております。(答弁になつていない。と呼ぶ者あり)

○徳永正利君 非常にお答えにくい問題であろうと思ひますし、答弁になつていないという不規則発言もございまして、これからやりますと、私も憲法論者でございまして、この辺でこの問題は一応とどめておきます。

そこで総理にお伺ひいたしますが、国のために戦つて亡くなつていった、こういう方々の遺徳をしのび、あるいは慰霊をする、こういう問題は私は当然、時の政府がこの問題を取り上げていくべきであらうと思つてございまして。たとえば外国の元首等がお見えになりまして、昨年でもフォード大統領はどこのにもお参りに——お参りと申しますか、参拝と申しますか、慣例になつております行事すらないわけでございます。今度エリザベス女王もおいでになるようでございますが、千鳥ヶ淵墓苑というの、これは法律できまつたお墓でございますから、何ら制約はないと思ひますけれども、あそこは第二次大戦のいわゆる引き取る方々からの方々のお骨をお祭りしてるところであります、私の記憶に間違いがなければ、名前はわかつておられるけれども遺族はわからぬというのは、たしか台湾出身の軍属であつたと思ひます。その方が第一号としてあそこに埋められておるわけでございます。その後、外地の遺骨収集等において引き取り手のない遺骨を祭つたところでございますから、これが全戦没者を象徴するものとはどうてい考えられないわけでございます。

そういたしますと、日本には一体そういうような外国の元首等が訪問される、あるいは参拝されるというようなところはなほいつ時の政府がやるべきじゃないか、時の政府において解決する問題じゃないだろうかと思ひます。総理の御所見を承りたいと思ひます。

○国務大臣(三木武夫君) いまお話にもありましたように、われわれが旅行しても、無名戦士の墓に花をささげたりして、そういうことは国際的な慣習であるわけなんです。日本の場合には外国の賓客が来て、そういう国際的な慣習というものは日本ではなかなか容易でないわけなんです。だから、いま御指摘の靖国神社の問題にしても、何かこれは賢明な解決はできないものか。いま、ただこう政府が出すということだけで解決できるという問題でも私はないと思つて。もう少しこの問題を賢明に解決する方法はないかという事は、われわれも真剣に考えてみる責任があると思つております。

○徳永正利君 この問題はこの程度にとどめたいと思ひます。(略)

【四九九】第七十五回国会衆議院内閣委員会議録第六号（昭和50年3月14日）

（発言者）

大出俊（委員）

湯川盛夫（説明員、宮内庁式部官長）

野村忠策（説明員、外務大臣官房儀典官）

木内昭胤（説明員、外務省欧亜局外務参事官）

植木光教（国務大臣、総理府総務長官）

山本研一（説明員、文化庁文化部長官）

角田礼次郎（政府委員、内閣法制局第一部長）

〔発言順、敬称略〕

○大出委員（略）

そこで、本題に入らしていただきたいのであります。本題と関係をお願いしまして事前に幾つか承っておきたいことがございます。

それは、ここに新聞がございます。エリザベス女王が、五月でございましょうが、日本にお見えになるわけでありましてけれども、ここに毎日の、これは英字の「デーリーニュース」というのがございます。この「デーリーニュース」の二月二十三日、ここに持っておりますが、大変大きな記事で、ここでありまして、クイーン・エリザベスさんが日本にお見えになる。五月である。そして一番最後の方に「ザ ガバメント ソーセズ セツド ザ プリテイッシュ サイド」要するに、英国の政府の側、政府関係者ですね、が言ったということです。ここで「デザイアリング」という言葉を使っておりますが、非常に強く希望しているという趣旨ですね。「ストロングリー デザイアリング ツー インクルード ア ビジット ツー ザ ヤス クニシユライン」靖国神社に参拝をしたい、こういうことを英国クイーンの側、政府関係者が強く望んでいるという記事ですね。これは上下がございまして、省略いたします。日本の戦争でたくさん亡くなった方々が祭られている靖国神社という注釈が、下の方についているわけでありまして。これは後、取り消し記

事が一つ出ているのですが、前は二月二十三日であります、これは二月二十五日であります。小さい取り消し記事であります。こつちの記事の五分の一、六分の一くらいの記事が、二日後の新聞に載っているわけですが、そちらの方の記事を読みますと、どうもこの報道された中身というのは事実でない、そういう意味の取り消し記事でございます。

だが私は、時期的にも、また火のないところに煙は立たずという世のたとえもございまして、どうも英国側で靖国神社に女王がお見えになって参拝することを強く希望しているという、これにひっかかるわけです。

そこで、承りたいのであります。天皇が英国においてなされたわけですね。湯川さん、きょうお見えいただきたいと申し上げておいたんですけれども、英国大使をおやりになってもらって、また湯川さんは数々のボードワン国王であるとかいろいろな方々の、その種のごに携わってこられた方でもございまして、その辺のお世話もずいぶんいまままで手がけておられる方でありまして。そして式部官長におなりになって、宮内庁においてになるわけでありまして、英国においてなされた天皇が、一体どういう形で——三国同盟の歴史をたどれば、敵味方だった時期がある。ここに表現されておりましたの読みますと、陛下がおいでになったときに、英国と日本との間はいいときもあつたが悪いときもあつた、こういう話が出たという。したがって恐らく、どこかの寺院なりあるいは向こう側の戦死者の祭られているところにおいでになったんじゃないかと思うのですが、その辺はどうなつておつたのか、まずそれを承りたいのであります。

○湯川説明員 陛下がイギリスにいらしたときのことについてお答え申し上げます。

英国におきましてのいろいろな行事、これは事前にイギリス側とも十分打ち合わせをしたわけでございますが、国賓としておいでになった方々には、アンノーンウォリアーズの墓、つまり無名戦士の墓でございまして、そこに御参詣いただくということが、いつの場合でもイギリスとしては慣例になっておるということでございまして、その慣例どおりこちらもしようということ、ウエストミンスターアンノーンウォリアーズの墓、そこにおいでになったわけですね。

○大出委員 ウェストミンスターにおいてなつた、無名戦士の墓においてなつたということは、政治に関与せざる天皇でございまして、外交的な一つの儀礼という意味で、親善の意

をあらわすという意味で当時、相反する立場に立つた日本と英国でありまして、そこにある意味の弔意を表したというわけでございます。だとすると、女王が今度こちらにおいてになるということになりますと、フォードさんが日本に来たときに、そういうところへは御案内をしなければならぬに聞いておりますが、これは後から承りますが、何かのことは考えなければならぬ立場にある、こういうことになるのかどうか。つまり、女王がこちらに参られたら、当時、天皇にそういうところに足を運んでいただき、それなりの弔意を表していただいた、であれば、いいときもあり悪いときもあったという、その悪いときの時代、こちらに何がみまして、日本においてなつた場合に、天皇のその御好意にこたえて何がしかのことはしたい、これは当然あつてしかるべきことではない。

私も実は、この記事の出どころを、どうしてこの記事ができ上がったかというのを、少し時間をかけて調べてみておりました。こういう問題でございますが、私も余りはずけずけ申し上げにくいわけでございますが、したがって、遠慮しながら話をいたしますけれども、当然の結果として、おいでになれば、それがこたえるべき場所というストロングリーデザイアリングがあつたっておかしいのではない。そこらの関係は一体どういふふうな解釈をすればいいのかということ。

きょうは外務省にもお見えいただいたのでありますけれども、そこらのところは、私が調べた限りでは、いろいろ儀典関係の方々と相談をされたようでありまして、ちらつと千鳥ヶ淵というお話なども出ておつたように聞いておりますけれども、外務省を含めまして、そこらのところは一体どういふことになっているのか。私も実は、言わないでいいことは言わないつもりでございますけれども、素直に承りたいのでございまして、いかがでございますか。

○野村説明員 お答え申し上げます。

エリザベス女王の日本におきます御日程全体につきまして、ただいま英国側と協議しながら政府部内で検討中でございます。まだ閣議も経っておりません。したがって、現在の段階におきまして、御日程についてお答えできる段階にまで至っておりませんので、御了承をいただきたいと思っております。

○大出委員 日程を聞いていないので、つまり、これだけの記事が出ている、取り消している、これは外交的な手続もこの中にあるわけでありまして、このゴムサルというのですか、英国大使館の書記官、この方が、この種の記事について非

常に影響の大きさ等を含めて心配をされて、それなりのことをいろいろ、どうしてこういう記事が載ったのかというようなことを外務省に尋ねたりなんかしておるようでありました。したがって、これは相談がなかったはずではない。だから、私が聞いておりますのは、靖国神社に参拝をしたいという強い希望を持っておられる、この記事が事実でないならいい、全く何も無いところにある、向こう様が、天皇がおいでになったときのいきさつから見て、当然それにこたえるべき必要を感じておられるだろうと思う。だとすると、やれ、どうこれに対処したらいいかという相談がないはずはない。

ちよつと私、口が滑ったわけでありましたが、したがって、これらのところを、日程云々でなくて、一体どうお考えなのかというその一点だけを聞いています。

○野村説明員 先生御指摘の点は、御日程と非常に密接に結びついておりますので、現段階では、英国側がそういうような強い希望を有していたかどうか、こういう点も含めまして、まだお答えできる段階でございませぬ。どうぞ御了承いただきたいと思えます。

○大出委員 御日程と強く結びついている、こういう御返答でございませぬが、そうすると、靖国神社であれ、千鳥ヶ淵であれ、この千鳥ヶ淵は無名戦士の墓になっておりますが、厚生省の所管でございませぬが、強く結びついている限りは、天皇がおいでになって、それなりの弔意を表されたことに対して、クイーンがこちらにお見えになったときのそれにこたえるべきこと、私はそこを聞いておるのです。それが御日程と強く結びついておるとすれば、何らかの形で英国側の御希望なり何なりということにこたえるべく相談をしている。強く結びついているということですから、そういう考え方がないというのじゃないですかね、あなたの答えは、強く結びついている限りは、皆さんの討議の中身として、そのことを対象としていまやっておられる、こういう理解になりますか、よろしゅうございませぬか。

○野村説明員 私が強く結びついておると申し上げたのは、英国側が現在、靖国神社等を訪問したいという希望を有しているとか有していないとか、そういうようなことが、すなわち御日程と密接に結びついておる、こういうことを申し上げたわけでございます。

○大出委員 そうするともう一遍、その点念を押しておきたいのです、非常に微妙な発言をなさるので、英国側が靖国神社

訪問を強く希望しているというようなことが御日程と強く結びついているといういまお答えなんです、そうすると、これは、ここに書いてある記事のとおりになるわけでありませぬ。そうすると、これは取り消し記事を載せるという必要はないのであります。御日程と強く結びついて、このことが靖国神社訪問ということで検討していることならば、これは取り消しもへちまもない。事実であつたことになる。

ですから、事実なら事実でいいので、これは国情が違うわけでありませぬから、日本に行つて天皇の弔意に対する答礼をしたというお気持ちがおありになる、これはお互い人間である限り理の当然であります。悪い時代もあつたわけでありませぬから、そこに天皇がおいでになって、向こうの戦士の方々に對する弔意を表されたわけでありませぬから、クイーンがこちらにお見えになるとすれば、当然それにかわるべきことをするというところで、両国の親善があるということにはなりません。

だとすれば、何もここで取り消し云々ではなくて、素直に、向こうの方々にそういう考え方があつたらばあるということをお話していただければいいわけ、そのところどうですか。

○野村説明員 まだ現段階では、その辺の事情につきましても、申し上げることを差し控えていた方がいいと思ひます。

○大出委員 これは法律を離れて、政治的には皆さんが御存じのとおりでありませぬ、そんな簡単なことではない。だから、これが公式にならなければ済んだのだと思う、私が調べた限りは、私も調べているわけですから、だから、真つ向から否定をなさらない、それならそれでよろしゅうございませぬ。私もよけいなことをここで言わないように気をつけながら質問しているだけども、やっぱり表に出ているわけですから、だから英国の大使館筋も、ゴムサルさんあたりも、その与える影響を非常に御心配になつておられることなると、いま、あなたの方のおつしやつている密接に結びついている、だから、密接に結びついているということ、靖国神社御訪問、こういう希望が向こうにある、こういうことになるのだらうと言つておられるわけでありませぬが、それまで否定をされると――日程上それができないということになるのか、それはわかりませぬが、それは日程の検討の結果でございませぬから。だから、そこまで否定をされると質問になりませぬので、もう一遍お答えいただきたいと思ひますが、外務省どなたか、これは儀典官でないかわかりませぬか。

○木内説明員 先ほど来の靖国神社参拝あるいは千鳥ヶ淵戦没

者墓苑に参拝するということが、英国側とのやりとりの間に置いて話題になつたことは事実でございませぬ。ただ、この英文毎日新聞に出ておりますように、英国側が強い希望を表明したということは私ども承知しておりませぬ。

○大出委員 英国側と話題になつたことが事実であれば、それによろしゅうございませぬ。私もよけいなことを、いや、これはうそじゃないですよ、こういう人に聞いたたらこうだつたというようなことを、ここで言う気もありません。ですから、そこをお認めになるならそれでよろしい。

そこでお願ひをしておきたい。つまり、そのことが話題になる限りは、私は慎重に扱つていただきたい。靖国神社法なる法律が、先国会でも大きな問題になつたことは事実でございませぬ。藤尾委員長おいでになるところで質問する、これもどうも、場所が場所ですから御勘弁いただきたいのですが、世の中じゅうに藤尾私案という新聞記事が載つておられるわけですが、したがつてこれは、政治的には、外務省がかりに千鳥ヶ淵とお考えになつても、それはちよつと待て、靖国神社でいいじゃないか、こういう意見だつて政治をやつておられる方々の中に出てくることはあり得るわけだつて、それが皆さんの方に伝わることもまたあり得るわけでありませぬ、そのことを私は否定をしていない。立場が違う。したがつて私は、慎重にと、こういう言葉を使つておられるわけでございます。

そこで、承りたいのですが、いまの問題は、それでよろしゅうございませぬが、ここから先は一つの仮説を立てますが、ここにある記事は承知していない、強い希望を持つておるといふことは承知していない、こつしやるのだが、もしかりに、ここにある記事のように女王サイドから、御本人が直接ということではもちろんないでしようけれども、強い希望を表明するという場面が出てきたら、これは将来もあることで、英国のみならずほかの元首がお見えになることもあるわけですが、強い希望が出てきた場合、外務省あるいは宮内庁は、どういふふうにかこれに対処なさるおつもりでございませぬか。

○木内説明員 エリザベス女王の本邦来日の日程につきまして、これは御承知のように、私どもの一存で決められる筋合いのものではもちろんなく、英国側と、すなわち相手側とを慎重に相談しなければならぬ。しかも王室であり、その王室の首長が女性であるということも含めまして、慎重に対処しなければならぬということは当然のことだと思ひます。

ただいま御指摘の参拝の問題につきましては、これは仮説で

あるということ、先生言われましたが、そのとおり、その前提に立つならば、私からここで答えするのは控えていた方がいいと思います。かりにそういう問題が出た場合には、英国側とも慎重に協議いたすつもりでございます。

○大出委員 日本天皇の法的な地位は、憲法で規定されておりました、地位という言葉を使っておりますけれども、象徴天皇という、これは国の機関でございますが、その地位、これは政治的な権能を有さないわけでありまして、私は後ほど申しますが、たとえば訪米という問題なんかでも、一つ間違つて政治というものと絡むという場面が出るとすると、大変にこれは心配なわけでありまして、したがって、私の気持ちからすれば、なるべくそういうかわり合いのあるところにはお出にならぬ方がいい、実はこういう私の見解を持っております。

そういう意味では、もし強い希望があつた、だからというようになるとすると、国内政治の争いの大きな場所に、逆にこの国の天皇が引き込まれてしまう、こういう結果になる。増原発言のあの一件だけでも、あれだけ大きなことになるわけでありまして、また安川大使の安川発言についても、私、ここで両方も、片方は田中総理に質問をしたわけでありまして、けれども、明らかにこれは政治の場に天皇が出てきてしまつたわけでありまして、だから、それはいけない、そつとしておかなければいけないという気持ちがある。

そういう点で、向こうの御希望があつても、受け答えるこちら側の立場からすれば、政治の場に入つてしまわざるを得なくなる、そういう心配を私はする。そういう意味で、公的行為論というふうなことを、私自身は認めていないのですが、だが、皆さんがおっしゃる公的行為という問題をめぐって、その責任の所在はと言つたら、直接的には宮内庁であり、二次的には総理府だ、こういうわけでありまして。

そこで、そういう意味で総務長官に承りたいのでありますが、この種の問題は、私がいまここで申し上げている天皇の憲法上の象徴という地位、お立場からして、政争というものにかかわるといふ場面をつくることは避けたい、こういう気がするわけでありまして、そういう意味で、いまの問題は、一つの仮説を立てて慎重に申し上げましたが、総務長官はどうお受け取りになりますか。

○植木国務大臣 英国女王陛下の御来日につきましては、ただいま外務省の方から答弁がありましたように、その日程を協議中でございまして、私も、ただいままで全然聞いておらないと

いう状況でございます。

それに関連いたしまして、天皇の問題がございましたが、憲法第四条第一項に、申し上げるまでもなく「天皇は、この憲法の定める國事に關する行為のみを行ひ、國政に關する権能を有しない。」というふうな明記されております。したがって、いささかでも天皇を政治の場に巻き込むと申しますか、あるいは利用すると申しますか、そういうようなことがあつてはならないということは明らかでございます。

○大出委員 くだくなりまして、その辺にさせていただきますけれども、いまの総務長官の御趣旨からすれば、好まざることであつても、事争の場に天皇がかかわりを持たざるを得なくなるというふうなことは避けたい、こういう心情だ、こう考へていいはずだと思つておりますが、いかがでございますか。

○植木国務大臣 そのとおりでございます。

○大出委員 実は、総務長官の時間がありなれば、國事に關する行為等々について、詰めた結果としていまの質問をしたかたのわけでありまして、詰めた結果としていまの質問をしておりまして、その点は御勘弁をいただきたいと思つております。

（略）

○大出委員 （略）  
そこで承りたいのは、話題を少し変えますけれども、宗教法人法ができるまでの過程にいろいろ問題がございました。

〔委員長退席、木野委員長代理着席〕  
それでこの所管は、文部省等の關係が出てまいります、昭和二十一年の十一月一日に、発宗第五号という、稱して通達ですが出ています。これは内務、文部兩次官の名前による通達であります。ところで、これが昭和二十六年の九月十日に変わった。全部否定はしてないのだと思つておりますが、つまり二十六年九月十日に出されたものは、文部次官と引揚援護庁の次長の通達であります、全部否定してはいない。そして二十六年九月二十八日に、文宗第五号という「戦没者の葬祭などについて」に關する解釈が出ています。それで一番最初の資料の二十一年十一月一日のものは「公葬等について」で、それから二十六年九月十日のものは「戦没者の葬祭などについて」に關する解釈について」と、こう続くわけでありまして。

そこで、幾つか承つておきたいのでありますが、「個人又は民間団体が慰靈祭、葬儀などを行うに際し、(イ)知事、市町村長

その他の公務員がこれに列席すること。その際、敬申の意を表し、又は弔詞を読むこと。」これは認められたわけですが、ここで変わつて「(ロ)地方公共団体から香華、花環、香華料などを贈ること。」となつた。そこで、この二つについて承りたいのですが、これは現在、全国的に見てどのようなことで行われておりますでしょうか。

私は、ここに一通の手紙を、高知県でありますけれども、持つてくるわけですが、これは憲法と絡みまして、いろいろ法的にも問題がございます。文部省の方にお見いただきましたので、まず文部省の方の御見解をひとつ、この通達どおりに行われているかどうか、この通達の言わんとするところは一体どこにあるのか、具体的には後から聞きますが、いかがでしょうか。

〔木野委員長代理退席、委員長着席〕

○山本説明員 ただいまの先生お尋ねの件でございますけれども、昭和二十一年の十一月に「公葬等について」ということで最初通牒が出ました。それは文民としての功労者とか殉職者に対しまして慰靈祭を行うことについては差し支えないけれども、戦没者に対する葬儀その他の儀式及び行事に公務員等が列席するのは控えよう、そういう趣旨で昭和二十一年十一月にその「公葬等について」という通牒が出たわけでございますけれども、その後、多数遺族の心情にかんがみというふうなことも、それから民主主義的な諸制度が確立されて、当初心配されたような問題がだんだん希薄になつてきたということでは、昭和二十六年の九月十日に、戦没者の葬祭などについて、個人または民間団体が慰靈祭、葬儀などを行った場合に、知事、市町村長その他の公務員がこれに列席することは差し支えない、ただその場合に、あくまでもその犠牲者に対して哀悼の意を表するということ、信教の自由を尊重するとか、あるいは政教分離の原則に反しないようにしなければいけないとか、そういう点については十分注意した上で、若干緩めようということ、昭和二十六年九月十日に通牒が出たわけですね。

現在も大体、このような精神に従つて運用いたしております。○大出委員 そこで承りたいのですが、「個人又は民間団体が慰靈祭、葬儀などを行うに際し」と、こうなつていますね。したがって、主体は個人あるいは民間団体ですね。そうすると、これは自治体というわけにはまいらぬわけでございますか。

○山本説明員 自治体が主宰するというようなことは、この通

牒では考えておりません。

○大出委員　ここで、この「民間団体」でございませうか、特定な団体——この趣旨は、この「公葬等について」という一番最初の二十一年十一月一日、発宗第五一号、地方長官あて内務、文部次官通達、この一番最初に「政教分離の見地から」というのがびしゃっと書いてある。ところが、こちら側のその後の二十六年九月のは、つまり、この「公葬等について」という中で、この二十六年九月十日に出されたものに書いてある部分のように直る、こういう理解でいいんだらうと私は思うのですが、そうでしょ。違いますか。

○山本説明員　先生のおっしゃるとおりでございます。

○大出委員　だとすると、その部分以外はこちらの趣旨が生きている。あるいはこれも生きているということになるのかも知れません。この中を直して、そしてそれに解釈をつけたわけですからね。

そこで「政教分離の見地」というのは、きちっとしているわけですね。そうすると、宗教性の強い特定の団体が、つまり慰霊、顕彰の、一番最初の文書で言えば公葬、それから次の文書でいけば戦没者の葬祭、こういうことですが、それを次の文書の場合に、この通達にいう「個人又は民間団体」確かに民間団体には違いないが、「知事、市町村長その他の公務員がこれに列席すること。」あるいは「地方公共団体から香華、花環、香華料などを贈ること。」これは許されるのかどうかということ。この一番最初が生きているとすれば、そしてここに改めて出したこの部分が直っているという解釈であれば、明らかに「政教分離の見地」が前提になつていっているわけですね。そうすると、宗教性の強い団体が、この公葬なり戦没者の葬祭なりを行う場合に、公務員あるいは地方公共団体の長等が列席する、甲詞を読むあるいは花環、香華料などを贈る、こういう行為はどういうことになりませうか。

○山本説明員　戦没者の葬祭などについて、昭和二十六年九月十日に出しました通牒にも、なお書きで書いてございますけれども、「信教の自由を尊重すること」それから「特定の宗教に公の支援を与えて政教分離の方針に反する結果とならないこと」とこの大前提がございませうので、その趣旨で行う限りにおいては「地方公共団体から香華、花環、香華料などを贈る」とかあるいは知事、市町村長が、個人あるいはその民間団体が主宰する慰霊祭に出席するということが許されるのだ、そういう解釈でございます。

○大出委員　場所のことも書いてありますけれども、場所はどこであれ、そこが国家神道の形式を伴う、つまり神人一体の原則を中心にした祭祀が行われる、その場所であった場合に、二つあるんですね、主宰する団体とそれから主宰する形式と。それで式の方で言うと、津の地鎮祭の事件の判決が出ていますね。ここでこの地鎮祭というのが、宗教性あるなしてこれは大変な議論があつた。反論なさる方の方は、習俗慣行であるということですね。ところが、この習俗慣行という説は、この判決に關しては否定されている。たかだか何十年ということが習俗慣行を形成しはしないということですね。そうして明らかに自然宗教と言われる、つまり日本の国家神道の場合に、その形式をすべて備えている、そういう意味で宗教性が大変に強い。これは非常に細かく中身が書いてあります。神社神道の特質から始まりまして、習俗慣行を否定するという立場で書いてある。

そこでそれ以後、これはどういう取り扱いをしたか、一遍聞いておきたいのです。皆さんの方の分野でないかもしれませんが、けれども、事宗教にかかわりますので。この津の地鎮祭事件というのは、いまどういう形になつておりますか。

○山本説明員　私の立場でお答えする事例ではないと思えますけれども、現在最高裁で係争中でございます。

○大出委員　そうすると、下級審、上級審の結論が出たままになつていて、だから、争いが続いているからという御意見は出てくると思うのでありますが、高等裁判所まではつきりした宗教性を認めて、習俗慣行を否定したわけですね。最高裁というわけですから、この解釈が将来ともに有権解釈として明らかになるという仮説を立てますと、その場合に、場所はともあれ、ここでは地鎮祭という一つの形式が整つております。つまり降神の儀、神様がおりてくるというところから始まりまして、神職が神を振って修祓の儀が始まるわけですね。これは明らかに、この裁判で提起しておりますように、まさに宗教の形式そのものです。

ですから、その形において行うところにおいてよろしい、こう言うだけで果たして事済むのかどうか。つまり、この通達そのものとの関連でどういうふうにお考えになるかという点を承つておきたいのであります。

○山本説明員　実は、地鎮祭の事件とはこの通達は直接の関連がございませんで、私どももいたしましては、民間団体あるいは個人が慰霊祭を行う場合に、宗教団体が主宰して行う場合も含まれるという解釈通知を出しておりますけれども、これはあく

までも、特定の宗教に公の支援を与えて政教分離の方針に反する結果にならない限り、そういう前提がついてございますので、そういう誤解が起こるような場合など考えられる場合には、相当慎重にこの解釈の適用については考えていかなければいけない、そういうふうにお思っております。

○大出委員　直接関係はない、ないが、宗教性というものについては関係がある、そうでしょ。つまり、この地鎮祭で行われた神道上の儀式というものは、これは地鎮祭ならその形式でやるわけでありまして、産土神のいしえからの慣行でありまして、これは習俗慣行ではなくて宗教上の慣行です。同じ意味で、慰霊、顕彰する慰霊というそのものの形式が、神道上の形式を整えるものだとなれば、この裁判と同じ論理になるわけですね。形式は地鎮祭あるいは慰霊祭で違いますが、これが神道の形式を整えているとすると、同じカテゴリーに入りますね。

そこで、いま非常に微妙な御発言なんですが、宗教団体の主宰も認めている、あなた方それはお出しになつていて。そうすると、その場合には当然ながら、その宗教団体がとり行うものは形式を整えている、場所は公の場所であつてもなくても。そうすると、そのことは政教分離の原則と微妙に絡み合う。ただ一片の断り書きで、政教分離の原則に反しない限りというようなことをつけたからといって事済む筋合いではない。

ここに、私が先ほど申し上げたように手紙が来ておるので、あるところが行つた。ただ、これは宗教上のことですから、場所は余り申し上げませんが、高知県というところの性格も私はよく知つておりますから。だがしかし、いまのただし書きではそういうことになりかねない。したがしまして、厳密な意味で言えば、これは大変重要なことになる、こう思つておるので。そこで、いまこの通達のこと、言うならば、昭和二十一年十一月一日のものが一つですが、この中で二十六年九月のもので改めた部分だけは直る。そしてそれで解釈を出しておる。宗教団体が主宰してもよろしいということになつておる。そういうことになると、ある人が書いておられますけれども、政教分離の基本的な憲法の原則から全く逸脱しておるといふ書き方をされておる学者もございませう。

そこで、余りこの議論を進めていきますと、実は靖国神社法にぶつかつてしましまして、藤尾試案にでもぶつかりますと、ますます事めんどうでございますから、そこまで入る気はないのでありますけれども、ここで一つ承つておきたいのは、宗教の儀式からいけば順序がある。神人一体の原則というものが背



景にありますから、そうするとまず神官がいる。降神の儀をやつて、神様を呼んでくることから始まるから主宰は神官ですね。神様を呼んでこないことには慰霊の儀は始まらない。神様がいないのじゃ始まらない。そこに名簿だけ置いてあつたのじゃ始まらない、名簿だけじゃ神様じゃないですから。神道上の慰霊というならば、まず降神の儀があつて、修祓があつて、その前に最低限であつても手を洗うことが必要なんですよ。そしてはらい清めなければいかぬでしょう。そして神様を呼ばなければいかぬでしょう。そこまでのことが行われなければ慰霊にならない。

そこで、これはどなたがお答えになつていただいてもいいのですけれども、慰霊という言葉、この言葉が実は一つの儀式の形を整えておるわけでありまして、適当に慰霊という言葉を使つておるわけではない。淵源があり起源がある。しかも宗教にのつとつた起源がある。そうだとすると、慰霊ということそのこと自体が宗教性を持つ、こう解釈できると私は思つておるのでありますが、まず、そこのはいかがでございますか。どなたからでもお答えください。

この津のこれをお読みいただければわかりますが、この解説の中にちゃんと出てくる。慰霊ということは明確に宗教上の形式を指しておる。そうすると、これは宗教行為なんです。そうするとそれが主体になる。つまり神官が主宰をするのですから、それでもいいということになれば、政教分離もヘチマも何もない。この判例は、一審、二審である、最高裁へ行つておるそれが出てくるまではと、こう言う。基本的には一審、二審同じ解釈でございますから、最終的にこうなるとすればという仮説を立てて私は申し上げておるわけでありまして、学者の説のみならず、司法機関の判決という形における理由がついておるわけでありまして、皆さんの見解をここで確かめておきたい、こういうわけでありまして。

○角田（礼）政府委員 私どもは、先ほどのお言葉の中にありました社会的習俗説をとつておるものでございますので、実は名古屋高裁の判決に反対の立場なのであります。しかし仮説だということでございますから、あえてお答え申し上げますが、名古屋高裁のあの判決にあらわされたあの考え方が、仮に最高裁でそのまま採用されれば、いま先生が御指摘になつたいろいろな例は、全部憲法違反だと言わざるを得ないと思つておる。

○大出委員 それで結構です。その結論だけ出しておきたいと思つて承つたわけでありまして。藤尾先生や皆さんに御迷惑を

かけるつもりはないのでありまして、靖国神社法だの藤尾先生の案だのをここで審議するわけではないのであります。そこだけ念を押しておきたかったのであります。

（略）

【五〇〇】第七十五回国会参議院予算委員会会議録  
第二十号（昭和50年4月1日）

（発言者）

柳田桃太郎（委員）

植木光教（国務大臣（総理府  
総務長官））

【発言順。敬称略】

○柳田桃太郎君（略）

次に、靖国神社国家護持法の問題でございますが、これは党のコンセンサスを得てない問題でございますから、一つの意見としてお聞き願えば結構であります。少なくとも、戦前のわれわれと戦死をした英霊との間には、心の約束として靖国神社にお祭りしますというようなことを意識的にわれわれも考えておつたのでございますが、憲法の改正によりまして、靖国神社国家護持法というものがこれは容易に政党間のコンセンサス、国民の中の同意を得ることが困難な状態になつてまいりました。しかし、これはそれといたしまして、いま研究をされておられますので、その皆さま方の御検討を待つてわれわれは審議をすることといたしたいのでございますが、仮にこういうものを多数決をもつて強引に成立させましても、これが政変があつたりあるいはいろいろな状態があつて、国民全体が尊崇しないようなものができますと、大変これは後日に禍根を残すことにならなすので、十分に御検討願うことといたしたいと思つて、少なくとも、国事に殉じた英霊の功績をたたえてこれを国民がひとしく表敬するような、表敬の塔というものを建立して、もう政党政派、宗教、思想等にかかわらず参拝できるような聖地をこれは別途考え、靖国神社国家護持法の問題は護持法の問題として御研究をなさるといふようになさつたらいかげなものであらうか、こういう考えも私は持つておりますので、御研究を願いたいと思つて、総務長官はどういう感想ですか。国としての御意見でなくとも、御意見があれば承つておきたいと思つておる。

○国務大臣（植木光教君） 御承知のように、八月の十五日には政府が諸英霊に対しまして慰霊の式を行つておりますし、千鳥ヶ淵には墓園がございます。いま、新しく聖地を卜し、慰霊塔を建てるなどして敬申の意を表すればいかげなという御提案でございますが、一つの貴重な御提案でございます。関係各省たくさんございますので、ひとつよく相談をさせていただきます。研究をさせていただきますと存じます。

（発言者） 秦豊（委員）

宇佐美毅（説明員、宮内庁長官）

角田孔次郎（政府委員、内閣法制局第一部長）

新谷鐵郎（説明員、環境庁自然保護局企画調整課長）

〔発言順、敬称略〕

○秦豊君 さつき申し上げました宮内庁職員は、失礼かもしれないが、公のしもべではなくてすめらぎのしもべであるという言葉があるというふうなことを私引用したのだけれども、それに関連しまして、これはぜひとも長官から伺っておきたいんですが、天皇の名代として、これは回数はその多くはありませんが、宗教法人たる伊勢神宮に侍従が派遣されることがあります。昔のニュース用語では差遣という言葉があり得たと思えますが、これは憲法の条項を、たとえば二十条という基準を見るまでもなく、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」という条項がありますね、二十条には、そうすると、明白に伊勢神宮は宗教法人、そこに参拝をするということは宗教的行為、宮内庁の職員はまさに国家公務員、そのうでしょう。そういう侍従が伊勢神宮に名代として遣わされるということとは、憲法二十条のこの条項を明らかに無視していることになりはしませんか。また、そのようないわゆる公私混同というのは、まさに私の引用した公のしもべとすめらぎのしもべ——公僕、皇僕という論の裏づけをなす一因じゃありませんか、これについてはどうお考えになりますか。

○説明員（宇佐美毅君） 宮内庁の公務員は、要するに皇室の国家事務を扱うという宮内庁法の規定でございます。したがって、そういった問題についてそういう御発言が起るのだから、お世に思いますけれども、天皇陛下の私的行為をそれではだれがお世話するかという問題は、宮内庁法制定のときからそういう話が出まして、これはやはり宮内庁の職員が私的な行為もお手伝いするということになってまいっておるわけでございます。ことに侍従というのは、側近の御用をするということは相当ある意

味では私的な御用も入っているわけでございます。そういう点から陛下の御命令で伊勢に行つていられる祭典をおさめるといふようなことがあつてもこれはやむを得ないことであらうと私もは思います。それがお祭りでございますと公務員でない掌典がいたしておりますけれども、そういう一つのお供えの品を持つていくということにつきましては、従来からも、それはしよつちゅうあるわけでございますが、事あるごとに侍従がお使いとして行くわけです。これはまあ私的なことには違ひございませぬけれども、全部私的なことを外しましたらちよつといまの陛下の御日常は成り立たないようなことになりはしないかと考えております。

○秦豊君 だから、宇佐美さんの感覚の中では何事の不思議なしというふうな事柄ですが、これは小さいようで意外に大事なんです。確かに御日常が不自由でないように配慮することは、これはもう国民の一人として当然だと思つて、皇室経済法の論議も、あなた方の提案の趣旨はそこにあると思つて、ぼくたちは反対だけれども、だから、やつぱりこの点は明確にしないと、侍従が個人的な用を足す、この範囲をとめどなくします、これは大変あいまいなことになるのです。

侍従が伊勢神宮に行くときの資格というのは、公務出張ですか、個人の出張ですか、どういうことなんでしょうか。

○説明員（宇佐美毅君） これは陛下のお使いで、内廷の方からの出張ということで参ります。

○秦豊君 そうすると、個人的な旅になりませんか。公務員が宗教法人の伊勢神宮に行く問題にかかわりますよ、それは。それは解釈が逸脱してきますよ。そうお思いになりますか。それは私もお供をしていくわけでありませぬ。しかし、現実にお宮の中奥深くは——私どもは外でお待ちしておりますけれども、しかし、お手伝いしなければならぬ侍従長や若干の侍従というのは、常に奥に入らないと御用が達しないということ、私は、これは私的な行為を宮内庁のそういうおそばの人たちがいたすこと、これは認めていただかないと、それでは一体だれがやり得るかということになってくるわけでございます。これは宮内庁法をつくるときの解釈として、私はいまままで認められておることだと考えております。

○秦豊君 ポイントを取り違えていらつしやいます。私が聞いたのは、憲法二十条と国家公務員、つまり宗教的行為、活動を禁じている二十条と公務員のありようをお伺いしたんです。宮

内庁法との関連とか、天皇の御用をだれが果たすんだというポイントではありません。そういう点を改めて伺つておきたいんです。

○説明員（宇佐美毅君） 重ねてお尋ねでございますけれども、神宮に陛下のお供え物を届けてまいりますということが主目的でございますが、こういう場合に、これが宗教活動と言わなければならぬかということも、私どもは少し考えさせていただきたいというふうに思います。

○秦豊君 これは後ほど、千鳥ヶ淵とか伊勢の問題をどうせ触れるときにまとめたいと思つてますが、一言だけ補足をしておきますけれども、大体宗教学者の間の定説は、神社神道においては、参観という言葉に置きかえようとどうしようと、見学という行為を含めて、出発から帰着までの全行程が宗教教化活動の対象たり得ると、したがって、厳密な意味では観光とか参観はあり得ないというのが定説なんです。ですから、明らかに宮内庁の侍従がやっていることは憲法二十条を堂々と無視しているということになるんですよ。あなた方の感覚は、そんなことはあたりまえだということ、長年もうずっと行つてきた。これからは未来永劫行くんじやないか。こういうことにシビアでないのだめなんです。そういう意味で申し上げているんです。この点については特に留意をされたいと思つています。

（略）

○秦豊君（略）

最初に、宮内庁長官と法制局側の見解をあわせて伺つておきたいんですが、先ほどの侍従の伊勢神宮派遣の問題は、依然としてやはり私には納得がいきかねます。内廷費の使い方等については、たとえば、確かに宮内庁長官は、掌典などの費用は純然たる天皇の私的消費に充てられる内廷費から支出をしている、そういうところの配慮は一応あるにもかかわらず、やはり侍従を伊勢に送る場合などについては明らかに感覚が鈍磨されているのではないかと、やはり憲法感覚が非常にすり減つていて、うふうに言わざるを得ません。やはり侍従は国家公務員であり、天皇の名代ということも個人的な資格ということが許されないと、思います。伊勢神宮は明らかに宗教法人であるというありようであつて、これは明らかに憲法二十条に抵触する慣習であると思つています。これを慣習として見逃すことは余りにも重大であると思つていますから、重ねて宮内庁長官、さらに法制局側のコンファームをお願いしておきたいと思つています。

○政府委員（角田礼次郎君） 法律的な立場からの御答弁を最初に申し上げたいと思いますが、伊勢神宮に天皇が御参拝になるこれは私どもとしては、従来から天皇の私人としての行為である、私的な行為であるというふうな理解しております。それは御指摘のように、憲法二十条との関連においてそのような理解をしているわけでありませぬ。

ところで、天皇が宗教的な、そういう私的行為に限りませぬが、一般的に私的行為をいろいろおやりになる場合にこれをだれがお世話をするかという問題があるわけでございます。それにつきましては、先ほど宮内庁長官からもお話がございましたように、昭和二十二年に憲法が施行され、当時は宮内庁法だったか宮内府法だったかちよつと忘れましてか——宮内府法だったかと思いますが、そういうような問題がいろいろ論議されましたときに問題になったのであります。一つの考え方としましては、あくまで私的な天皇の使用人と申しますか、そういう人々だけで一切そういうお世話をするという考え方もあったわけでございますが、いろいろな議論の末、現在宮内庁法の第一条に、皇室関係の国家事務ということを宮内庁が処理するということになっておりますが、この規定が設けられました、当時この規定を根拠といたしまして、天皇の私的な面についてのお世話も内廷と申しますか、天皇の私的使用人という立場にある人とあわせて宮内庁の職員がお世話をする、こういうことになっていたわけでありませぬ。

ところで、天皇の私的な行為についてのお世話と申しまして、私的な行為についてはいろいろあるわけでございます。先ほど来御指摘のいわゆる宗教的なものとそうでないものがあると思ひます。そこで、現在の分け方としましては、やはり宗教的なものというものについては、これは憲法との関係を考慮いたしまして、先ほど宮内庁長官からもちよつとお話がありました、祭祀と申しますか祭事と申しますか、直接そういうことをやっておる職員は、これはやはり国家公務員である宮内庁の職員では不適当であるということで内廷の職員が当たると、こういうことになっていたしておるわけでございます。

それから、むしろ私的な立場で伊勢神宮へお参りになるわけでございますが、やはりそういう場面におきましても、その中心をなす、その祭事に直接関係のある部分は内廷の職員がやるべきだと思いますが、そこまでおつきとして一緒にいっていくとか、あるいは警衛であるとか、そのほかいろいろ内閣との連絡とか、いろいろ天皇が象徴としてのお立場あるいは憲法に

認められておる国事行為をなさるためのいろいろな連絡とかいうものが当然必要になってくるわけでございます。こういうものは、確かに伊勢神宮へ行かれるというその経過を一つでながめますと宗教的な行為のように、思われまされども、そういう意味の事務は、これはやはり皇室関係の国家事務というふうなことで、国家公務員である宮内庁の職員がお世話をしてもらいんじやなかるうか、こういう考え方をとって侍従がお供をする、こういうことになっておるわけでございます。

○秦豊君 それはあなた私の質問のポイントを取り違えていらつしやる。天皇が自然人としてなさる伊勢参拝、これを私言っているんじゃないんです。国家公務員たる侍従が名代として宗教学者伊勢神宮に行くということは、これは個人というふうなことは許されぬ。やはりこれは憲法二十条の解釈に明らかに抵触をするのではないかと、そういう質問です。重ねて。

○政府委員（角田礼次郎君） ちよつと私御質問取り違えていた面もあると思ひますが、事実関係、余りはつきりしませぬとしたので申しわけありませんでしたが、侍従がかわりに行くということでは確かに、何かあるようでございますが、これは考え方をちよつと申し上げたいと思ひますが、宗教的行為というものについて、あるいは宗教的活動というものについての考え方、いろいろ考え方があると思ひます。

一つの考え方は、教義の普及と宣伝であるとかあるいは信者の教化育成とか、そういうようないわゆる積極的な宗教的活動、そういうものだけが宗教的活動であつて、そして、ただ神社へお参りをするというふうなものは宗教的活動ではないという考え方が一つあるわけなんです。しかし、こういう考え方は政府は実はとっておりませぬ。

その次に、神社へお参りをするという場合でもいろいろな方式があるわけでございます。ただおじぎをするというふうなことともありましようし、いわゆる神道の儀式によつて正式に参拝をするというふうな、いろいろなやり方があると思ひますが、そのやり方によつて、ある場合には宗教的行為あるいは宗教的活動となるだろうと、しかし、非常に単純なおじぎをするだけではそういうものにならないというふうな考え方もあると思ひます。

それから最後に、およそそういうものは区別がつかないと、全部が全部宗教的活動になるんだと、およそ神社に参拝するのは全部宗教的活動であるというふうな考え方もあると思ひます。政府の考え方は、いま申し上げたように第一の説はとつてお

りませぬ。必ずしもとつていないと思ひます。しかし、第二の説のうち、ある区分をつけて、ある種のものには宗教的行為に当たらないものとして許されるんじゃないかというふうな考え方もあるわけでありませぬ。そこで、侍従が天皇のかわりに行かれるという場合も、私実態よく知りませぬけれども、普通の、われわれがただ神社でお参りをするというのが直ちに常識的に宗教的行為とは言われぬ、そういう範囲内のプレーンなものであれば、先ほど申し上げたように憲法違反とあえて言うにも足りないんじゃないかというふうな私には考えまされ、ただ、実態、私にはわかりませぬから、どの程度まで侍従がおやりになっているのか、ちよつとそこところは断定はいたしかねませぬ。

○秦豊君 これはあなたが考えていらつしやるよりも将来にやはいり広がり得る問題だと、やはり憲法二十条の発生起源が、あのかんながらの道、国家絶対神道と絶対君主制たる天皇制とコンパインされて、あの非常に苦しい体験からの教訓を踏まえて憲法二十条というものが厳として打ち出されたわけですね。したがつて、やはり敗戦の教訓をどう吸い上げられたかということにかかわつておるわけなんです。しかるに最近の傾向は、一部にすでに一人アングケート等、靖国法案——表敬法と言つておるようですが、かなり能動的な動きが加わりつつあり、エリザベス女王の来日の際にも、例の伊勢へ参ることが、見学、参観というふうな言葉を使ったけれども大きな世論を引き起こした、そういうことと全部かかわるわけですね。ですから、宮内庁の宇佐美さんがなすつておる中では、先ほど、失礼かもしれないが公のサーバントではなくてすめらぎのしもべであるというふうな見方があるんですよと申し上げたわけですが、その一端にあるわけなんです。それにかかわるわけですね。やはり、侍従は天皇の身辺のことをやるのだ、天皇が行けないときに天皇の祖先を祭つておる伊勢に代理派遣をすることは何ら抵触をしない、宗教的行為じゃないと、その解釈自体に無理があると思ふんです。しかし、十数分しかありませんので、こういう種類の憲法論議をあなたとやつておると果てしがありませんが、私はあなたの方の答弁にはどうも納得ができません。依然としてやはりこの問題は追ひ続けたいと思ひます。あなたの答弁では納得しません。しかし、やむを得ず進めませぬ。

（略）

○秦豊君 これは政府の所管がかなりあいまいになっている部

門の問題ですが、千鳥ヶ淵墓苑の問題をこの際伺っておきたいと思えます。

先般のエリザベス女王の訪日の際に、伊勢については参観であるという解釈がなされて、現実にエリザベス女王はみごとに振る舞われたわけですね。たとえば黙禱もしないし、拝礼に類する行為をとられなかった、優雅に立つておられたという、まことにきわどいけれどもみごとに振る舞われたわけなんですけれども、それは、わずかにエリザベス女王のそういう賢明なある意味の洗練によって回避はされたけれども、依然としてこれは大きな問題を含んでおります。折から衆議院側を中心にしてやはり表敬法についての動きがそろそろ顕在化しようという時期に、やっぱり伊勢の問題についてはもっと掘り下げるべきかと思えますが、そのいとまを与えられていませんので、いきなりこの千鳥ヶ淵の戦没者墓苑について伺っておきたいんです。

これはエリザベス女王の訪日日程の中にも、たしか一時千鳥ヶ淵に行かれてはという案があつて、間もなく消えた、中止になつたというふうな理解をしております。ところが、私の知る限りでは、昭和二十八年の十二月十一日に閣議決定を見ておりますのは、この千鳥ヶ淵の戦没者墓苑というものを日本における無名戦士の墓、つまり無名戦没者の墓に関する件として、行く行くはもっと整備して、いわゆる各国にあるような無名戦士の墓的なものにしてしようということが閣議決定されたわけですね。以後幾多の変遷があつたし、政府の解釈もかなり微妙になつてきたんですが、少なくともいま植木さんがかかわつていらつしやる三木政権においては、今年の三月五日の参議院予算委員会で、自民党議員に対する答弁の中で三木総理が、われわれが外国を訪問した際に無名戦士の墓に花輪をささげるのは国際的な慣習でもある。しかし、日本の場合には外国の賓客が見えてもそういう国際的慣習というのがなかなか容易ではない。しかし、かといって一足飛びに靖国神社がそれにふさわしいかどうかは慎重であらねばならぬ、という意味の答弁をされてるわけです。日本のいま世論をほとんど二分するような形で、やがてまた靖国の後を襲う表敬法が必ず登場してくると思うんだけど、三木さんの答弁はやや一步距離を置いている。しかし、国民のある部分は靖国神社をこそ無名戦士の墓にかわるものとして表敬の対象にしたいという意向がなお強いと思えます。そこで、政府の解釈は恐らくまだ確実に変わつていいるとは言えないが微妙に変わつていいる、変わりつつある、揺らいでいると私は思うんですが、私の主張としては、やはり二十八年の閣議決定を

尊重、維持し、保ち、これを厳守して、千鳥ヶ淵墓苑を、無名戦士の墓として守り、育て、そうして今後外国元首が日本を訪問されたような場合には、いたずらに伊勢、靖国というふうな政治、政争の渦に巻き込まないで、むしろ原点をしっかりと踏まえて、千鳥ヶ淵墓苑をこそそのような対象にすべきではないかと思うんですけれども、それについての政府側の意見を伺つて質問を終わりたいと思ひます。

○説明員(新谷鐵郎君) 千鳥ヶ淵墓苑の性格でございますけれども、先ほど先生からお話ございました昭和二十八年の閣議決定によりますと、太平洋戦争による海外戦没者の遺骨の収集を政府がずっと続けておるんだけれども、その収集をいたしました御遺骨の中で御遺族の方に引き渡すことができないものをお納めするために国は無名戦没者の墓を建立するということが書いてございまして、御遺族の方がわからないものをお納めするためにつくるということがその当時の方針であつたわけでございます。したがうございまして、よく外国の無名戦士の墓とどう違つかうかというふうなことが議論になるわけでございますけれども、私も承知しております限りでは、英国のウェストミンスター寺院の中にあります無名戦士の墓とか、あるいは米国のアーリントン墓地の中にございます墓は、初めから全戦没者を象徴するものとしたしまして一ないし数体の御遺体をお納めしましてあくまで全戦没者の象徴としてお祭りしているという性格のものでございまして、少なくとも最初つくりましたときのいきさつにおいては、やはり外国とは趣旨を異にしたものであつたということが言えるかと思ひます。ただ、こういういきさつでできましたお墓を、国民感情としてこれからどういふふうな考えていくかという問題につきましては、あくまでそういう国民感情の推移の問題として考えていくべき問題であらうというふうに思つております。

【五〇二】第七十五回国会衆議院内閣委員会議録第二十八号(昭和50年7月1日)

(発言者) 藤尾正行(委員長)

〔敬称略〕

○藤尾委員長 国政調査承認要求の件についてお諮りいたします。

すでに承認を得ております各件のほかに、戦没者等の慰霊等に関する事項について議長の承認を求めたいと存じますが、賛成の諸君の起立を求めます。(発言する者、離席する者多し)起立多数。よつて、さよう決しました。

○藤尾委員長 次に、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま要求するに決しました戦没者等の慰霊等に関する件について、議長が承認が得られましたならば、本件につきまして委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することとし、その日時、人選等は委員長に御一任願いたいと存じますが、これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤尾委員長 起立総員。よつて、さよう決しました。

(略)

○藤尾委員長 (略)

次に、戦没者等の慰霊等に関する件につきまして、議長に対し閉会中審査の申し出をいたしたいと存じますが、これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤尾委員長 起立総員。よつて、本件について閉会中審査の申し出をすることに決しました。

【五〇三】第七十五回国会衆議院内閣委員会議録第  
二十九号（昭和50年7月2日）

（発言者）

藤尾正行（委員長）

宇野精一（参考人。東京大学  
名誉教授）

中川一郎（委員）

土居好子（参考人。石井ミ  
ージックプロモーシ  
ョン社長）

木原美知子（参考人。レポ  
ーター）

荒垣秀雄（参考人。評論家）

黒川紀章（参考人。建築家）

根本龍太郎（委員）

徳安實藏（委員）

扇谷正造（参考人。評論家）

安田美代子（参考人。体操指  
導者）

〔発言順。敬称略〕

○藤尾委員長 これより会議を開きます。

日本社会党、日本共産党・革新共同及び公明党の諸君の御出席がございません。まことに遺憾に存じます。やむを得ずこのまま議事を進めます。

戦没者等の慰霊等に関する件について調査を進めます。本日御出席をお願いいたしました参考人は、お手元に配付してあります名簿のとおり八名でございます。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。本日は、御多用中のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。本日の主題は、御承知のとおり、戦没者及びその周辺の方々の御慰霊、その方法あるいはこれらに関する諸問題等々について、従来から当委員会を中心にいろいろ議論がございました。この国会におきましては、こういったいままでの議論を踏まえまして、さらにこの問題を進めますために、国民各層の方々の御意見をちょうだいいたしまして、それらを参考にし、国会といたしましてのとるべき道を探していこうというところにその目的がございます。この委員会を開きました理由もそこでございます。

何とぞ参考人各位におかれましては、本件につきまして、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べたいと、もつてこの件調査の参考にいたしたいと存ずる次第でございます。なお、御意見の御開陳は、大体一人二十分程度順次お述べいただいた後で、必要がございましたらば、委員の皆様方から質疑がございましたらそれにお答えを願いたいと存じます。なお、念のため申し上げますが、衆議院規則の定めるところによりまして、発言の際は委員長の許可を得ることになっております。また、参考人は委員に対し質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御承知おきを願います。それでは、東京大学名誉教授宇野精一君にお願いを申し上げます。宇野精一君。

○宇野参考人 たいま委員長から二十分ぐらいというお話でございますけれども、ほかの参考人とも御相談の上、私は、大体十分ぐらいをめぐらしてお話を申し上げます。

私は、この靖国神社の問題はかねて非常に強い関心を持っておりまして、今回たまたま参考人として意見を述べろというお話でございますので、平素考えておりますことを多少申し上げます。御参考に供したいと存じます。

何から申し上げていいかわかりませんが、私も国民としては、靖国神社というものは特別のお宮であつて、戦没者の方に対しては、国家として敬意を表するということ、もう当然中の当然のことだとかねがね考えておるのではありません。その点は、外国の場合をお考えくださることもすぐわかること

でありまして、これは皆様御承知のとおり、世界じゅうどこでも戦没者に対しては特別な敬意を表しております。当然の結果だと思ひますけれども、外国の軍隊が日本に参りますと必ず正式に靖国神社にお参りをしておられます。私の伺いましたところでは、昭和三十八年以降の平均として大体毎年二カ国だそうでございます。最近におきましては、昭和四十八年にはペルーとチリ、それから四十九年、昨年はフランスとドイツの両国が靖国神社にお参りをしておられるのであります。そのことは戦没者に対しては、いわゆる宗教的な偏見というものはない、どの国でも持つていないという一つの証拠だと思ひますが、日本におきましては靖国神社という、神社という形式でおまつりをしていられるのであります。諸外国におきましては、それぞれの国々の習慣によつて表敬方法を考へておられるのであります。私は、外国のことをよく存じませんのですけれども、たとえばイギリスのケンブリッジ大学を訪ねたときに、そ

このチャペルの石の壁に第一次大戦及び第二次大戦の戦没者の名前が刻まれておるのを私は見たことがございます。これはイギリスの人たちですから、大体はイギリスの正教会だと思ひますけれども、必ずしもそこに名前が刻まれている人はすべてそうであつたかどうか私は多少疑問に思つておりますが、それぞれのカレッジごとのチャペルにその名前が刻まれているのを拝見したのであります。

そこで、日本では靖国神社ということですが、靖国神社、広く言えば日本の神社というものの一般ということになりましようけれども、私は、別に宗教学が専門ではございませんので、一般の神社とか神道とかいうことについて申し上げますことは控えますけれども、靖国神社というものは特別のお宮であつて、国民感情としては、いわゆる神道とかあるいは宗教的な存在とはどうも考えていないと思つております。

問題は、それでは宗教とはどういふものであるかという定義の問題であります。これは皆様もうすでに十分に御議論になつたことだと思ひますけれども、定義が非常にいろいろございませう。人によつては百以上あるいは二百以上もあるといふふうなお説もあるようであります。学者の間でもそういう状態でありまして、宗教といふものの定義もいかによつてはお宮も入ることになるかもしれないけれども、私の個人的な考えとして申し上げますと、われわれが宗教と考へる場合にかなりその特色と思はれるものがございまして、そのうちの一つの特色としましては、非常に排他的であるということがあるように私は思ひます。ところが、日本のお宮といふものは全然そういうことがございません。たとえば私どもの家庭を考へましても、私のうちは仏教でございますけれども、仏壇と並んで皇大神宮それから氏神様などのおまつりをしております。しかも私のところは、狭いものですから、同じ部屋に片つ方には神だながあり、片つ方には仏壇があるということで、私どもは何ら抵抗感もございません。神だなを拜んで、それから仏壇を拜むということは、何の抵抗もなく行われておるのであります。

靖国神社の場合でも、私は同様であると思ひます。かつて私が聞いた話でありますけれども、今回の敗戦後、靖国神社が非常に荒廢しているといひますか、お参りする人もなくて大変さびしい状態であつたときに、どこか外国の婦人が毎朝靖国神社の境内を掃き清めておられたということを、私、新聞記事が何かで拝見したことがございました。これは外国の婦人でありまして、もちろん神道の信者でもございませんでしょう。多分

キリスト教信者だろうと思えますけれども、そういう方が靖国の英霊に対して敬意を表する意味でもってそういうことをしておられたのだらうと思います。これが人間の素直な感情であって、最近承りますと、仏教あるいはキリスト教方面の団体で非常に反対をしておられるようなことを伺いますけれども、それは私、日本のお宮、特に靖国神社というものに対する本当のことがどうもおわかりになっていないのではないかと、大変失礼かもしれませんが、さように存じます。

靖国神社に反対なさる方の御意見というのを、先般日本宗教放送協会と申します社団法人が一万名に対して世論調査をなされて、その結果を私、拝見したのであります。細かいことは、多分資料がお手元にあると思いますので申し上げませんが、全体として約八〇%以上の人が、靖国神社を国家的におまつりをしておられるように御親拝を願うことに対しては賛成をしておられるように私は拝見いたしました。そこで、反対の意見ももちろんあるわけですが、反対の意見を述べておられるのは、もちろんさまざまありますが、反対の意見を述べておられると、政治的に利用されるおそれがあるというのでしようか、結局、軍国主義の復活とかそんなふうなことで反対しておられる方、それが一つ。もう一つは、憲法に違反するという御意見、その辺が主要な反対の理由であるように私は拝見いたしました。忌憚なく私、率直に意見を申し上げますが、政治的利用ということでもし言うならば、現在靖国神社の国家護持と申しますか、たとえば先般エリザベス女王がおいでになりましたときも、英国側としては、当然のこととして靖国神社に表敬訪問をしたという御希望があったように承りますが、それをつぶしてしまつた。これはむしろ現状の反対なさる方々こそ政治的な利用、政治的利用と言ふとちよつとよろしくないですが、政治的にそれを処置しておられるのであつて、どうも国民としての素直な気持ちには立脚していないように私は拝見されるのであります。

それからもう一つの憲法問題であります、これは私がそういうことを申しては、ちよつと専門外のことです。立ち入り過ぎるかもしれません、これも遠慮なく申し上げますと、憲法、憲法とおつしやるけれども、憲法のための日本国民であるか、それとも日本国民のための憲法であるかという素朴な疑問を私は抱いておるのであります。当然私どもとしては国民のための、あるいは日本の国のための憲法であり、その他もろもろの法律であるべきである。法律のために日本国民があるのではないと

いうふうには私は考えておるのであります、もし先ほど来申しますように、靖国神社の国家護持あるいは天皇の御親拝をお願いするというのが国民の世論調査によりますと八〇%以上の賛成があると思ふならば、これはもう実際上ほとんど国民の総意であると申しても私は差し支えないのではないかと考えるのであります。したがつて、そういう国民の総意があるならば、もし憲法上どうしてもそれができないということであるならば、まさしく憲法こそ改正しなければならぬと私は考えます。しかし、憲法改正ということはかねがね問題になっておりました、大変めんどろな手続が要るようでありまして、ただ、そういうことを申しても、それは空論になるおそれがある。そうだとしますならば、憲法を直ちに改正しなくても、現在の憲法の範囲の中でしかるべくお取り計らいを願えないものであろうかというふうにお思ふのであります。

その実例としては、これも皆様御承知のとおりであります、憲法八十九条の規定によりますと、いろいろ書いてございますが、たとえば私どもの関係で申しますと、教育に対しては国家から援助をしてはならぬという趣旨の規定があるようでありまして、ところが、実際には皆様方の御配慮によつて、私は現在、私学に関係しておりますけれども、私学には多大の御援助をいただいております。これは私、専門家じゃございませんで間違つておるかも知れませんが、私の考えでは、これは明らかに憲法違反であると思ひます。もしやかましく憲法八十九条を盾にとるならば、私学の援助は一切してはならないはずのものであると私は思ふのであります。しかしながら私学はいろいろの問題があつて、あるいは国家に対する実際上の寄与ということを考えて、国家としても相応の援助をしようということも趣旨として結構であるし、国民全般が望んでいることでもある。いろいろの事情の上から考えて、しかるべき御処置を経た上で御援助をいただいておりますのであります。

そういう方法もしあるならば、この靖国神社問題に關してもしかるべく御処置をいただいて、国家からの援助と言ふと変ですけれども、国家護持と申しますか、国家が靖国神社をおまつりをする、天皇陛下にももちろんおいでいただくというふうな方法が何かありそうなものだということをお考へるのであります。

現在、宗教的な問題に關して皇室または国家がどのような関係のかかわりがあるかということをお考へし資料で申し上げますと、現在、皇室におかれては、歴史的由緒の深い仏教寺院には必ず

毎年毎年御香料をお供えなさつておられるのであります。これは四十七カ寺に及ぶのであります。さらに特別の寺院には、重要な宗教典儀のために陛下の御意を賜つたりする。これは真言宗の東寺及び天台宗延暦寺だそうであり、それから国師とか禅師号を宣下される。これは曹洞宗の永平寺及び総持寺に對してであります。そういう慣例が、これは昔からであり、引き続き行われておる。それから仏教寺院ばかりではなく、天皇陛下や皇太子殿下が特別にキリスト教の講義をお聞きになるということもある。また神社のうち特別の由緒のあるいわゆる勅祭社、勅命によつておまつりをするお社、特に皇祖をおまつり申し上げておる伊勢の大神宮へは格別の敬意を表しておられることは、これは申すまでもございませぬ。宮内庁におかれは寺院のことは総務課であり、神宮とか神社のことは掌典職というところで担当しておられるのであります、これは政教分離というたてまえからそういうことになつておるものであります。英国では王室はプロテスタントのみを保護するが、日本では皇室は古くからおおらかな態度で、仏教も各宗各派、神宮、神社もおのずからそれぞれに広く表敬されております。一宗派一宗門への特別な集中は避けておられるのであります。これは皇室のあり方としてまことに好ましい、望ましい伝統であると思ふのであります。

憲法では政教分離ということが非常にやかましく言われましたために、先ほど申したようなことも宮内庁の総務課と掌典職ということで分けたら、あるいは国事行為ではなくて内廷行為であるとか、いろいろ御専門の立場からそのような処置をしておられるのであります、私どもが普通の人間として考えますことは、憲法では、「すべて皇室財産は、國に属する。」という八十八条の規定があり、内廷費であらうと宮廷費であらうと「すべて皇室の費用は、豫算に計上して國會の議決を経なければならぬ。」ということになつております。したがつて、内廷費によつて仏教寺院に香華を供えられましても、あるいは皇祖の伊勢の皇大神宮に御参詣なさいましても、日本の皇室としては当然だということに國會がお認めになつたからであるというふうには私どもは考へておるのであります。

法学者のお説では、宮廷費と内廷費とは全く別である、内廷費では宗教支出もいけれども、公務公金、すなわち宮廷費に關してはそれは絶対によろしくないとお説もあるそうです。さらに、御歴代天皇の御陵に對しては、たとえば近衛天皇陵

などは明瞭に仏教的な施設であります。それから明治天皇陵のような神式の、神様の方の施設もございしますが、この所有と維持管理とは国費で行われております。これは恐らく内閣委員会でお決めになったこととございましょう。

それからさらに、私は、実は東京湯島の聖堂の管理団体であります財団法人斯文会というものの理事長をしておるのであります。東京湯島の聖堂というのも国費でございまして、その維持管理については、文部省が所管をしております。現在のところ、費用は斯文会に対しては全くいただいておりませんが、聖堂の中に人徳門というのがあります。これは非常に古いもので重要文化財でございしますが、その修理は文化庁によって国費によって行われております。

なお、斯文会には直接には費用をいただいておりませんが、そういう大きな修繕で相当費用がかさむような場合には、文化庁の方で御心配をくださっているいろいろな施設なり修繕なりをしてくださっております。

その実際の、たとえば孔子のおまつりを毎年四月の最後の日曜日定例日としてやっておりますが、そのおまつりは孔子祭と申します。孔子をおまつりしてあるので孔子祭と申しますが、そこは文部大臣、それから財団法人斯文会が主催いたしますが、そこは文部大臣、それから財団法人斯文会が主催いたします。現在で申しますならば文化庁長官でございまして、文化庁長官は毎年おなじき御出席くださる場合もございまして、文化庁長官を代読のためにいただいております。ことしはたしか安達文化庁長官がおなじき御出席になりました。それから先年は、前のところでは橋本文部大臣と申します。それから大臣とか、まだそのほかにもいらしたと思っておりますが、いまちょっと記憶しておりませんが、そういうようにございましてお出ましになったことも何遍かございまして、それから以前は東京都知事も出席をしておりました。これは東京都知事はたしか御出席いただいたことがございます。ただいまの美濃部都知事になられてから、一切祝辞も下さしませんのでそのままになっておりますけれども、そういう状態でございまして、現在でも文部大臣、文化庁長官が御出席をいただいて、または祝辞をいただいております。

それから、その東京都におきましても、斯文会には、孔子祭にはおいでになりませんが、関東大震災あるいは大東亜戦争の空襲の犠牲者をお慰めするところの東京都慰霊堂——被服廠跡の慰霊堂であります。そこは仏教大本山級の寺院を持ってい

て、そしてそれを維持管理しております。そしてその法会は、戦前からの習慣に従って都の関係公務員も役員に加わって組織されておりますところの東京都慰霊協会の儀式によって挙行しております。これは大変盛大でありまして、毎回都知事や都会議長も参列して、皇族も御出席になつておられることとあります。

こういうことは、政教分離のたてまえをとっておりますところの外国においても一般的な習慣であると同つてありますが、靖国神社においては、何とか皆様の御尽力によってしかるべき表敬方法をお考えいただきたいと切にお願いしたいのでござい

ます。故人の、亡くなられた方のみたまに対する表敬の国家的、公的な事実というのは、このほかにもいろいろございまして、たとえば国鉄の殉職者をまつる鉄道神社とか国鉄主催の築地本願寺における殉職者慰霊法要あるいは管林署におけるところの山祭等々、幾らでもそういう例はございます。

その気になれば幾らでも、そしてまた、先ほど申しましたとおり国民のほとんど八〇%以上と申しますから、これはほとんど全国民の総意と考えてもよろしいと思っておりますが、そういう強い希望がございまして、どうぞひとつしかるべき方法をお考えいただきたい、靖国神社に対してはどうぞ天皇陛下を初めとして自衛隊も正式に参拝ができるように、現在は外国の軍隊が正式参拝をしているのに日本の自衛隊が——もつとも自衛隊は軍隊であるとかないとか議論があるようですね、私どもは軍隊と心得ております。その自衛隊がいわば自分たちの直接の先輩である戦没者に対して公式に敬意を表し、弔意を表するということができるかという、まあばかげたと言つては申しわけないですが、私どもは、率直に申すと実にばかげたことだと考えるのでございます。

どうぞひとつ、靖国神社の表敬方法についてお考えをぜひひたさきたいと切にお願い申し上げます。（拍手）

○藤尾委員長 宇野参考人に対して、委員の皆様方の中で御質疑がございましたらば、いただきたいと思つております。中川一郎君。

○中川（一）委員 宇野先生から私どもの考えておることと大体一致する、非常に貴重な御意見がございまして感激いたしておるところでございますが、もう一つ、憲法問題とか宗教論とかいろいろ御意見がございましたが、野党の反対する方々の主張するところは、靖国神社のおまつりをすれば、もう一回戦争をやる、軍国主義につながるんだというようなことを心配されて反

対しておるようでございます。私どもも戦争を経験して、二度と再び戦争があつてはならない、これはもう日本人の中に戦争をもう一回やりたいなんという人はまずまずいない、どこを探してもそういう芽はない、こう見ておるわけでございます。したがって、靖国神社を国がおまつりをして、国の犠牲者となられた方をおまつりすることは、国家である以上当然のことであつて、何らの矛盾もない。憲法から言つても、そう違反していることではないし、すべていいと思うのでありますが、ただ国民の中には一部、ひよつとすると、社会党初め野党の皆さん方が主張するようない正式には主張いたしてありません、国会で議論もしないのでございますから。正式に主張しているとは言いませんけれども、ちらほら聞いてきます意見の中には、軍国主義に通ずるんだ、戦争復活だ、こう心配しているようでございますが、先生は、この靖国神社を国がおまつりして、日本が再び軍国主義になる、こういうことをみじんでも考えられるかどうか、その点をひとつまずお伺いしてみたいと思つてござい

ます。

○宇野参考人 私の考えを申し上げます。靖国神社をおまつりしたら軍国主義を鼓吹するということはない、ずいぶん短絡した御意見だと思つております。もし戦没者に対して国家が慰霊、表敬の措置を講ずれば軍国主義になるというならば、先ほど来申し上げましたように、イギリス、アメリカ、フランス、ドイツ、ソ連、そのほかあらゆる国がそうだと思いますが、私の知つておりますのはその程度でございまして、それらの国々はすべて軍国主義ということになります。果たして軍国主義であるのかないのか、これは見る人が見ればわかることとござい

ます。率直に申して、私は、いま申しました国の中には軍国主義的な傾向のある国もあると思つておられますが、そういう戦没者を国家がおまつりしたから軍国主義になるというわけではない、別の理由があつたことだと私は考えるのであります。したがつて、日本におきましても、靖国神社を国家がおまつりしたならば軍国主義になるなぞということとは、まことにとんでもないことです。

ことに、これは言わでものことですが、ヨーロッパ諸国あるいは諸外国がもし——もしじゃありません、現在、国家的に戦没者に対して表敬措置を講じておつて、それが直ちに軍国主義にもしなるとは申すならば、日本国憲法の、平和を愛好する諸国民に信頼して、というあの前文が全面的に否定されることに

なるわけでありまして、これは革新諸党の諸君が、現在の憲法をどうしても守り抜かなくちゃならないということ強く主張しておられますようであります、それこそその前提がひっくり返っては憲法を守るも何もないことになってしまうのではな  
いか、率直に私はそのように考えております。

○中川(一)委員 まだ御質問申し上げますが、石井参考人の御意見を承つてから一、二お時間ありましたら伺いしたいと思ひます。

○藤尾委員長 石井ミュージックプロモーション社長土居好子さん。

○土居参考人 ただいま御紹介いただきました石井好子でございます。

私は、本日こうして参考人として御依頼を受けましてこちらに参りましたけれども、私の半生というものは音楽、歌に明け暮れておりまして、不勉強でございますから、皆様の御参考になるようなことを私は申し上げられないと思うので御辞退申し上げたのですけれども、非常に単純な気持ちで話をすればいいというお話でございますので、私が自分自身どういふふう靖国神社というのを思つておるかということだけを申し述べに参つたわけでございます。

私は、いまの芸大、音楽学校を卒業したわけでございますが、私のクラスは男女五十名ぐらゐの生徒でございます、戦争がだんだんたけなわになりましたときに、学徒出陣というのがその年に起きまして、私の音楽学校の時代は、四年勉強したものです、私の場合は、三年半で繰り上げ卒業になつたわけですからして男の生徒たちは軍隊に入つた。学徒出陣の第一陣でございます。それと同時に、私の弟は一年下でございますが、やはり学徒出陣の第二陣で学業を中途で捨てまして軍隊に入つた。私は、いま御紹介いただきましたが、土居というのは私の主人の名前でございますが、私の主人は特攻隊の同期の桜と言われまます生き残りでございます。

そういうふうには、私の近辺には、やむを得ず軍人になつた人または進んで国のために出ていった人がたくさん私の青春時代にいたわけでございます。そういう意味では、靖国神社というものの対しては、国のために亡くなられた英霊ということに対する尊敬の念こそ持つておりまして、それが問題にされるときかエリザベス女王がいらしたら靖国神社に行つてはいけな  
いなんて言う、これはどういふことなのかしらと私には全く理解ができない、わからないことなんです。ですから、私自

身何でこんなことがこのような問題になつて、私のようなものが参考人などに出てくる問題なのかということ——靖国神社が国家的に平和祈念の碑というふう設定されることを、私は心から望んでるわけでございます。

そしてまた、いま非常ににわか勉強で、いただきました御本やパンフレットなど読ましていただきましたけれども、宗教的な反対ということがあるようでございますが、それも私は全くわからないのです。なぜかと言いますと、亡くなった英霊は、仏教の方、日蓮宗もいたら真言宗もいらしたろうし、キリスト教もいらしたでしょうし、いろいろな宗教の家庭の方が亡くなられているわけで、そういう方が英霊となつて一つの神社にまつられている以上、宗教というものがそこに非常に大きく出てくるということはないのじゃないか。先ほど宇野先生がおつしやいましたように、私は、神社ということだけで非常に割り切れちゃうのですけれども、そこがまた割り切れないというのは、宗教団体の非常に心の狭い悲しいことではないかというふうには私は思ふのです。

そしてまた、軍国主義ということがここへ出てくると、これがまた私にはわからないのです。軍国主義と言いますけれども、亡くなった方たちは、軍国主義だつた方ももちろんいらつしやる、そしてそうでない方もいらつしやつたでしょう。けれども、すでに軍国主義なんというものは、靖国神社のときに取り上げられるというものではないのじゃないか。これは日本という全く新しい国家がいまここにあるわけですが、その新しい国になるために血を流された方たちのまつられている神社であるのに、何でそこに軍国主義というものが出てくるのか、それが何といふかおかしな話で、私にはまた理解できないわけでございます。

そして私は、シャンソンを歌つておりました、七月十四日というのはパリ祭でございます。日本ではパリ祭と呼んでおりますが、これは七月十四日のフランスの革命記念日でございます。この七月十四日の革命記念日一つの政として、国家の事業として、そして外国にまで知られているパリ祭というものを、それはフランス人がたくさん血を流してかち取つた、一つの新しいフランスになるための血を流した革命の日だつたわけでは  
私どもは、戦争というものを、言葉をかえて言うならば、革命記念日であつたつて構わない、一つの革命的なものであつたといふふうな考えをたつていいんじゃないか。私たちは苦しい戦争といふものを経てきて、そしてそれによつて血を流して亡くなられた方々というものに、私どもは心から哀悼の意を表し、感

謝の意を表していくということ、それはフランス人が革命の露と消えていった人々にささげる気持ちと余り変わらないんじゃないか、むしろ同じような気持ちでこれを受け取つていいんじゃないかといふふうには私は考えるわけです。

それで私どもは、やはり先祖といふものがあるからここへ存在している、私にとつては戦争は身近なものだつた。けれども、私の孫のような年ごろの方になつてくればそれは身近でない。だんだんだんそういうものは薄れていくもので、それは当然のことだと思ふわけです。けれども、その先祖に対する感謝の気持ち、先祖がいかに戦つて苦しんで、そしてこのようにして死んだということを知つていけないということは、日本人としては非常におかしなこと、日本人である以上、自分の先祖がどのように血を流して、そしてどのようにその中から新しい国をつくつていったのか、その方たちに対する感謝の気持ちといふものを持たないということは教育上欠陥がある、欠陥の子供に育つてはないか、私は、そういうふうな思つて、これは人間としての礼儀といふものではないかと思ふのです。

ですから、そういう意味で、この靖国神社といふものを考えたときには、どうしてこの靖国神社が問題になるのか私には全くわからなくなつてしまふ。そして先祖を敬う、そしてわれわれのために戦つてくださった方たちに感謝をささげる、そういう気持ちを持たないで生きていくことはよろしくないことだと私は思つております。

そういう意味で、靖国神社が問題になるということは、わからないということにまた入つてしまふのですけれども、またま私は、この国会といふところに初めて参りまして、そしてこのようなところで私がおかしくも物を言わせていただくのも、もちろん初めてのことでございます。私は、早く参りまして、ははあこういうことがあるんだな国会ではと思つてながめたことがまずあつたわけです。といひますのは、初めにお話ございましたように、きょうは共産党の方も社会党の方も公明党の方も御出席がない。それはどういふ理由かということの深い理由は私は存じませんが、きょうは私どもは参考人として来たので、私は父が自民党だから、そのあたりで勤ぐられてしまふせいもあるかもしれないけれども、私自身、自民党員でもないし、一人の歌手として歌を歌つてきてまじめに生きていけるというだけの人物でございます。そういう私とか、次にお話させていただく木原美知子、この木原美知子といふのは、皆さん御存じのように水泳のチャンピオンだつた人、みんな



全く各界から何の異論もなく出てきている。私どもの話も——私の話なんか大したことないから、別に聞いていただかなくともちっとも構わないのですけれども、でも聞いてやろうじやないか、どんなことを言うか、生意気なことを言ったら反対してやろうとか、もうちよつとそこを広く物を考えていただけなものなのかということ、私にとっては全くびびくりしたことではないです。

それと同時に、私自身、父が選挙をしてきて、大変な選挙で皆さんは衆議院議員になられるわけで、私もよく身につまされて知っているわけですけど、皆様、共産党の方にしても社会党の方にしても、苦しい苦しい選挙をなさって、そしてたくさんの方たちの賛同を得てこの議員になられておられるりつぽなお方にかかわらず、何でそのような子供っぽい態度をされるのか。それを私は、きょうは非常に悲しいこととして胸に刻みつけてさせていただきます。（拍手）

○藤尾委員長 レポーター木原美知子さんにお願いたします。

○木原参考人 木原美知子です。  
先ほどの石井好子さんの話は、そのまま私の話みたいない感じのように思っていて聞いていたのですけれども、私は、当年として二十五をちよつと過ぎておりました、もう小じわも目立つ年ごろになったのですけれども……（「ノーノー」と呼ぶ者あり）ですが、そんなに若いのですか。私の父、母というのは、やはり戦争を知っている年代でございます。韓国神社ということについては、小学校へ上がるころか中学校ぐらいのときに、うちの父が東京に来た際に、私とうちの母を連れて韓国神社にお参りしたことを覚えております。そのときに、こは国の戦争で亡くなった人をまつてある神社だということを父から聞いて、それ以来、そう私も関心はございませんでしたけれども、こういったところで意見を述べるといことで、早速参議院の方からいろいろな資料をもらいまして、実はきのうばつと見た感じなんですけれども、私の意見としては、国のために戦った人を国でそういった靖国神社を設けてやるということとは、われわれの年代としても何ら抵抗はないわけですね。自然とそういう意見が出てきているのに、自民党のその票を集めるためにとか、そういう裏をかいて意見を述べるといことすら何か非常におかしなことであつて、もう少し自然ということを考えて、いろんな、何というんですか、われわれの年代にしても——国会で論じている問題なんか、非常にけんかざたみたいな感じに受けるわけですね。物をストレートに言つても、またその言つ

たことに対しての裏目をとつて話をあれするといことで、何だかやくぎのけんかか変わらなみだに私なんかは思うのですけれども、教養と知性のある方が選ばれて議員になっておられると思うと、何かわれわれテレビから見ている雰囲気として、何だ、本当にその辺のチンピラの人たちと変わらないようなあれをしているというふうなふうに見えるんですけれども、国のために亡くなった方を葬つて韓国神社でやるということ、そういった自然の気持ちから出ていることを、揚げ足をとつて何だかんだと言つことすら私はおかしいと思うのです。

たとえば私のうちでは、私は、小さいときから日曜学校に通つて、学校の方もキリストの方に行きましたけれども、うちの母は金光教という神社のおまつりの方に行つて、うちの中でもいろいろ宗教のあれが分かれております。私は、水泳をやつていた関係上、家の雰囲気としまして、だれがどんな神を自分で信じようとそれは勝手だということですから、うちの母も私の日曜学校のバザーに来たり、私も金光教のおまつりに行つたりして、自由に宗教をあれして、私も金光教のおまつりに行つたりして、自由に宗教をあれして、私も金光教のおまつりに行つたりして、自由なところに行つても、たとえば神社に行つても教会に行つても、自然と手を合わす気持ちというのは変わらなと思うのです。靖国神社に行つて、その神社の前であぐらをかいて何かぶざまなまねをしたり、そういうことはおかしいのであつて、やはり本来の人間としての自然な気持ちを持つて祈るという気持ち、これは人間の本来の姿じゃないかと思うのです。私たちは、戦後つ子で非常にドライな考えを持つていますけれども、家庭の環境がそういう私いま述べたような意見になつたと思うのです。普通の家庭の環境で育つた人間であれば、現代つ子であれ戦後つ子であれ、国のために亡くなった方を葬るといことは、これは何らの異存もないといことです。

先ほど石井好子さんが言われましたけれども、社会党の方また公明党の方が出席されていないといことは、やはり非常に残念なことでありまして、たとえばこういう席で意見を述べるといことは、私の周囲の友達、関係者は知つていられるわけですね。帰つたら必ず聞くと思うのです。みみちゃん、きょうはどうだつたといことを聞かれると思うのですけれども、そうすると必ず自民党の方は非常に熱心に來られましたが、社会党関係、また公明党の方は一人も出席されなかつたといことを、やはり何人かの方に私も言うのじゃないかと思うのですね。問題に挙げられたことは靖国神社のことであつたけれど

も、私の意見を素直に述べて帰つたといことを私なんかの関係者にも言うと思つのです。

先ほど石井好子さんが言われたように、やはり私たちの先祖をまつるといことは、幾ら戦争を知らない私たちであれ、これからもつとつと私たちの若い年代に移つても、自分のところの先祖を守るお墓とか、そういうものは、年に何度か、小さい子供であれ、手を合わせて祈る気持ちというのは変わらなといことなんです。それがもつと大きく、国のそういうもので戦つた人に対しての祈りといこと、これは忘れてはいけなと思つます。だから、もつと強い姿勢で自民党の方も闘つてほしいとい気持ちいま私は思つました。

統計的に見ましても、反対意見というのはごく一部なわけですね。ミカン箱の中に腐つたミカンをはうり投げていると、新鮮に食べられるミカンがどんどん腐つていくといふような感じをいま私受けたのですけれども、腐つたミカンは無理してもやはりほうり投げて新しいミカンを食べていくといふ姿勢を私はとつてほしいといことを感じました。

何か非常に生意気なことを言つたような感じですが、自分か思つたままを言つてほしいといことですので、意見を述べさせていただきます。どうもありがとうございます。（拍手）

○藤尾委員長 評論家荒垣秀雄君。

○荒垣参考人 私、荒垣でございます。

私、千代田区の番町に住んでおる関係で、ときどき散歩がてらに靖国神社など、千鳥ヶ淵墓苑などの方に行つてよくお参りをいたします。行きますと、片方だけじゃなしに、足を延ばして両方ともお参りをするともよくあるのです。行きますと、やはりおさい銭はささげますので、けちなようですけれども、大体十円玉を二つか三つくらいおさい銭箱の中へ投げ入れます。それから千鳥ヶ淵墓苑の方には花を用意してありますので、この花が一輪百円で、三度に一遍くらいは百円を出してその花を献花いたします。散歩がてら行くのですけれども、私は、直接の遺族ではありませんけれども、親類や友人、知人にたくさんそういった戦死者、戦没者を持つていられる人がおりますから、そういう人たちのことをいろいろあれこれ思つたり何かして祈念をするわけがあります。

いつ行つてみましても、靖国神社の方は本当に人波が引きも切らずといふありさまで、非常にたくさんの方が参拝されておりまして、団体もあれば家族連れもある、個人もありませんが、

やはり長年国民がなじんでおるといふことで、宗教というように余り関係なく、理屈なしに自然に足がそつちに向いていくのではないかという感じがいたしまして、平均的日本人の姿というものじゃないかなという感じがするわけですね。

千鳥ヶ淵墓苑の方は、御存じのように無宗教で、太平洋戦争の全域にわたって名もわからない人たちの遺骨を集めて納めてあるわけですが、こつちの方は人影が非常にまばらでして、朝早く行ったり何かしてもほとんど来ないようなことがよくあります。どういうわけか入苑禁止というさくを入りに置いてあることが非常に多いので、それで、来て中へ入れないのかなと思つて引き返していくような人もあるようでありました。ここは飛び地みたいになっておつて、立ち寄りにくいという立地的な悪条件もあると思うのですが、やはり戦後新しくできたもので、まだ国民一般になじみがあります。あそこは参詣の方が少ないんじゃないかとも思うのであります。あそこは非常に狭いところでして、何か狭く区切つてあつて閉鎖的な感じがするわけですが、あれをもしも千鳥ヶ淵のお堀や北の丸公園の方にあけてつないでいただたら非常にいいんじゃないかと思うのです。欲を言いますと、靖国神社と千鳥ヶ淵墓苑というのは隣り合わせみたいなものですから、途中に農林省の分室とか病院なんかありますけれども、できればああいふところを取つ払つてしまつて、全部つないでしまつていふようなことにしたら、東京における最も都心部の中心部に、ど真ん中に国民の慰霊の庭といひますか、平和祈念の庭といふようなものができて、非常にすばらしいのではないかという感じがいたします。

そこで、戦没者などに対する慰霊追悼の行事のことでありますが、戦後三十年もたつて、やつてはおるのですけれども、何か中途半端なような感じで、ちゃんとした国に殉じた人たちの慰霊の行事をやつていないといふことで、何かまことに申しわけないような感じがするわけですね。一軒一軒の家にしましては、晴れて法要を営んでやれないような感じで、まことに申しわけないといふ気持ちがするわけでありました。もちろん日本武道館なんかでも慰霊の行事が行われております。この武道館というのは、国葬があつたり国民葬があつたりしておりますけれども、またロカピリーの舞台になつたり、歌謡曲の大会があつたり、いろいろなさういふ興行ものがずいぶんあつて行われておりました。慰霊祭をやるときなんか、ロカピリーなんかがあ

られもないらんち騒ぎをしたそのステージに臨時に英霊のシンボルみたいなものを持つてきて、そこへ行つて拜んでも何かありがたみが少ないんじゃないか。何かあそこでやつても慰霊祭として、慰霊の行事として所を得ないという感じがするわけでありました。

それから、靖国神社にも戦後天皇陛下が何回かお参りになつていらつしやるわけですが、これは何かやはり天皇の私的な行為としてやつておられるのださうでして、また、私的な靖国神社をお参りになつてもいいといふような声もあるようでありましたが、しかし私はちよつとおかしいと思つて、国に殉じた英霊、その慰霊、追悼の行事をするのは、これはあくまでもやはり国家的行事として正々堂々とやるべきものだ、それが英霊に対する国民としての礼儀であるといふふうにも思つておられます。それから天皇様がおいでになるのも、国の象徴の天皇が何か国に殉じた英霊の慰霊の式に私的に行くとか、あるいは何かあちこちに遠慮しいしい気がねしながら、こそこそでもないでしようけれどもおいでになるということは、これはどうもふさわしくない。やはり天皇様がおいでになる以上は、これは国の象徴であられるお方でありますから、やはりちやんとした公式な行為として行かれるべきではないか、それが本當の姿ではないかといふふうには思つておられます。

そういうことになると、憲法論議がやはりいろいろやかましくなつてきて、私は、そのことは詳しくは知りませんが、信教の自由、政教分離、天皇の国事行為といふようなことといろいろうろろく問題がござらつてくるわけでありました。その憲法論議を拜見してみますと、一々ごもつともなことで、なるほどさうかいなと思つておられますけれども、しかし、こういう違憲論議が今後も続く以上は、国に殉じた人たちに対する国家行事としての慰霊、追悼の式といふものはいつまでたつてもできないんじゃないかといふ気がするわけでありました。

それで、外国の英霊は安らかに眠つておられるわけですね。フランスではパリのエトワールの地下に眠つておられる。それからアメリカはアーリントン墓地の無名戦士の墓に眠つておつて、そうして大統領も、外国から来た元首その他も、また日本の天皇様がおいでになれば、これは元首ではありませんけれども、やはりそこにお参りになるということ、内外ともに外国の英霊はさういふ、公認されて、そして国民からも国際的にもさういふ敬意を払われておられるわけでありすけれども、日本の場合は所がない、英霊が安眠する場所がない、国によつて認知されてお

る場所がないといふことで、日本の英霊だけが何か安らかに眠られないでさまよつておるといふ感じがしてならないのであります。

憲法は、これは大切でありすし、憲法のたてまえを守る、尊重をするといふことは非常に大切なことでありすけれども、何かいまのような問題を考えますと、憲法の前に人間があるんじゃないかといふ感じがしまして、憲法は非常に大切であるけれども、憲法をつくつたのは人間でありすし、やはり人間、ヒューマニズムといふたようなことで、そこに言うに言われないものが、憲法以前の人間の問題があるんじゃないかといふ気がするのです。

そういう点で、いつまでたつても憲法論議、違憲論議で続けておきますと、英霊もなかなか眠ることができない。しかし、その違憲論議をなさる方も、さうした戦没者に対する慰霊、追悼をしてはならないといふことは一つも言つておられないわけです。全部それは大賛成なんでありす。慰霊行事を妨げる、やらせないといふ考えは毛頭ないものであつて、これはひとしく国に殉じた英霊のためには慰霊、追悼の行事をしなければならぬ。ただ、国民の多数が納得する形でやりたいといふことだけが違つたんじゃないかと思つておられます。ですから、国に殉じた英霊のためには慰霊、追悼の国家行事をやるといふことについてはどなたも反対がないのでありまして、さういふ点では決して国論が二分に分裂しておるといふことは絶対にない、一致しておるのであると私は思つておられます。

さうであるならば、やはり英霊の慰霊、追悼の国家行事をやるのだといふ大方針を立てたならば、それをいかにして実現するかといふことで、皆さんがもう少し虚心坦懐に前向きに話し合つて、ある程度は譲り合つて、そして一つの最大公約的な結論をお出しくださることが非常に望ましいと思つておられます。もう戦後三十年にもなつておるのですから、もうこの辺で区切りをつけて、ちゃんとした慰霊、追悼のことはしていただきたいといふことは、国民ひとしく願つておるところじゃないかと思つておられます。

さういふのに一体どうしたらいいのかといふことは、大変むづかしい問題でありす。私は、民社党の案といふものを拝見いたしました。これはなかなかいいんじゃないか、大体平均的日本人の常識の線をいつているんじゃないか、その最大公約数的なものをあつて表現されておるんじゃないかといふふう

平和記念の日ということにして、戦没者を悼み、平和を祈念するという目的で国家的なそうした行事をしようという趣旨のようであります。原爆の日はずいぶん盛んで、原爆の犠牲者に対して申うという気持ちは非常に全国的に熱心なものであります。八月十五日というのは敗戦というように、何となしに国民もいやな気持ちがあるわけですが、どうもあの日だけは避けて、よけて通っておるような感じがいたします。国民の祝日にも、体育の日であるとか年寄りの日、子供の日とかいろいろ生きておる人間、生き仏様をお祝いしたりする行事はたくさんあるのですけれども、何か国民が反省する日とかあるいは平和を願う日というようなものがあの中に含まれていないんですね。これは、やはり国民祝日として何か一つ大きな忘れ物をしておるような感じがいたします。

そうした慰霊、追悼あるいは平和祈念というものを国民の祝日の法律案の——祝日というのは、ちよつとふさわしくないような気もするのですけれども、まあ昔で言うところの旗日ですね、旗日というようなものの中にそれを入れるという点で八月十五日をそうした祝日の一つにして、その日に全国的に慰霊、追悼をやる。その日は神社仏閣はもとより、キリスト教会においても千鳥ヶ淵墓苑においてやる。その中央行事として靖国神社において天皇陛下が御参拝になる。内閣総理大臣も衆参両院議長も最高裁長官も参詣するということにはどうかという意見——それについてもいろいろまた反対論が出てきそうなお気もするのではありませんけれども、靖国神社というものは、もちろん宗教法人で神道ということになっておりますけれども、あそこに参拝する人たちの姿や気持ちには、必ずしも宗教的にこり固まっているような感じはないのであって、昔の招魂社以来の長年の伝統でなじんでおるわけであって、余りそういうことにかたくなにこだわることはないのではないかというふうにかたくなに考えています。

そういう意味で、この民社党がお出しになつておる案、あの精神を初めの案にも大いに組み入れて、そして大体そのくらいの線で国民の納得を、皆さんの納得をいただいて、一日も早く国に殉じた人たちの霊を慰め追悼するというようにしていただきたいというふうにも私に思ふわけでございます。

○藤尾委員長 この際、中川一郎君から宇野参考人に対して御質問をいたしたいという申し出がありますので、これを許します。中川一郎君。

○中川（一）委員 宇野参考人には長時間お待たせいたしました申しわけございません。

さっきのことに関連いたしましたして、私は、靖国神社をおまつりすることによって軍国主義などというものを想像するのがおかしい。逆に、いま荒垣参考人からお話があったように、靖国神社をお参りするとは、国家、国民にとつて二度と再びあのような戦争はするべきでないという反省の日に私はむしろなるんじやないか、しかも間違つた戦争と言われる大東亜戦争に二度としてほならないという誓いになるのではないかと感じました。靖国神社を憲法その他によって問題があるから一切だめだ、こういう参考人の素直な御意見も聞くことができないような方々があるとすれば、あるいは現実あるわけですが、こういう人方は何か私に人間的に欠陥があるのではないかと、精神的に少し——先ほどの木原さん、若いお嬢さんの腐つたミカンだ、こんなものは取り除いてしまえというあの言葉には、私は本当に感動したのでございます。日本人の、戦争で犠牲になられて妻や子供を残し荒野の果てに散つた人何らかの、憲法違反にならない程度におまつりしたいというその気持ち、何人間性には欠けた欠陥者じゃなくとも同情してみたいような気もするのですが、私の考えが間違つていないかどうか、この二点について、もしお時間がございましたら荒垣参考人からお聞かせいただければ幸いです。

○宇野参考人 後の方から私の考えを申し上げますと、私も率直に申せば腐つたミカンと言いたるところですけれども、そこまで申してはあるいは言い過ぎかもしれません。しかしこの問題に関する限り、私は、本当に日本人として恥ずべきことだというふうにかたくなに考えます。

私も実は、きょう参りましたのは、むしろ反対なやつていらつしやる社会党、共産党、公明党の方々に私の意見を申し上げて、そうしていろいろ御質問があれば私の意見も申し上げてと実は考えておつたのであります。おいでになりませんでした、いづれまたあとで速記録でも読んでくだされば幸せだと存じます。それから、初めの方の御質問ですが、それは人によりけりでもちろん結局反省ということにつながるでしょうね。私なんかの気持ちですと、今度の戦争で直接、私の兄弟には戦死したのはおりませんけれども、私のいとこの子供とか親しかった友人

とか、そういう身近な人たちがたくさん死んでおります。古いところでは日露戦争などでも戦死したのがあります。そういう人たちに対して、ほんとうに魂安かれと祈る、そういう気持ちで非常に私としては強い。お参りしましたときには、そういう気持ちが一番強うございまして、そこで、たとえば広島島の原爆みたいに、二度と戦争はいたしませんとか、そういう気持ちは私にはございせん。もともと戦争はだれも好きな人はいない。先ほどおつしやつたとおりだれも好きな人はいません。好きこのんで戦争するばかりはいない。しかし私は、また逆に申しますならば、それじゃ踏んでもけつてもたたかかれても、何でもかんでも戦争さえしなければいいのか、こう言われますと、私は、それには賛成いたしかねます。やはり国には国としての名譽というものはあるはずで、日本の国の名譽が侵害される、あるいは国としての存立が困難になるときは、これは好まないことではあるけれども、立つて戦わなければならぬ、そういうことも望まないことだけれども、それは向こうさんの方でありますので、こちらが幾ら望まなくても相手の出方によつてはそういうことになる場合もあろう、そういう場合にはやむを得ないというのが私の考えでございます。

反省の日になる人も私は必ずあると思ひます。ですから、靖国神社に国家護持をしたり、国家でおまつりをしたから、そこで戦争を鼓吹するという考えは、どうしても私には理解できません。

それから、先ほど申し上げようと思つて落としましたが、ついでに、関係ございせんがちよつと申し上げますと、先ほど荒垣参考人がおつしやつたのですが、天皇陛下も私的な立場で御参拝になつたことがあるということを伺ひまして、大変恐れ多いことだと思つたのでございます。と申しますのは、天皇陛下には私的なことではないはずなので、それは宮中においてただお暮らしになつておられる場合は、もちろん私的なことではないけれども、一歩外にお出になればすべて公的なことであつて、私的に参拝ということは私にはちよつと……。まあそういう形をとつたのでしようけれども、私には何か理解できないところがございます。

先ほど申し上げたかったのは、実は新聞の記事などでございますけれども、六月十二日の東京新聞の「筆洗」というところに出ておりました。故吉田首相は占領下の昭和二十五年マッカーサー司令部の反対を無視し「総理大臣が参拝するのは当然

である」と言って参拝し、翌二十六年の秋季例大祭にも公式参拝をしている。」ということがございます。それでさらに、これは申しなくてもいいことかもしれませんが、「三木首相も率先、クリーンな気持ちで公式参拝なさってはどうか」ということが書いてございました。私も全く同感でございますので、御質問には関係ございませんが、申し添えさせていただきます。

○中川(一)委員 どうもお忙しいところ、ありがとうございます。

○藤尾委員長 建築家黒川紀章君。

○黒川参考人 黒川でございます。

私は、この問題に関しまして、宗教学者でもございませんし、実は余り突き詰めて考えたことがなかったわけですが、素人の意見としてお聞きいただきたいと思っております。

まず最初に、私、非常に興味を引きましたのは、せんだって五月に社団法人の日本宗教放送協会がなさった靖国神社に関する世論調査の結果でございます。これは新聞等の報道によりますと、その設問の仕方が誘導的であって、この結果を十分に評価することはできないというような批判も出てくるようでございますけれども、私も建築家であると同時に、実は社会学工学研究所という研究所を持っておりまして、世論調査とかあるいは意識調査については数多く実施しておる立場から、こういった世論調査をどう読むかという読み方については専門家のつもりでございます。ですから、そういった幾つかの問題点を踏まえて、この結果について私なりに読んでみますと、一つ重要な問題が出てくるように思います。

それは、この世論調査の中で問一、問二、問五、問七が非常に圧倒的に多くの支持を得ている。これはどういう内容かといいますと、第一問の、国のために戦争などで亡くなった方々に對して国として追悼行事を行うことは賛成であるという意見がほぼ八〇％に達しているということ。それから国のために戦争などで亡くなった方々が靖国神社にまつられていることは当然である、それでいいという意見がやはり八〇％を超えているということ。そして問五の、天皇陛下が公式に靖国神社に参拝なさることについて問題なしとする意見が八〇％を超えているということ。そして問七の、国のために戦争などで亡くなった方々に対して、国民のだれもが宗派にかかわらずみたまを慰めることについては問題がないという意見が八〇％を超えている。この四つの問いに対する答えというのは圧倒的な支持を得ているというふうには、設問のされ方に多少問題があるとしても私は

思います。

それに対してまして、問三、問四、問六の問題は、相対的に見ますと幾つかの疑問が出されているのだというふうにはこの結果から読んだ方がいいというふうには私は思います。つまり問三では、これは現在、靖国神社が宗教法人になっているといういきさつの問題、それが占領当時の強制的な問題であったかどうかという非常に技術的な問題については知っている人が非常に少ないということ、あるいは追悼の式典を靖国神社ですることに於いては五七％という数字が出ておりますけれども、先ほど私が申し上げました四つの問いに対する答えに比べますと相対的に低い。これは儀式的の形式に係るからだと私は解釈をいたします。つまり技術問題といえますか、やや細かな問題に触れてくることでは圧倒的な多数の支持というわけにはいっていないということがむしろ読み取れるというふうに見た方がいいと思っております。あるいはさらに、靖国神社を国が特別に世話をする、つまり議論されておりますような、靖国法案にありましては、確かに数字としては六四％という過半数になっておりますが、相対的に見ますと、先ほど最初に挙げました四つの設問に比べて相対的に低い支持であるということから考えますと、私は、この世論調査の読み方を私なりに次のように考えたいわけでは。

つまり、戦争のために亡くなった方々に対して国として追悼行事をする、あるいはそれが靖国神社にまつられているという事実、あるいはそれを国民だれしもがみたまを慰めるということ、あるいは天皇陛下あるいは国の代表である総理大臣が公式に参拝をなさること、こういった基本的な問題については問題がない。つまり、国民感情から言って国民の圧倒的な支持が出されているんだ。それが技術的な問題になりますといろいろな問題が派生してくる。そこで、問題を二つに分けて解決する方法というものがいろいろある感じがいたします。

私、いままでのいきさつを多少資料等を読ませていただきましたが、従来の靖国法案が何度も廃案になったいきさつの中には、やはりどちらかと言えば、余りにも憲法議論とかあるいは靖国神社をどうするかという技術論に陥った議論が多過ぎたのではないかと。そういう議論の裏側で、本当に国のために犠牲になった人々をしのんで感謝したいという国民感情にどうこたえるかという基本的な問題が実は見落とされてきた。それが実際に実現していないという、そういう基本的な問題に立ち返ってこの

問題をどうしたらいいか、もう一度考え直していただきたい。むしろ今回の、多少議論にもなっておりますこの世論調査の読み方も、実はそういうふうには読めるのではないかと私は考えております。

そこで、まず私、国民感情から言ってもそうだと思うのですが、不思議に思うことは、先ほども申し上げましたように、国の象徴である天皇陛下とか総理大臣あるいは外国からの国賓が、素直な形で国を代表して公式に参拝できないというのは非常に不自然である。これは海外の例から言っても非常に不自然だと思えますし、それに関連して、こういった問題に対して日本人は余りにも敏感過ぎるのではないかと。せんだってエリザベス女王が伊勢に参られたときに、ちょうど私はイギリスにおりました、イギリスの国民の反応といいますか、ちょうどイギリスのチャールズ・ジェンクスという評論家とこの問題についてロンドンで議論をしておったわけですが、非常に不思議である、エリザベス女王が伊勢に行かれる、そこで素直な形で参拝されることに対してどうして日本人は神経質なのか、日本人のこの心理についておまえの意見を聞かせてくれというふうな質問を受けたことがございますが、確かに日本人はこういった問題に少し敏感過ぎるのではないかとはいふふうに思います。

それで私自身、仏教徒でございますが、信徒とは言えないかもしれませんが、浄土宗というものを学問的に少し興味を持って研究しております。しかし一方では私は、正月になれば伊勢神宮にも参拝をいたしますし、明治神宮にも参拝をいたしますし、一年に一度ぐらいは靖国神社にも参拝をいたします。それは素直な気持ちで、自分がどの宗派に属しているということと無関係に、自然にそういう気持ちになるから行っているだけのことでございますけれども、考えてみますと、こういった問題が、ただ靖国神社の問題、戦没者をどう慰めるかという問題以外にも、今後の日本の国民一人一人の心の安らぎという問題にも関連して重要な問題になるのではないかとはいふふうな気がいたします。先ほどの世論調査を年齢別に分析した資料を見てみますと、世代の意識差というのが非常につきりと出てくるというのには私はびっくりいたしました。若い年齢層、若い世代になればなるほどこういった問題に無関心であるという事実でございます。で、このことがいいたいかどうかというのを、私は非常に重要な問題として考えております。特に自分の親、子供、親戚を戦争で亡くした方、私は、亡くしておりませんが、亡くした方は、直接自分の肉親の問題、あるいは子供

の問題、親の問題としてこの問題を真剣に考えておられるといます。しかし、そういった世代が次第に少なくなっていくというのは当然のことです。私ももともと、若い世代になればなるほど戦争というのは遠い昔のことになってまいります。しかし遠い昔のことになればなるほど、国民として戦争の犠牲になった方々をどうするのか、これは肉親に対する悲しみというものを越えた、国民一人一人の問題として大きくなくていくのが当然ではないかというふうに思います。そこでは個人の信仰とか宗教を越えた問題として、日本というものが戦争をした、それによって犠牲になられた方がたくさんおられる、そういう人々を、直接自分の親とかきょうだいに對する愛情あるいは慰霊ということを越えた問題、つまり宗教を越えた問題、国民一人一人の問題として考えていかなければいけない時代にこれからなっていくわけで、そういう問題に対していまだういうふうな道をつけていくかということが、これから重要になるのだというふうに思います。

総理府の三年前に実施した世界の青年、日本の青年という世論調査がございました。これは世界の青年の意識調査をしたものでございますが、それを見ますと、非常に特徴的なのは、日本の青年というものが七四％信仰を持っていないと答えております。これに比べてアメリカとかフランスとかドイツ、これは一三％、一九％、六％、信仰を持っていないと答えた青年は非常に少ない。こういう日本の国民性があるということをお頭に置いて考えますと、だからこそよけいに、私どもは宗教を越えて先祖を敬い、あるいは国のために命をささげた人々を国民感情を大切にしまつていく、そういう習慣を、公式にあるいは堂々とできるような、そういう社会的な習慣をつくっていくというのは非常に大切なことじゃないかというふうに私は個人的に感じます。

たとえば最近、正月になりますと非常に大ぜいの人が神社に参拝するようになった。これは一体どういうふうなことだろうかとということで、その心理分析等が行われております。しかし私は、日本人というのは一つの宗教を越えて、平和とか自分の安心立命というものを願う気持ちというものがやはり一方にあるというふうに思います。ですから、それは必ずしも神社というものを一つの宗教と考えて、そしてそこにお参りに行っているのが、現在の正月とかそういうときに大ぜいの人たちがそこにお参りに行くという姿とは違うと思います。ですから、靖国神社の問題というものを、果たして宗教かどうかというふう

な宗教上の議論で問題にするのではなくて、むしろそういう現実即ち、日本人の国民感情に即してまず考えていけないかというのが私の意見でございます。

ですから、こういった問題を踏まえて、今後どうしたらいいかということについてでございますけれども、私は、いざれにしましても、まず天皇陛下あるいは総理大臣あるいは外国からの国賓が、現に靖国神社に戦没者が祭られているという事実があるわけでございますから、そこに公式に参拝をしていただけるようにぜひしていただきたい。そのことは靖国神社を一宗教法人から外して国家管理にするかどうかということとは別の問題として、とにかくまずそのことを実現するようにしていきたいというふうに思います。

それから、その問題に関連して、いつそのこと靖国神社を、たとえば自衛隊とか警察官あるいは消防官、公務員等、今後国に殉ずる人も含めておまつりをして特殊化していったらどうかという意見もあるようですね。私は、そういう意見には反対でございます。あくまで現在の靖国神社の意味、それは最初から靖国神社というところは戦没者をまつつてあるところであるという、そういう現実即ち今後ともその性格は変えないでいくのが素直な姿である。私も民間人ではありますけれども、精いっぱい国のためがんばっているつもりでございます。それをたとえば職業によって、公務員とか消防とか自衛隊とか警察に勤めている人たちのみが国に殉ずる人だということに考えていくのは、少し不自然があるのではないかと思っております。あくまで、そういう問題を今後考えていく場合でも、戦没者ということに限って性格を考えていった方がいいというふうに思います。

あるいは靖国神社の国家管理という問題が憲法にも触れる問題として議論されておるようでございますけれども、一体それがどういふところから出てきたかというふうな振り返って見ますと、多分財政的な負担を国がするということの意味からそういった議論がでてきたのではないというふうに私は思います。むしろ精神的な、あるいは国民感情の上から戦没者をおまつりする、そして公式に国の代表が参拝をするということのために、現在の一宗教法人を、宗教法人から変えなければいけないという技術上の問題から国家管理の問題が出てくる、そのことがまた憲法上議論を呼ぶ、そして宗教団体への国費の支出等を禁止した憲法八十九条の問題を呼び起こしてくる、これはまさに本末転倒の議論ではないかと思えます。もし財政的な問題であれば、何もそれは国が負担をしなくとも、国民全体が靖国神社あるいは靖国神社と言わなくてもいいと思えますが、戦没者を慰霊する費用というものを別の形で何らかの組織をつくって集めることぐらいは簡単にできることだと思えますので、決してそれは財政的な問題ではない。むしろ事実として靖国神社におまつりをしてある戦没者を国が公式に御慰めをするという問題をどういふふうなスムーズにするかという問題であって、その本末転倒した憲法論議というのは、私にとっては国民感情を非常に逆にするものになりはしないかという心配をいたします。

ですから私は、特に国営化といいますか、国家管理の議論とか、そういうことを、特殊法人にするというふうな議論を一般的なな上げをしまして、そういう問題に触れないで、むしろ現状のまま、私は靖国神社は一宗教法人のままがいいと思えます。一宗教法人のまま現実即ち考えていくというふうに考えますと、現在千鳥ヶ淵とそれから靖国神社、この二カ所に戦没者が祭られているということですが、たとえば国としての儀式は私は武道館でもいいと思えますが、どの宗教にも属さない儀式で、国としての儀式を行った後、国の象徴である天皇陛下とそれから総理大臣及びその代表の方々が、事実としてまつられる靖国神社あるいは千鳥ヶ淵の墓苑にその後参拝をされるといふふうな儀式的展開の仕方もあるわけですから、少なくとも非常に紛糾した憲法論議で、あるいは宗教学上の論議でこの問題を長くほうっておくことなく、とにかく速やかに、私はまず国民感情に即した解決を、一歩前進という形で解決をしていただきたいと思えます。

これはアメリカの場合、ロンドンの場合、あるいはフランスの場合を見ましても、私は、同じようなことが言えると思えます。ロンドンの場合でも、ウェストミンスター寺院の中にある無名戦士の墓と、もう一つホワイトホルルの戦死者の記念碑があるようでございます。フランスの場合でも、パンテオンと凱旋門の下という形になっております。わが国の場合に、靖国神社とそれから千鳥ヶ淵の墓苑という二つがあつておかしくないわけ、その両方に国の代表あるいは天皇陛下あるいは国賓が公式にお参りをされる、そして靖国神社の中で公式な行事を行うというの、いますぐには少し問題があるということであれば、それは武道館で行った上で、その後公式に参拝をされるといふふうな手順を踏まれても一向におかしくないのではないか、そんなふうな考える次第です。

以上です。(拍手)

○藤尾委員長 根本龍太郎君から質疑の申し出があります。これを許します。根本龍太郎君。

○根本委員 参考人の諸先生からいろいろ貴重な御意見を拝聴しまして、大変感銘深くいたしました。議員の一人として深く感謝申し上げます。

実は私、六年前に、ついに廃案になってしまいました靖国神社法をまとめる役を仰せつかりまして、そのときのことからいまま思ひ出して、三人の諸先生に二、三お伺いしたいと思ひます。実は、先生方が御指摘になりましたように、この靖国神社の国家護持という問題が、日本では本當の素直な、国のために亡くなられた英霊をまつるとかなんとかいう時点から離れて、実は完全にイデオロギー論争に出発をしているような感じを私は受けました。革新政党とみずから称する諸君は、とにかく靖国神社即軍国主義のシンボルである、これをまつることは再び軍国主義になるという独断の上に拒否反応を示しておる。今度は、それと同様に既成宗教、これは国家権力が宗教に介入することだ、だから反対だということでもございまして、国民サイドではございまして。これは神道以外のキリスト教、仏教、新興宗教、そういう宗教団体のプロフェッショナルな人たちの痛烈な反対運動でございます。

私は、それらの人々にもじっくり会って話しましたけれども、靖国神社という、英霊をまつるといふ特殊な、宗教的形態をとっておるけれども、いわゆる世に言う宗教と違ったものであるということも認識しないで、これは神道に属するという、形式がそうだという前提でやられておるといふふうに私はとりましました。

ところが今度は、あの当時は世論調査ということはいたしませんでしたけれども、国民団体の各方面を念入りに私は聞きましました。クリスチャンにも聞いています。それから、いわゆる新興宗教の信者にも聞いています。仏教徒にも聞いています。ところが、これらのいわゆる信徒は、ほとんど抵抗感がございませぬ。いや、われわれはクリスチャンだけれども、うちの親戚の者もみんなまつられてますよ。仏教徒に至っては、ほとんど全部が何にも抵抗感がない。ところがむしろ、各宗派の専門布教師ですか、あるいは坊さんの管長とかという人たちは、これはとんでもないことだと言って猛烈な反対をされる。今度は、その一つの反射作用でしようか、ある仏教の信徒は、そんなことを本山が言うならわれわれは信徒をやめるぞという動きさ

え実は経験いたしました。

そういうことを踏まえて、私は、きょう三人の先生方がまことにそうした固定観念から離れて御判断くださったことを非常に感謝する次第でございます。

そこで私は、まず宇野先生に一つお伺いしたいということ、こういうような大事な国民感情の素直な姿を、立法の府である国会がどういう形で取り上げる方が国民から納得されるかということ、これは、本来ならば、国会は国民の主権者の代表の集まりですから、そこで、その表現ができるはずでございますが、残念ながら日本の現在は、余りにもイデオロギーと与野党対立の中において、国民の名において実は自己主張を過剰にし過ぎておる。

それからもう一つは、日本では世論という形が実はなかなかつかみにくいのです。マスコミ、これが最も代表的な世論であるはずでありますけれども、これだけの重大な問題を、いまだかつて日本の大新聞は世論調査をしたことはございません。なぜでしょう。ところが今度、環境問題あるいは原爆反対とかかいうものは毎年のように深刻にやっておる。ここに日本のいわゆるマスコミなるものの、何となく国民の本當の素直な気持ちから離れておるような気がしてならない。荒垣先生は、わが国の知性の代表者とも言われる、マスコミにもおられた方でもありますし、現在のマスコミにおいて、もつと素直に国民感情を、イデオロギーとか党派性を越えたものを表現する方法はないものか、これをお気づきがございましたら、ひとつお示しをさせていただきます。

それから黒川先生からは、先生は、一つのパブリックオピニオンをどう把握し、どう分析すべきか、大変きょう示唆に富む分析をされました。この靖国神社の問題をいま的確にお示しになったのでございますけれども、私は黒川先生に、あなたの意見を何らかの形で一般報道人に知らしめていただきたいという気がします。これは、われわれの感情と必ずしもびたつと一致するということじゃなくて、私は、最も公平なる一つの世論調査というものをどう読むか、そしてこういうものを、日本の報道人がどう取り扱うかによって、国民のコンセンサスを得るための非常にいい材料になる、こう思いますので、もし、あなたのお気持があるかどうか、ありましたらお示しを願いたいと思います。

どうもありがとうございました。

○藤尾委員長 それでは、ただいま根本委員から御質疑がございましたが、各参考人におかれましてお答えをいただきますならば、ちようだいをいたしたいと思ひますが、宇野参考人、最初にひとつお願い申し上げます。

○宇野参考人 私を御指名でございましたので、私の考えを申し上げます。

世論、国民感情をどう吸い上げるかという問題は、私は、そういうことは平素かかわっておりませんので何にも考えはございませぬけれども、先ほど来話題に出ております宗教放送協会でしたか、その世論調査というのが、その読み方については先ほど来かなり御議論がありましたけれども、これが一つの大きな形だと思ひます。

それからもう一つ、いま根本先生からお話ございましたけれども、仏教徒の個人個人に接触すると、靖国問題に対しては何らの抵抗がないという御発言がございましたが、「宗教評論」という雑誌の座談会を見ますと、こういうことが書いてございまして、「ここに非常に不思議なことがある。靖国神社に行く」と、「新宗連」新宗連と申しますのは、新宗教団体連盟でしょうか。「新宗連加盟のある大きな教団の信者が大半を押しつけている。まず、その教団の本部にお参りに来るわけですよ。団参で来るでしょ。それだけでは集まらなくて、靖国神社の参拝をコースに入れないと信者は団参に来ない。たまたま去年の夏、靖国神社に行ったところが、バスが十何台も来て、乗っていた人々が靖国神社の境内の中に入っても、教団の組織の旗を掲げて、ぞろぞろ参拝に行く。それが終わると記念写真をとるところで、その旗を立てて記念写真をとる。」これが実情だと私は思うのです。

ですから、世論は私はもうはつきりしていると思うんですね。形式論から申せば、自由民主党は圧倒的多数があるわけでございますので、これは国民の世論の形が数の上にあらわれた一つの世論だ、そういう解釈もできると私は思ひます。したがって、これはちよつと私、言い過ぎかもしれませんが、自由民主党の方々は、少数意見を尊重されることはもちろん当然でありますけれども、やはり民主主義の根本原理に立ち返って、多数決である程度はつきりやっていたらいいというのが私どもの本當に偽らない気持ちでございます。

○藤尾委員長 荒垣参考人に簡単に答えをいただきます。

○荒垣参考人 いま根本先生からマスコミの非常に痛いところを突かれまして困っておりますのでございしますが、どうも日本の新

聞はつきり物を言わぬところがあります。実は私自身もかなりそういう悪い癖を持っています、この委員会に出ると言われまじるときも、初めはもういふん、できることなら御勘弁願いたいと言って逃げ腰だったのでございます。それで、この問題も平素よく考えて、はつきりした考えを実は自分でも持っていますんで、この二、三日の間にあわてていろいろあれやこれやと考えてみたようなわけでして、そういう点まことにお恥づかしい次第なのであります。

大新聞がこの問題についてかつて一回も世論調査をしたことがないという御指摘を聞いて、実は私もそれにいままでも気がつかなかったのです。当然やっておつたろうと思うのですが、本当にやっていないとすれば、これほど国民の気持ちの深層にかわりのある問題について、新聞が大変怠慢であつたような気がいたします。大体、日本人そのものがはつきり自分の意見を言わない癖がありまして、これは防衛問題についてなんかもそうでありますけれども、なかなか物をはつきり言わない。イエスカノーかはつきり害わないということ、外国人なんかに会うと日本人というのは非常にミステリアスだという感じも受けるわけであります。新聞も、そういうことでこの問題に当たらずさわらみみたいな態度をとっておつたこととすれば、これは間違いでありまして、私も実は、ゆうべも朝日新聞の論説委員の現役とOBとの会合がありまして、かなり遅くまでちよつと飲んだりしたのですが、また数日中に論説の部屋に行つてそういうことを言いたいと思つております。

マスコミが無関心で当たらずさわらずで通り過ぎていいという問題でありまして、根本先生の御意見を大変貴重なこととして感謝いたします。どうもありがとうございます。

○藤尾委員長 ここでお諮りをいたしますが、荒垣参考人におかれましては、非常にお忙しい日程の中御出席をいただきまして、次の日程がすでに来ているようでございますので、御質疑がございましたら、それは他日ということにいたしまして、御退席をいただきたいと思つております。（拍手）

黒川参考人、お願いを申し上げます。  
 ○黒川参考人 ただいまの根本先生の御意見、私も確かに——実はこの問題につきまして、いままでもほかに世論調査がなかったのかどうかということでもいふん探してみたいです。不思議なこと、たとえば総理府の世論調査というのはいふんいろいろの問題についてございませぬが、総理府でさえこの問題については世論調査をやつていません。これはどういふことな

しょうか、私にもよくわかりませぬ。やはり新聞社あるいはそれ以外のジャーナリズムがこの問題について何らかの世論調査をやつてどうか、私なりにいふん調べましたが見当たりませぬでした。そのこと自体が私はやはり非常に不思議だと思つております。

私は、非常にむずかしい問題だと思つていますが、むずかしい問題だからこそ、十分に国民感情に沿つた無理のない形で、この問題を一刻も早く納得のいく形で踏み出していただきたいと思つたわけで、大いに議論しなければいけない、あるいはどういふことが問題なのか、一体国民はまず何を望んでいるのかということも十分に議論する必要があるわけで、私も今回、参考人として出させていただいたことをきっかけとしまして、この問題について私なりに考え、あるいは機会のあるごとに発言をしていきたいというふうに考えております。

それと、今回の世論調査だけではなく、今後たびたびいろいろな形で世論調査を、国の方としてもより客観的な数字が出るようにぜひ実施をしていただきたい。そしてあくまでこういう問題では、最初から私、申し上げているように国民感情の問題ですから、何%であるかとか、あるいは多数決であるかとか、そういうふうな数の問題ではないと思つております。たとえそれが半分の支持しかなくても、しなければいけないことはなればいけない、そういう性質のものだと思つております。パーセンテージというものを超えた国民感情のくみ取り方ということとをぜひとも考えていただきたいというふうに思つております。（拍手）

○藤尾委員長 ここて扇谷正造参考人がお見えになつておられますが、徳安實藏君から御質疑の申し出がございませぬ。扇谷参考人が一時までに次の予定のところにおいでにならないかならなければならぬというお申し出でございませぬので、それをお含みをいただきまして御質疑をちょうだいしたいと思つております。

徳安實藏君。  
 ○徳安委員 私は、先回の内閣委員長で、乱暴と言われるかもしれませぬけれども、靖国神社法を採決した張本人でございませぬ。きわめて簡単に、どなたと言わず、おいでになつていらっしゃる御随意な御答弁をいただければ結構だと思つております。  
 反対しておる諸君の意見は、先ほど根本先生からお話があり、中川君からも質問がありました。戦争に通ずる、憲法違反、信教の自由を害する、こういうことであります。もうそういう反対のものが何千もはがきや手紙で来ております。賛成の方は

そうではありませぬ。これももちろん何方も来ておりますけれども、これは本当に素直な国民感情で来ているように思つてきょう、参考人の方から非常にりっぱな御意見を聞いて私どもも感激いたしておりますし、これこそ本当の日本国民全体を代表される御意思ではないかと思つておりますけれども、だからといって、いまの国会の情勢では、私どもの国民感情を考え、正しいと思つてやっておることがどうしても受け入れられない、こういう現状であります。ですから、根本先生のお話のように、国民に納得させ、同時にまた、これが簡単に取り運ばれるような方法はないものかということも考えておるわけでありますけれども、とにかく憲法違反ということが一番先に立つのです。私どもは憲法違反じゃない。さつき宇野先生のお話を聞きましたが、これは私どももそう思うのですし、ほかの先生もそうおっしゃいましたが、憲法あつて国があるわけじゃない、国民があるわけじゃない、私ども国民の前に憲法があるわけですから、国民感情に沿わないものは直したらいけないかという御意見も非常に強いように私どもはお聞きしました。私もそう思います。ですから、あの当時でございました憲法が国民感情に合わないものがあるならば、適当な機会には直すべきだと思つてすけれども、あの改正の趣旨から申しまして、手続から申し申しても、なかなかいまの改正というものは容易でございませぬ。

それを省いていくにはどうすればいいかというので、いろいろ肝胆を砕いているわけなんです。結局、反対される方の大部分の意見は、宗教法人だ、宗教法人を法律で取り上げて特殊法人にして国が援助するなんということはいいけないということとでありますから、私どもは、その議論には多少の理屈もあると思つております。一応宗教法人を特殊法人に直そう、そうして特殊法人にして憲法違反ならぬように、疑義がないようにして国家がこれを護持するという形にしたならば議論がないのではないかと思つておりますが、それがまたなかなか反対側の意見がありまして、それすらもできない。

現在、靖国神社を管理しておる諸君は、これは私どものものじゃないのだ、戦争前に国が護持しておつたものを、占領されてマッカーサー元帥によつて存立が危うくなつた、これは消してしまへというお話があつたけれどもそういうわけにいかぬというところで、結局、宗教法人のかきに入ればしばらくでもその難を免れるということで宗教法人にしました、しかしわれわれは宗教じゃない、教義もないし教旨もないし、布教するわけ

もありません、宗教という觀念から全然別の機関だ、それをやむを得ぬ、生き長らえるためにそういう制度に乗りかえたのだから、もう今日では国民の世論も安定しましたし、この機会に国にお返しするからものとおりに国でまつてくれ、こういうことにしてくれないかというわけなんです。

それをしようというので内閣総理大臣にもそういう趣旨のものを出し、衆参両院議長にもそういうような書面を出したのですけれども、これも結局、反対の方から言う一笑に付せられてしまうことでありまして、いまの理論から申しますと、何とかこれをうまくこなして憲法違反でないという形に持つていって、国民に納得してもらつて国民感情に合うようにしたいというのが私の考え方でいま苦心しておるわけですが、そういうことにつきまして、何かいいお知恵がございましたらおいでになつて参考人どなたからでも結構ですから、お話をいただければ結構だと思います。

それから、先ほど根本先生からお話ございましたが、反対する宗教がございませけれども、私も、宗教の方にもずいぶん会いました。会いましたけれども、なるほど幹部の方はなかなか意見が強うございませ。しかし、これを信じている日蓮宗にしても、浄土宗にいたしまし、お寺にお参りしてゐる諸君に聞いてみますと、むしろは何も反対しておはしません、靖国神社は早くやつて下さい、みんなそう言うのです。ですから、反対される諸君は、先ほど立正佼成会の話もありましたが、むしろ幹部の指導される人だけが反対しておつて、その信者はそう反対はない。日蓮宗もあれば真宗もあれば、いろいろなことがありますが、それに超越したものとしてみんなで国民がこれをおまつりしようというわけがあります。そう思うのですけれども、諸先生はどうお考えになりますか。

私も、何とかしていい方法はないかと考えるが、どうもいまの情勢では、憲法改正は困難だし、といつて、宗教法人を特殊法人にしていこうということについても、そういう点について難関がありまして、私も憲法違反でないようにしてやつて、それは間違いないと思うから、これを強行すればできぬことはありませぬけれども、しかし、それには単独審議だの強行採決はいかぬという国民の強い批判がありまして、その点非常に困つておるわけなんです。そういう点について、おいでになつて参考人から、こうしたらどうだといふいいお知恵がございましたら、ひとつお聞かせをいただければ非常に幸せだと思ひます。

○藤尾委員長 扇谷正造参考人からの御意見は、もし伺わせていただければ扇谷参考人の御意見の中でちょうどよいことにいたしました。ただ、ただいまの徳安委員の御質問に對しまして、宇野、黒川両参考人から御答弁がございましたらばちょうどよいと思ひます。

宇野参考人、ございますか。

○宇野参考人 どうもそういうことは私さっぱりわかりませんので、そういうことをこういう皆様方のような御専門の方々にひとつぜひ御研究をいただきたい。

ただ、一つの形としては、先ほど申し上げましたように、たとえば私立学校に對して国庫補助が出ておりますね。あれは、先ほど申しましたように、明らかに私は憲法違反だと思つて、ですけれども、やはりしかるべき方法によつてそういうことが実現しておりますので、何も同じようにということじゃございませぬが、皆様のお知恵をいただければ何かしかるべき方法があるのではないかと。私は、どうもそういうところは全然意見はございませぬ。

○藤尾委員長 黒川参考人、何かございましたらお願いいたします。○黒川参考人 いま御質問があつた問題は、先ほど私が参考意見として申し上げたことから言いますと、技術論ということになるわけがございませぬ。その技術論に入つた途端にこの問題が非常にむずかしい、困難なところに入つて、それを避けるために私は世論調査の結果を大局的に見て、つまり、パーセンテージじゃなくてその性格から見ると、国民感情が二つに分けた返答をしてゐるといふ分析をしたわけがございませぬ。ですから、そういう憲法論議とか、あるいは宗教学上のそもそもの宗教とは何かといふ大議論から始めなければいけないような問題、あるいは現在の靖国神社が宗教法人であるけれども、いきさつからすれば実はそうではないのだといふような議論、あるいはそも神社といふのは宗教なのかどうかといふような議論、あるいはそれは民族的な宗教であつて、普通の宗教とは違ふのだといふような議論、そういうことを学問的に煮詰めるためには、これはもういろいろ異なる異論があるはずで、一〇〇％一致が得られないのは、私は予想するまでもなく明らかなことだと思ひます。

そこで、私が申し上げたのは、そういう憲法論議とかあるいは宗教法人を特殊法人化するといふふうな問題をまず一たんおいておきまして、そして国民感情にこたえるような、国の代表としての総理大臣、あるいは国の象徴としての陛下、あるいは

外国の賓客、国賓が公式に、一宗教法人であつても私は構わないと思ひます、靖国神社にお参りをされる、あるいは千鳥ヶ淵にお参りをされるということ、そしてもし現在の靖国神社が財政的に問題が出るということがあれば、それは国民の総意として、別の協会なり財団なりをつくつて援助していく方法をまた別途議論をしていく、そういう本末転倒にならないところで、まずできることから一歩を踏み出していただきたい。そしてその中から、次の問題、憲法に触れるような問題、あるいは靖国神社と一宗教法人を今後どうしていくかといふような問題が、多少時間がかかるかもしれないが、解ける道が必ず出てくる。ですから、それを全部ひつくるめて、一つの問題として強行突破といふことをされぬ形形で、国民感情にこたえていただきたいというのが私の意見でございます。

たとえば私、建築家でございますから、地鎮祭とか起工式の儀式でもいつも問題になるので困つておりますが、やはり職人あるいは工事をする人間の感情から言いますと、神をまつて、事故をなないようにしたいという気持ち、これを一つの習慣としてやるのがなぜいけないのか。実は私、共産圏であります、ブルガリアといふ国である建物や近々起工することになつておりますが、そこでも地鎮祭をやりたいといふ話が出てまいりまして、どういふ方式でやるか、それではブルガリア方式と日本の、通常地鎮祭でやつております神式の方式を両方併用でいこうといふことが、向こうの政府の大臣と話し合つて大体決まつております。これも実はおかしなことかもしれませんが、しかし習慣として、工事を始めるときに安心立命をして、心の安らぎを得て、あるいは事故のないようにお祈りをして工事を始めるといふ儀式が定着してゐると同じように、現在、一宗教法人である靖国神社に公式にお参りをするといふことが、一つの習慣として日本の中に定着していくことをまず願うといふのが国民の感情だといふふうに私は解釈をしております。

○藤尾委員長 宇野、黒川両参考人におかれましては、非常に長い間お時間をちょうだいいたしました。それぞれ御予定がございませぬので、ここで御退席をお願い申し上げます。(拍手)

評論家扇谷正造君。

○扇谷参考人 扇谷でございます。私、ちよつと次の予定がありますので、十分ほど私の意見を申し上げまして、何かの御参考にしていただきたいと思います。

三つございます。一つは、法案にせよ、その他の議論にせよ、



そのねらいは一体どこにあるのか。それは戦死者並びに戦災死者の霊を慰めるということが主じゃないかと私は考えるのです。そうしますと、戦死者あるいは戦災死者という人は、いま仮に地下でどういう思いをしているかということですね。そのことをまず考えてほしい。私は、終戦末期に兵隊に参りました。三十一歳でしたか、中国戦線を駆け回りまして帰ってきたのであります。何人かの戦友は戦死しているのでありますけれども、恐らく彼らはみんな感謝を受けようと思つてやつておりませんね。やはり自分の子供、自分の妻、愛する日本のために自分の生命をなげうつて、恐らく無我夢中で死んだということが事実でしょうね。死にたくないけれども死んだということが事実でしょうね。その気持ちを感してやるならば、私は、ここで憲法論議とかあるいはまた宗教学論議というのを聞きますと、何か侮辱されたような感じがする。もう少し死者の気持ちというものを考えて、素直に率直に、とにかく彼らの、君国という言葉が少し大き過ぎるべきであります。愛する妻、子供、子々孫々のために生命をなげうつたという気持ちをくんでもらつて、そして彼らの冥福を祈つてほしい。民社党でしたか、何か改正法案が出て「霊を悼み、かつ感謝」という言葉がありましたけれども、霊を悼んでもらつたり感謝してもらつたつてしまふがないですよ、死んだ者は。死んだ者に対しては冥福を祈つてほしいと思つたのです。そういう日が私は制定されることが欲しいと思つた。法律によつてせよ、法律がだめであるならば何らかの形でもつて、戦死者もしくは戦災死者の霊を慰め、そしてその冥福を祈る日というものをつくつてほしいと思つた。これが第一点です。

第二点は、私これは意見というよりは感想になるのでありますけれども、ハーバード大学にいまから何年前に参りまして、アメリカ人に案内されてぐるぐる回つたのですけれども、研究施設や何かには私は別に驚きもしなかつた。一番涙が出ましたのは、あそこの講堂の中に第一次、第二次大戦で出征して、志願して行つたのですかあるいは学徒兵ですかで行って、戦死した連中の名前がずつと彫つてあるんですね。これら若きアメリカの青年たちは、ハーバード大学の学生は、わがアメリカのために命をささげたり、ずつと名前が彫つてあるのです。ぼくは涙が出ましたね、ざつとばらんに言つて。なぜなら、わが国においてはまだ遺骨すら収集できないではないか。南浜にあるいは北の海に、まだまだ遺骨はばらばらに散つていないか。遺族のことを考えてほしいと思つたのですよ。そしてまた残され

た家族、そういう者のことを考えますならば、そういうことも私はやらねばならない問題じゃないかと思つた。その遺骨収集の問題と、いま言った霊を慰める日の設定の問題、あるいは靖国神社法案になるかどうか私はわかりませんが、それと不可分の一体であるかと考えるわけです。そういうことが私は本来の意味の戦後処理じゃないかと考えるのです。

アメリカのアリントンセムトリーに参りますと、あそこは無名戦士の墓であります、ただ一人第一次大戦の何とかいう将軍があそこに葬られているそうです、ケネディも最近葬られましたけれども。その将軍は、わが光栄はこれら無名戦士のおかげである、したがつて自分の骨はここに埋めてくれと遺言したのでそこに埋めたのだそうでありまして、遊覧バスに乗ると、何人もアメリカの若い人がそういうことを説明するのです。はあと思つて感心したわけでございます。

社会主義国のソ連に参りますと、オデッサという港があります。この港に参りますと、海軍の無名戦士の墓があるのです。慰霊塔でありまして、そこにはピオニールが十五分か二十分置きぐらいにびちつと列をつくつて花をささげ、そしてまた整理して出ていくというようなことがありまして、どこの国に行つてみても、大体無名戦士の墓あるいは祖国に殉難された人の墓を大事にし、これを慰めているんですね。そういうことは、私はやはり民族の生命という問題じゃないかと思つたのです。

国のために——そのときの戦争というものは、確かに大東亜戦争とかあるいは太平洋戦争と言われるような戦争はいい戦争じゃなかつたかもしれないけれども、一人一人の兵隊は、これを帝国主義戦争と思つてやつたのはおりはしませんよ。赤紙が来たのでやむを得ず行つたのです。そして子供に手を振られ、女房に涙を流されながら、とにかくあんまりみつともないことはしたくない、一人の日本男子としてとにかく妻子やあるいは国のために、きわめて抽象的でありますけれども、そう言つて出たわけですね。軍国主義者なんか一人も兵隊に参りやしませんよ。そう言つていやいやながら死んでいった連中、自分自身を納得して死んでいった連中の霊を、今日において知らぬ顔して、あるいは帝国主義戦争だ、何だかんだと言つたのは、少しぼくは現在の日本人として薄情だと思つたのです。

そういう意味におきまして、私は、靖国神社法案がどのような論議をされておるか新聞で存じ上げております。そしてまた、その成否がどうかということ、私は、そのことについては何を申しますとどちらでもいいのです。ただ、その気持ちを何

かの形であらわしてほしいということですね。だれかが八月十五日を平和記念の日ということにして、そして戦死者、戦災死者の霊を慰め、これを追悼、冥福を祈ることによつて平和の願いを新たにしようということをやつていた方もあるようでありまして、これこそまさに新憲法の趣旨に合うものではないか。これがもし違憲論というならば、どういふところが違憲論なのか。私はそのところをもう一回対象、つまり冥福を祈られる人たちの気持ちに立ち返つてこの問題を論議していただきたい。それ以後の憲法違反とかあるいは宗教学云々という問題は、これは先ほど黒川さんが言われましたように私は技術論だと思つた。技術論のことは皆さん専門でありますから、どうでもこれは説明のつく問題でありまして、問題は原点に立ち返つて考えてほしいということです。

以上の点が私の感想でございます。（拍手）  
○藤尾委員長 午後二時より委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時三十二分休憩  
午後二時九分開議

○藤尾委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
戦死者等の慰霊等に関する件について調査を進めます。

この際、安田参考人に一言ごあいさつ申し上げます。  
本日は、御多用のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。  
この戦死者等の慰霊等に関する問題は、御承知のとおり、戦争で亡くなられた方々をどうおまつりするかという問題とその周辺のいろいろな問題、その御慰霊の仕方、これに伴う政治、社会問題等々、従来委員会を中心に議論をしてまいつた問題でございます。この機会に広く各界からの御意見をちょうだいし、将来のこの問題に対する調査を進める参考にしたたく、この委員会を開いた次第であります。何とぞ参考人におかれましては忌憚のない御意見をお述べいただき、もつて本件調査の参考に資したいと存じます。

それでは、体操指導者安田美代子君、お願いを申し上げます。  
○安田参考人 体操を指導しております竹腰美代子と申します。お嫁に行きましたから安田美代子と申すようになりましたけれども、生まれたときは竹腰美代子でございます。昔は柳腰と申しましたが、ただいまは竹の腰の方がよろしいとおっしゃつていただいては竹腰美代子と申します。

午前中は大変大ぜいさまお運びで、そしてまた大変おもしろかったというお声もそこから伺いましたけれども、私どうしても時間の調整がつかずに午後になって皆さまに御迷惑をかけたと存じます。人気がないのかあるいは先生方が少しお怠けでいらつしやるのか、どうも十分おくれてようやく開始させていただいております。

御賢察のように、私は大した意見が言えるほどのりつばな女じゃありませんし、また正直申し上げまして、戦後三十年、靖国神社のことを真剣に考えたのはこの二、三日だけでございます。

私は、いつも思いますのは——ある歯医者先生と対談したのでございますけれども、歯が生え始めた一歳か二歳のときから、食後のたびに歯をみがいてると虫歯にならないということだそうでございます。そうすると食べ物に付着してないから、歯の外側を覆っている何とか質というのがいつまでもあるから絶対に虫歯にならない。ところが、その教えのとおり赤ちゃんのときからずつと食後のたび、あるいはおやつの後でも歯をみがいていたのが百人いたします。そうすると、三人ぐらいいは特別な子があらわれるそうです。そういうふうにご先生のお言いつけどおり歯をみがいたにもかかわらず虫歯になったという子、それからまた歯なんかみがかわらず虫歯になっても虫歯がないという子が百人のうち三人ぐらいいの特例があらわれるそうでございます。私は、その歯医者先生と対談をさせていただいてその話を伺ったときに、まことに申しかねますが、国会というところや議会というところは、この三人ばかりを相手にして、たくさんさんの時間をお使いになっているような気がいたします。(拍手)私は、その大切にしていたきたい九十七人の一人でございます。

きょうの問題でございます靖国神社の話も、いろいろな調査をしたものも資料としていただきました。そうすると七八%のたくさんさんの数の方が問題ではないとおっしゃっている。それなのにどうしてこんなに何日も何日もたくさんさんの大切な時間を費やして、とてもむだなような気がいたします。

その中で、見ましたら、税金をむだに使うからなんという項があったのですが、私は、とても胸が痛いような思いがいたしました。都庁のお役人さんは、私みたいな気分が働けば四分の一ぐらいいいじゃないかななんて……。それから私は、国民の一人でございますから、税金をお払うことは、それは義務だと思っておりますから何も思っておりませんけれども、た

くさんの特別区民税だとか都民税が来ると、私は、どうしても都庁の窓口にあつて、はい課長さん、これは私が上げますというようなそんな気分にもなるくらいでございますので、どうしてもここら辺を減らして——そのくらい大したお金じゃないのじゃないかなという気もいたします。

ただ私は、資料をたくさん読まないうちにそう思いまして愕然としたことがございました。靖国神社は国が管理しているものだと信じ込んでいたのです。そうしたら、その資料では六一%の方が靖国神社は国の手から離れたということを御存じなかつた。私も六一%の一人でございますけれども、これはとてもびつくりいたしました。私の常識の中ではなかつたことなんです。私は、こんなことはこんなにいろいろなことを会議にかけたなり何かする必要がなくてすんなり通るものだと思っておりましたが、宗教法人になったというところで私は非常にびつくりして、何だかむずかしくなつて、私なんか意見言うようなことがなくなつたような気がいたしますが、第一に申し上げたいことは、宗教学者を外しても一度国に返すことはできないのでしようか。私は、とてもそう思うのです。無理な話だということも、とてもよくわかつています。いろいろな周囲のことの事情がわからぬ女の意見だお笑い飛ばしいただいてもいいと思えますが、私は真からそう思っております。それでもう一つ、若い世代の方に反対という方が多いようでございますけれども、若い世代の人が反対しているのじゃない、反対するような意見を私たちの世代がつくつたのだと思つてじくじたる思いがあるのです。

私は、学校を卒業してすぐに高等学校の先生を二年いたしました。終戦後間もなくでした。昭和二十七年に学校の先生になりました。高等学校三年生は私と年が四歳しか違わなかつたのですが、たつた四歳の違いでも、何か私は、この生徒たちに私も戦争の責任者の一人のように思われて、とても恥ずかしくて自由教育だとかとてもそういうようなことをあえて主張して——そしていま思えば、何の教育もしなかつたような気がいたします。いまとてもそれを悔いております。ですから私は、いまの若い人とはという言葉を絶対使いたしません。なぜなら、いまの若い人たちはというときには、見かねるような、また余りよくないようなことを指摘していることで、そういう若い人たちをつくつたのは私の世代だと思つておられます。ですから、そのことでもいまいやな思いをして暮らしておりますけれども、でもいまは違います。そういう心がはつきり私の中で決まりました。

だから、いまは若い人にどんなにきらわれても、若い人たちにばかにされても、私が言っておきたいことだけはちゃんと伝えていようつもりです。そのとき言うことを聞かなくても、きつと私の年になつたら、あるいはお母さんになつたら、あるいはもつと責任のある立場になつたら、どこかの皮膚の片すみで覚えていてくれるのじゃないかと思つて、私は、きらわれても何でも言うことにしているのですが、もつと私にこわいことは、戦争というのを思い出さなくてもいい、また戦争などという言葉で思い出のように語れば、何だか革新系の方に怒られるような気もするしするから、避けて通つていただけけれども、本当のことを伝えなければ、本当に戦争をしてはならないという気持ちにならないのじゃないか、そういう気もいたします。

若い世代に私は何を伝えたか——大きな人生というものがあつて、私は、体操の先生ですからすぐそちらの方につながつて考えますけれども、マラソンのような気がしております。私は、ある世代のランナーにすぎないと思つております。そのランナーが次へのパトントッチをするときは、よいことを伝えて、そして直すべきところはそのランナーの間に直して、よいパトンを伝えなければならぬ。それでこそたくさんさんの発展と、それからまた進歩があり、また能率的なことだと思つておられます。そのパトンの一つがこの靖国神社の問題にもあるような気がいたします。

私がこの靖国神社という問題を私にちようだいたしまして一番考えたことは、いま申し上げました、私は若い世代に何を伝えたか、何のパトンをタツチしただろうかということでした。それから、いただいたこの資料の一番最後に、八月十五日戦没者を悼み、平和の決意を新たに、私はとつてもここが気に入らないのです。戦没者を悼むのでしようか。悼むのじゃないと思つたのです。平和の決意を新たに、平和つて決まつていふと思つたのです。決意を新たにしようか。決意つて決まつたのです。私は、日本の国に平和をもたらしてくれた礎になつたこの方たちに、靖国神社を通して感謝する、そういう意味で受けとめておりました。(拍手)戦没者を悼み、平和の決意を新たにしようか。決意を新たにしようか。言葉が老化であるというふうな言葉のような気がするのですが、言葉が過ぎたら謝ります。でも私は、決意を新たにしようか。もう一度申し上げます、私たちのこの日本の国に平和をもたらしてくれたその方々に感謝をする——本当はたええと言いたいです。しかし、そうするとまた戦争賛成者のようにとられます、言葉

は。日本語というのは大変むずかしいので、私は、感謝をする最後の言葉をいまずぐにでもそう直していただきたい気持ちでいっぱいでございます。

たった一人あらわれまして、こんな意見しか申し上げられないでまことに申しわけないと思っております。ありがとうございます。（拍手）

○藤尾委員長 以上で安田参考人の意見の陳述は終わりました。安田参考人には御多用のところ御出席をいただき、貴重な御意見をお述べいただきましてまことにありがとうございます。次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

【五〇四】第七十五回国会衆議院会議録第三十六号  
（一）（昭和50年7月4日）

委員会の閉会中審査に関する件

○議長（前尾繁三郎君） お諮りいたします。

懲罰委員会を除く内閣委員会外十四常任委員会並びに災害対策特別委員会外七特別委員会から、閉会中審査いたしたいとの申し出があります。

〔閉会中審査案件は本号（一）末尾に掲載〕

○議長（前尾繁三郎君） 各委員会から申し出のあった案件中、まず、内閣委員会の申し出に係る内閣法等の一部を改正する法律案、内閣法の一部を改正する法律案及び戦没者等の慰霊等に関する件、外務委員会の申し出に係る日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の締結について承認を求めるの件、商工委員会の申し出に係る日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案は、各委員会において閉会中審査するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（前尾繁三郎君） 起立多数。よって、さよう決定いたしました。

（略）

各委員会閉会中審査申出案件

内閣委員会

- 一、国の行政機関の休日に関する法律案（大出俊君外六名提出、第七十二回国会衆法第二〇号）
- 二、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（大出俊君外六名提出、第七十二回国会衆法第二一号）
- 三、休日の範囲の改定等のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案（大出俊君外六名提出、第七十二回国会衆法第二二号）
- 四、内閣法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第七十

一回国会閣法第二七号）

五、内閣法の一部を改正する法律案（内閣提出、第七十二回国会閣法第六号）

六、国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律案（内閣提出第六七号）

七、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律案（内閣提出第六八号）

八、行政機構並びにその運営に関する件  
九、恩給及び法制一般に関する件

一〇、国の防衛に関する件  
一一、公務員の制度及び給与に関する件

一二、栄典に関する件  
一三、戦没者等の慰霊等に関する件

（略）

【五〇五】第七十五回国会衆議院内閣委員会議録第三十二号(閉会中審査)(昭和50年8月19日)

(発言者) 大出俊(委員)

井出一太郎(国務大臣(内閣官房長官))

〔発言順。敬称略〕

○大出委員 もう一つだけ承りたいのですけれども、新聞に、例の「きけわだつみのこえ」の学生で亡くなられた方の会であるわだつみ会なんというものもございしますが、党内事情で行かざるを得ないというようなことで靖国神社に個人ということに強調されておいでになったのだとすれば、英霊を二回殺すことになるという談話を出された会などもございました。私は、そこではないことを願うのでありますけれども。

そこで、武道館においてになって、そこからは官用車をお使いにならないでわざわざ車を乗りかえて靖国神社においてになった。で、五分ばかりおいでになって、すぐまた、今度は千鳥ヶ淵の方は公式のようでありますけれども、なぜそこまでやらなければならなかったのか。三十年の節目だからというならば、それなりに対処の仕方はあるはずでありまして、なぜそこまでそのことをやらなければならなかったかというところにわだつみ会あたりがこういう物の言い方をすると私は思う。一番よく知っておられる長官でございますだけに、ここは私はどうしても解せないわけでありまして、このことが実はまた臨時国会の争点などになることを私は余り好まぬのです。

そういう意味で、せっかく長官にお出かけをいただいたためにない機会でございますから、当面の政治問題の一つでありますから、なぜそこまでの必要があったのかというところがどうしてもわからぬので、相談をなさったわけですから、そういうことまでしてなおかつ行かねばならぬという、しかも旧来の御発言とは違うことを御本人がおやりになる、ここがわからぬので、もう一遍そこを、これは長官に御相談の上でおやりになったのでしょうか。これはなかなか御答弁いただきたくて質問でございすけれども、あえて申し上げますから、お答えいただきたい。

○井出国務大臣 私の承知している範囲では、三木総理は案外さらっとこれを受けとめたのでございます。そう目くじらを立て

ていただくとはいえないように本人は受けとめておりました。

それで、いま言われるような何か少し二重の手間がかかっておるような感じでございますが、これなども、たとえば稲葉さんのときなどもその辺が論議になりました。そういうわけで、まあ少しこまかな配慮といえますか、これはその程度に受け流していただきたいと思います。

○大出委員 個人を強調したかったという手続だったのかもありません。もちろん主題でございせんから一言承っただけあります。長官にお出かけいただいた時間がきわめて短時間でございましたけれども、私の願望を受けとめて取りまめたいというお話しをいただきましたから、そこから先、これ以上の詰めばいたしません。どうかひとつ、できるだけすみやかにというお話しございましたから、全国の公務員諸君の非常な期待感のもとに出されている報告でございますだけに、ぜひひとつすみやかな閣僚会議の取りまめを、まさに私の願望を受けていただいておりますようにお願いをいたしまして終りたいと思います。ありがとうございます。

【五〇六】第七十六回国会参議院会議録第四号(昭和50年9月19日)

○八木一郎君(略)

もう一つ、それは日本の心、道義の基本についての考えであります。

ことしの終戦記念日に三木総理が靖国神社に参拝をしたことについて、総理の資格では問題があるとして、個人参拝になったこととありますが、私は国民を代表する内閣総理大臣の靖国参拝は、国のために殉じておられる英霊に対する国民の礼儀だ、外国へ行けば正式参拝してくるのに、自分の国では問題があるというのでは、何か中途半端で申しわけない感じがいたします。(拍手)国家的な行事として、国として正々堂々と公式な参拝をすべきだ、こう思います。

戦後三十年たつてもなお、敗戦で植えつけられた敗北思想によってか、極端な利己主義に走り、集団エゴによって、国家のために戦没した英霊に対する恩義さえも忘れ去ったかのように思われる一部の声があるのは残念です。和をもつたこととなす日本の心を生かすために、新しい国づくり、新しい人づくりのために総理のお気持ちをお伺いいたします。(略)

○国務大臣(三木武夫君)(略)

また、靖国神社の参拝の問題についてお触れになりましたが、御指摘のように、八月十五日、私は靖国神社と千鳥ヶ淵の戦没者墓苑を参拝いたしました。これはやはり戦後三十年であるという、歴史の、何と申しますか、区切りであるといえますか、そういう一つの節目であるというか、そういう考えが私にあってたわけでございます。八木君も御指摘のごとく、諸外国はどこでも国家、国民のために生命をささげた人々のみたまに、宗教とかイデオロギー、政治を超越して、だれもがいつでもお参りのできる共通の祈りの場というものを各国も持つておるわけでございます。だから、日本の場合も、国民的合意のもとにこういう共通の祈りの場というものを持ちたいものだといふ強い念願を私は持つております。そういうことで、個人の資格でありましたけれども、八月十五日に参拝をいたしましたわけでございます。しかし、憲法二十条の三項による宗教と政治との分離の規定というものは厳格に守らなければならぬと考えてお

ります。  
（略）

【五〇七】第七十六回国会参議院内閣委員会会議録  
第四号（昭和50年11月20日）

（発言者）

野田哲（委員）  
富田朝彦（政府委員、宮内庁次長）  
齊藤隆（説明員、警察庁刑事局外勤課長）  
秦豊（委員）  
加藤武徳（委員長）  
矢田部理（委員）  
吉國一郎（政府委員、内閣法制局長官）  
植木光教（国務大臣、総理府総務長官）  
〔発言順。敬称略〕

○野田哲君（略）

天皇の行為と内閣の機能との関係について具体的に伺いますけれども、明日十一月二十一日に天皇は靖国神社に参拝される予定である、こういうふうな伺ったわけでありまして、漏れ聞いたわけでありまして、このことは事実でありますか、どうですか、これをまず明確にしたいと思います。

○政府委員（富田朝彦君） いまお尋ねの明二十一日に、天皇陛下は靖国神社並びに千鳥ヶ淵戦没者墓苑に御参拝になられます。

○野田哲君 いまお答えになった、あした天皇が靖国神社へ参拝される、それから千鳥ヶ淵ですか、ここへ参拝される、この計画といたしますか、予定といたしますか、これはどこで立てられたわけですか。宮内庁ですか、総理府ですか、どこですか、この計画をつくったのは。

○政府委員（富田朝彦君） そういうお参りになられるというこの計画をあれいたしましたのは宮内庁でございます。

○野田哲君 宮内庁。宮内庁でこのような計画を立てて、これは総理府なり政府の方へは合議をされたわけですか、いかがですか。

○政府委員（富田朝彦君） この御参拝の件につきましては、昭和四十年、ちょうど戦後二十年に当たりました際に、靖国神社からお参りを願いたい、こういう要請がございまして、それにおこたえになって御参拝になっておられますが、今回も本年の

春早く靖国神社から、またこの春には千鳥ヶ淵墓苑に關しまして厚生省からお参りを願いたい、こういうあれがございまして、しかしその後いろいろな行事等がございまして日程がなかなか相つきませんので、まあ日程が、何と申しますか、全日程のうちでわりと差し繰りができるというような時期がこの秋でございましたので、そうした発議を一応検討いたしまして、陛下にも御内意を伺って取り運んだわけでございます。また同時に、この点につきましては、一般的にはこれは宮内庁で処理するようにお任せをいたしておる面が多いのでございまして、一応総理府、内閣にもこの点は御連絡を申し上げてござい

○野田哲君 十一月二十一日を選んだというのは何か特別の理由があるんですか、それとも単に天皇の日常の御日程の中で都合がよかつた、こういうことだけなんですか、この点いかがですか。

○政府委員（富田朝彦君） 全くいまお仰せのとおり陛下の御日程のいろいろな勘案の結果でございまして、別に特段の意味のある日ではございません。

○野田哲君 この明日の靖国、それから千鳥ヶ淵、これに参拝されるということですが、この天皇の行為については、随行される方々はどういう方が随行されることになっておりますか、その点を伺いたいと思います。

○政府委員（富田朝彦君） この御参拝は、先ほど先生冒頭にお話しになりましたような行為の類型のうち、私的なお立場で御行動になる、つまり私的行為、そういう性格でございます。しかし、これは陛下がいろいろと私的に御行動になられるという場合でも、これは宮内庁法として側近事務というような責めを負っておりますし、また陛下お一人でおいでになつてというわけにもまいりませんので、したがって、侍従長以下関係の職員はこれにお供をしております。

○野田哲君 宮内庁の関係の職員だけですか、それ以外にはないわけですか。

○政府委員（富田朝彦君） それ以外にということでしたらすれば、やはり陛下の御身辺の安全ということも常々考えなければなりませんので、これには皇宮警察のいわゆるポデーガードの責任者が一人ついてまいります。

○野田哲君 私が聞いておるところでは、千鳥ヶ淵の墓苑には環境庁の長官が随行すると、こういうふう聞いておるんですか、これはここに公害担当の藤田委員長見えておりますけれど

も、そういうふう聞いておるわけですが。そうするとあれですか、政府の方では小沢環境庁長官がその行程を随行するわけですか、それとも千鳥ヶ淵だけですか。靖国神社の方は政府の関係者はだれもない、こういうことなんでしょうか。

○政府委員(富田朝彦君) 靖国神社につきましては、政府の関係者は、いま申し上げた側近のあれに当たる宮内庁職員のみでございます。千鳥ヶ淵墓苑につきましては、これは所管が環境庁でございます。で、環境庁からあなたがおいでになるか私どももまだ連絡を受けておりませんが、いわゆる千鳥ヶ淵墓苑の管理者のお立場として、たとえば地方にお成りになった際にも、養老、福祉施設等にお成りになりますればその館長さんが御先導される、まあいわば案内される、そういうようなことがございますので、どなたか環境庁の方が御案内という形でそこにお出になることは十分考えられますが、まだどなたがということとは全然私ども連絡をいただいております。

○野田哲君 そういたしますと、靖国神社の場合には政府の関係者はいない。そうすると先導されるというか、御案内をされるというのは靖国神社の神官の方がすべてを取り仕切つてやられると、こういうことになるわけですか。

○政府委員(富田朝彦君) 靖国神社の場合は、その管理を同時にやっておられる神官といいますが、神職の方がおやりになるものと考えております。

○野田哲君 警察庁お見えになっていきますね。警察庁の方に伺いますが、今回のこの天皇の靖国、千鳥ヶ淵への参拝、当然連絡を受けておられると思うんですが、いつどこからこの連絡を受けられましたか。

○説明員(斎藤隆君) ただいまの御質問でございますが、連絡はすべて宮内庁から受けております。で、今回の問題は、正式な文書としては十九日付の文書をちょうだいいたしております。

○野田哲君 十九日というのはいつの十九日ですか。

○説明員(斎藤隆君) 今月の十九日付の文書でいただいております。なお、その前段としまして、情報としてたしか先週の後半だったと思いますが、電話で御連絡はいただいております。

○野田哲君 この警察庁の方の担当でありますけれども、余り詳細聞くと、何かおたくの方もいろいろ事情があるようですが、それなりの警備体制をとられると思うんですが、この九段かいわいから千鳥ヶ淵、半蔵門かいわい、この時間帯に相当大がかりな交通規制をやられますね、これは。

○説明員(斎藤隆君) この警備に関しまして、陛下の自動車列

の通過に際しましての交通規制につきましては、必要最小限度にとどめまして、できるだけ一般の交通に影響を及ぼさないように配慮するように指導いたしております。

○野田哲君 いや、沿道については交通規制をされるわけでしょう、ずっと。

○説明員(斎藤隆君) 必要最小限度の交通規制は行います。

○野田哲君 宮内庁の方で今回の場合計画をされたということですが、あなたは憲法第二十条、国及びその機関はいかなる宗教的活動も行つてはならない、こういう規定があることは承知の上でこの計画を立てられたわけですね、いかがですか、その点。

○政府委員(富田朝彦君) 宮内庁が、陛下のいわば私的行為につきましてもお世話を申し上げなければ、これは陛下個人でどうというわけにまいりませんので、そういう意味で、御参拝の連絡とか、あるいは御内意を伺つて日程がどうかということのような事柄については、やはり私どもがやるべきことと存じております。しかしながら、それは陛下が、靖国神社なり千鳥ヶ淵墓苑からの御要請といいますが、そういうことに応ぜられる手順につきまして私どもがお手伝いをしたと、こういうことだと思っております。

○野田哲君 私的行為か公的行為かということとは後でこれはまたやりたいと思うんです。

そこで、引き続き宮内庁次長に伺いたんですが、靖国神社のあり方をめぐつては、長年にわたつて靖国神社を国家で護持するというか、国家で管理せよと、こういう運動が国民の間にある。それから、これに対して、そのことは信教の自由という民主主義の原則、憲法の二十条の精神に照らして反対をする運動も国民の間にはあるわけなんです。これが、賛否がだんだん年を経るに従つて大きくエスカレートしておるし、国会の中でも与野党間で長年にわたつて非常に大きな政治問題になっている。そのことをあなたは御承知ですか、いかがですか。

○政府委員(富田朝彦君) いまお話しのように、いろいろな意見、議論があることは新聞その他を通じて承知をいたしております。

○野田哲君 あなたは、承知の上で今回のこの計画をつくつたということなんですが、引き続きこの問題については同僚議員の方の質問が続けられますので、私の最後の締めくくりとして宮内庁の見解を伺いたいと思うんですが、一九六七年——昭和四十二年、このときに一番最初に靖国神社法というのが国

会の中へ出てきたわけですが。これを公表するときに、立案者を代表して村上勇衆議院議員、これは郵政大臣ですね、いまの。この方がその趣旨を述べてこう言っています。靖国神社の春秋の例大祭は、自衛隊の軍楽隊を総動員してにぎやかに軍楽を奏でながら、その中を天皇、総理以下がお参りをされる、そういう光景を実現したいんだと、こういうふう述べているわけなんです。この村上さんの趣旨というのが今日の靖国神社法を推進しようとする方々の代表的な意見であるし、そのねらいとするところは、天皇陛下を公的に靖国神社に参拝をさせる道を開いていきたい、これが基本になっているわけなんです。そういう趣旨の政府・与党の方で、総理大臣も何回かこの問題に触れて発言をしておられるし、与党の方は非常に熱心に進めておられるわけですが、これが昭和四十二年に発議がなされてから今日まで十年近くも制定をされてないというのは、やはり憲法上そこに非常に大きな問題があるということが、そうしてまた、国民の憲法二十条を守つていこうという大きな世論があることが、これが実現をしない一番の基礎になっているんです。あなたはそのことを御承知ですか、そういう経過が靖国神社をめぐつてはあるということ、是非はともかく経過があるということをおあなたは御承知になっておられますか。

○政府委員(富田朝彦君) 法案が国会に提出されていろいろな推移をたどつたというような深い事柄については、私承知をいたしておりますが、先ほど申し述べましたように、いろいろな御意見、御議論があるということは承知をいたしております。

○野田哲君 私は、この件に関してはもう少し総務長官がお見えになってからさらに続けていきたいと思っております。あと関連して委員の方からやつていただきたいと思っております。

○委員(斎藤隆君) 質問に入らないうちに、委員長にお願いをしておきたいと思つていますが、いま同僚野田委員からの宮内庁側に対する質問の中でも、はなはだ答弁にはつきりした裏づけがないし、あいまいだし、失礼だけれども富田さんだけではお答えにならない面がずいぶんあると思う。したがって、持ち時間は私六十分のはずですけれども、その枠内で、やはり午後——総務長官は午後一時ですか、それから法制局はどうなっていますか。

○委員(斎藤隆君) 法制局は午前中は呼んでおりません。

○委員(斎藤隆君) 午後にはそれで吉國さんに御出席をいただきたいと思つて、これをぜひ要求としてこの際に提示します。

○委員(斎藤隆君) 連絡します。

○委員(斎藤隆君) 連絡します。

○委員(斎藤隆君) 連絡します。

○委員(斎藤隆君) 連絡します。

○委員(斎藤隆君) 連絡します。

○秦豊君　ですから、恐らく富田さんに伺っても——まあ若干警察庁側に伺いたいことありますからね、午前中はしたがって非常に簡潔にこの点に触れるだけで、すべて午後には延伸したいと思えます。

で、先ほど野田委員から宮内庁側富田次長に対して事実関係の確認がなされたわけですが、ちよつとまだあいまいな点があるかと思ひますので、富田次長にその点だけは伺っておきたいと思ひますのは、あなたは宮内庁の発議によつて、責任においてあすの天皇、皇后両陛下の靖国神社参拝を取り決めたとおつしやいましたが、その私の理解に間違いはないですね。

○政府委員（富田朝彦君）　この発議という言葉の中心でございますが、天皇陛下の靖国神社御参拝あるいは千鳥ヶ淵墓苑御参拝というものの機縁になりましたのは、これは千鳥ヶ淵墓苑なりあるいは靖国神社から、今春お参りをいただきたく。こういうことが私は発議だと思ひます。で、そういうことのあるのを、先ほど申し上げましたようにいろいろな日程その他の都合を整理をいたしたり連絡をいたしたりするような意味での行為を私もがとつたということでございます。

○秦豊君　それは一応あなたのお答えでよしとしましょう。そういう場合、では具体的な問題を伺いますけれども、あなた方の宮内庁側は、靖国神社側から天皇陛下、ぜひ御参拝をいただきたくという要請がありますね。で、民間の企業の場合には一つの稟議形式というのをとると思うんだけど、まあ官庁でもそうだけれども、おたくは行政機関の一端として、そういう稟議形式、何というのか、テクニカルチームは私はよく知りませんが、そういうものをずつと上げていくわけですね、それで最終的には決裁ということになるんですか。

○政府委員（富田朝彦君）　当然そういう手順を、いろいろ決めていきます場合には関係方面、いろいろなところがございますので、いつおいでになる予定であるということを決めるには、やはり内部で補佐する者が稟議形式と申しますか、これは私的行為でございますが、そういう決裁形式をとり、そしてまた陛下の御内意も伺うと、こういうことだと思ひます。

○秦豊君　そうでなくても天皇と戦争責任であるとか、あるいは開かれた皇室はどうあるべきかなど、さまざまな論議の焦点にいま皇室は立っている。私は前国会にあえて宇佐美長官の出席を求めて三時間近く新しい皇室論というのを展開したことがあるわけけれども、その後の歩みは、やはり外面はよいが、内面は悪いとかいう例によつて例のごとき皇室のありようでし

かないと思つている。しかし私は、さつき野田委員とあなたのやりとりを聞いていて非常に遺憾に思ひましたのは、宮内庁の責任において決定をされたあすの靖国参拝ということが、普段は決断の遅い宮内庁にしては実に迅速である。特段の意味はないと言ひながら、表敬法案のこと、靖国法案が五たび国会で廃案になつた事情についてはあらかた承知をしているというあなたによつてそういう決定が推進されたということは、何とも無神経で仕方がないと思ひます。しかし、これは宮内庁次長のあなたを幾ら責めてみたつて返つてくる答えはおおよそわかっているから、午後植木さんとこの論議は交わしたいと思ひけれども、事実関係の確認としてもう一つ伺つておきたい。

天皇は、かねがねさまざまな問題について相当以上に信任厚い宇佐美さんに相談をされていると私は理解しています。特にこういうシリアスな政治上の問題に火がつきかねないような靖国参拝、しかも国会開会中ということも重々もう御承知だろうと思ひますが、あえてこの時期に稟議書にサインか何か、形式は私知りませんが、やはり天皇の内意を伺つてとあなたに言われたのだから、天皇はその最終結論をお出しになる前にはやはり宇佐美さんあたりにならじつくりと相談をされた形跡がありますか、それとも、いともあつさりとするかろうというふうな決め方であつたのですか、念のために伺つておきたい。

○政府委員（富田朝彦君）　これは、長官あるいは侍従長、時折陛下にお目にかかつておられますので、その間におのずからそういうような雰囲気というふうなものも感じ取られたと私は推察しております。

○秦豊君　それから、せつかくお見えですから警察庁の課長に伺つておきたいのですが、さつきあなたは同僚議員の質問に対して、交通規制はほどほどにと、なるべく一般庶民の市民生活に影響がないようにというふうな配慮で指導をしていると言ひましたね。確認のために聞いておきますが、たとえば天皇の公的行為の中にはどなたも御存じの国会開会式への臨席という行為がありますね。そのときにはどんな警備状況ですか。

○説明員（斉藤隆君）　国会への御出席の際の警備警備の問題につきましても、そのときどきの情勢によりまして、人数、体制等は様々でございます。

○説明員（斉藤隆君）　一般的に、交通規制をして、自動車列をスムーズに通過をいたすように配慮しております。

○秦豊君　あしたは、宮内庁側の説明によると私的行為だそう

です。そうすると、警備も課長が言われたように、大変簡素で目立たない、仰々しくないというのは常識的な措置だろうと思ひただけけれども、しかし、あなたの答弁でもよくわからないのは、あなたの方の判断の中に、天皇というのはいささかあなたの方にとって最高の人格である、価値である、恐らくね。そうすると、天皇の警備というのはもう最重点課題である。その場合に、あすは私的行為、きょうは公的行為というふうな、器用にあなたの方を截然と分けて警備についているとは思ひません。少なくとも天皇の警備については、ミニマムにこれぐらひは必要だというのはおありでしょう。その場合に、これを突き詰めていくと私的行為に対する警備と公的行為に対する警備とはばくは非常に分明でないと思ひます。一般的にはどうなんですか、もつと詳しく答えてもらいたい。

○説明員（斉藤隆君）　陛下のあすの行幸が、私的、公的のお話でございますが、私どもは両陛下の行幸啓ということで御通知をいたしておりますし、そう認識いたしておりますので、行幸啓という前提で警備警備を行つております。

○秦豊君　その御答弁は非常に正直だと思ひますよ、私。あなたのいふ片言隻句をとつてみましても、警備当局からすれば、富田さんがいかに強弁されました、私的行為と公的行為の警備上の限界はもうないんです、ないに等しいんですよ、行幸啓という通知で対応するのだから。それはあたりまえだと思ひます。もちろんもつと純理的に言つて、あすの靖国参拝、しかも両陛下そろつていらつしやるといふふうな何つておるけれども、これは私は後ほど法制局長官とか植木総務長官と、いわゆる公的行為と私的行為論というのは存分に展開をしたいと思ひますけれども、警備の点一つをとつてみましても、この境界はなほだあいまいだということ指摘しなければならぬし、また富田次長に伺つておきたいんだけど、自由民主党の中には、靖国法案がだめなら表敬法案というふうな執着を持つて、非常に熱心に熱烈に推進をされているグループがいらつして、それはそれで信念的なんだろうというふうに見ているけれども、われわれとはまさに対極にある価値観だと思ひます。それで、藤尾私案というふうなものが本年の二月にかなり成案を得てまとめられてきて、それが今後自民党が靖国問題を処理する場合の一応のたたき台にならうと思ひますが、藤尾私案なんというものは、富田次長は職掌柄御存じでしょうね。

○政府委員（富田朝彦君）　自由民主党の中の御議論あるいはそういうものについては、私どもは承知するすべもございませ

んし、またそれに対して御意見を申し上げるような立場にもないと思ひますので、御了承を賜りたいと思ひます。

○秦豊君 まああなたはそういう答えしかできないでしょう。念のためにここで展開をしておきますと、藤尾私案というのは、天皇または国家機関員の公式参拝、総理、各省大臣、最高裁長官等の公式参拝ということが藤尾私案の眼目になっているんですよ。これさえ達成されればあとは要らぬというぐらいここにしぼられている。ところが、すでに今年の八月には何があったか。三木総理大臣が、南平台の一市民三木武夫というふれ込みと、あるいはカムフラージュで靖国に参拝したことは、これはもう公然たる事実でしょう。残されている事実でしょう。そうしますと、今回また、あす天皇が靖国神社に参拝をされる、あなたは特段の意味がないなんてしゃあしゃあとおっしゃっているけれどもそんなでもないことであつて、いままもなくとも靖国法案の換骨奪胎された藤尾私案が最大の眼目とする、天皇の参拝さえ満たされればもうこれでいいんだ、これでいいんだと言っているようなこの時期に、すでにして歴代宰相のだけれども果たせなかつたような市民としての参拝という形で三木さんが靖国に行く、あしたは天皇ですよ。今度は私の行為というふれ込みだ。三木さんと全く同じ発想だ。ところが表敬法案が、天皇の公式参拝を眼目としている法案が、いまや遅しと、われわれが気を緩めれば、われわれの抵抗がおろそかであれば強行突破されかねないようなこの時期にきているのときに、あなた方によれば、私的行為の名のもとに天皇が靖国に参拝されるということは、どんな答弁、どんな強弁に接しようともわれわれは断じて認めるわけにいかない。つまりあなたに聞きたいのは、私

的行為とあなた方がいかに強弁されようとも、天皇御自身が、自然人としての天皇なことを吉國長官あたりは言いそうだけれども、靖国に参拝すれば、実質的に表敬法案が先取りされる。これは一つの既成事実になりますよ。三木さんは現職総理です。いかに言おうとも総理、いつまでかは別として。そうすると、三木さんは行った、あすは天皇だ。一つ一つがステップになるんですよ、踏み石になるんですよ、こういう問題については。あなた方はいかに宮内庁的感覚でわれわれに接しようと思つても、それを政治的に利用しようとする勢力は手ぐすね引いて待っているじゃありませんか。だから、あなた方がいかに言われようとも、あすの参拝というのは表敬法の先取りである、大きな政治問題である、自然人裕仁氏の自然行為ではない、私的行為としようような強弁は聞けない、こういう立場をわれわれ

は堅持したいと思う。そのことを私は意見として申し上げておきますけれども、私のこの意見に対して、あなたはまたお答えする立場にはないという答弁を用意しているかもしれないが、あえてあなたの答えを求めておきたい。

○政府委員(富田朝彦君) ただいまの御意見は十分承りました。先ほど来申し上げておりますように、陛下は数回にわたつて、すでに憲法が制定公布されておられます。靖国神社あるいは千鳥ヶ淵墓苑には御参拝になっておられます。その場合、靖国神社の場合は常に私的行為ということでお参りになっておられます。今回特に私的行為とか何とか言うのは、行為の類型によって御参拝になっておられるわけでございます。その点だけ申し上げさせていただきます。

○秦豊君 それから富田次長ですね、私一つつけ加えたいんですが、あしたは靖国に行かれて千鳥ヶ淵墓苑に回られるとワンセットですね。私などはあなた方の立場にかなり冷たいまなざしを注ぐ立場ですからね、あなた方は反感をお持ちかもしれないけれども、私などのわきまをえかいたしますと、靖国だけに天皇が行かれるということは大変シリアスな問題になる、それこそ油に火がつく、これこそ大変な問題で宮内庁の裁量や対応策を超える、これは大変だからまあ千鳥ヶ淵にお参りすると、こういう一種の緩衝剤としてこのことをお使いになったと私は思うし、そうでないとすれば、あなた方のわきまの中心では、宮内庁としては千鳥ヶ淵墓苑というものはどういふふうに位置づけていらっしゃるんですか、念のために伺つておきたい。

○政府委員(富田朝彦君) 質問のあるいは御趣旨に沿わないかもしれませんが、いわゆる戦没をされた方々、これにつきましては、陛下はいつも八月十五日の全国戦没者慰霊式典におきまして、そういう方々を追悼するというお気持ちをお述べになっておられるわけですが、そうした方々を現実になおお納めになっておる、そういうところに陛下のそういうお気持ちを、個人的なお立場で、私的なお立場で表現されたいと、こういうものだと私は考えております。

○秦豊君 そうしますと、富田次長のお答えを敷衍さしていただと、無名戦士の墓的な位置づけがなされているわけですか、千鳥ヶ淵に対して。

○政府委員(富田朝彦君) この千鳥ヶ淵墓苑の性格につきましては、かつて国会でも論議があつたようでございますが、私が

その論議を詳細に記憶をいたしておりませんので、これはやはり厚生省な環境庁からその性格をお答えいただくのが適当かと存じます。

○秦豊君 あとはもう事実関係の確認だけにはいたしますが、すべて午後にはゆだねますが、富田さんね、さつき野田委員に対して、十一月二十一日になつたということは、皇室の特に天皇の日程上の問題であつて特段の意味はないとおっしゃいましたのですが、しかし、それにしては戦後三十年というタイトルをあえて標榜していらっしゃるわけです。しかしそれは日本武道館における八・一五式典というもので十分に事足りているというのが世間の通念ではありませんか。なぜことさらに戦後——皆さんの用語で言えば終戦と言うそうだが、終戦三十年というタイトルを冠せられてなおかつ宮内庁は取り上げ決定をなすつたか。いかにもこじつけ然として不自然じゃありませんか。何で十一月二十一日が終戦三十周年と言わねばならないのか、いかにも私は世間的なこじつけという印象が強く仕方がないんですがね、その辺を伺つておきましょう。

○政府委員(富田朝彦君) この十一月二十一日という日取りは、いま先生もちよつと触れられましたように、全くこれは御日程をずつと整理をいたしまして、いわゆる外交団にお会いになるとかいうような日程がございまして、そういうことを整理した結果一番この辺が陛下の御日程としては余裕を持ち得ると、こういうことでそういう参拝されるという内定になつたわけでございます。

○秦豊君 それでは、午前中の議事が何時まで予定されているか伺つておりませんが、冒頭委員長にお願いしましたように、これ以上やつてもこんやく問答になりますから、法制局長官と、それから植木総務長官の出席を待つて、午後には恐らく同僚議員からも追及があらうと思ひますから、私の質問は以後靖国問題については留保したいと思ひます。これで一応終わります。

○矢田部理君 関連して。

事実関係の確かめのために二、三の点を伺つておきたいと思ひますが、その一つは、宮内庁として靖国神社の性格をどのように理解しているか、また靖国神社の目的はどうなっているのか理解した上で、その行為かどうか、その点を第一に伺ひたいと思ひます。

○政府委員(富田朝彦君) 靖国神社の性格は宗教法人と心得ております。



○矢田部理君 神社は宗教でないというごく一部の説があるようですが、そういう前提ではなしに、神道を中心とする宗教団体であるという理解の上に立つておられるわけですね。そのとおりでしょう。

○政府委員(富田朝彦君) 宗教法人であるという理解の上に立つております。

○矢田部理君 二番目の質問で、目的がどうなっておるかお伺いいたします。

○政府委員(富田朝彦君) これはちよつと、宗教法人靖国神社のいわゆる定款式のをただいま手元に持つておりませんが、靖国神社がどういふふうにみずからを規定しておられるか、ちよつとここではお答えいたしかねます。

○矢田部理君 靖国神社の目的にきわめて重要な中身があるわけですよ。そういうことを理解した上で、知った上での決意なのかどうか、行動なのかどうかというところをお聞きしておるわけです。それは知っておるんですか、知らないんですか。

○政府委員(富田朝彦君) いま委員の仰せられた点がちよつと私には不分明でございますので、ここでお答えいたしかねますけれども、これはすでに、先ほど申し上げましたように憲法発布後六回にわたって御参拝になっておられるわけでございます。宗教法人なるがゆえに私的な御行動ということでお参りをしておられるわけでございます。

○矢田部理君 過去の経緯を聞いてるんじゃないかと、靖国神社規則というのがあって、そこに明確に目的が出ているわけですよ。読んで聞かせてもいいと思いますが、そういう目的をあなたに読んだことがありますか。また、それを前提として決められたのかどうかということですよ。

○政府委員(富田朝彦君) 靖国神社が、いわゆる内部の規定でどういふふうを決めておられるか私存じませんが、お参りをされるということは、そうした戦没された方々というもの、いつとも心を痛めておられる陛下のその純粋なお気持ちからお参りになっておられるわけでございます。

○矢田部理君 かいつまで申し上げまされども、靖国神社規則の三条には、神社の目的として、「国事に殉ぜられた人々を奉斎し、神道の祭祀を行ない、その神徳をひろめ、」と書いてあるんですよ。こういう、目的としてきちつと決まったことを知りもしないで事を決めるということは私は大変問題だと思えますが、これは午後問題に譲ります。

それからもう一点、この費用はどこから出るのかということ

を宮内庁、それから警察庁に対しては、先ほど十九日付で文書を受け取ったとありますが、その文書の正確な内容はどうなっているのか。

○政府委員(富田朝彦君) これに要する経費は、いわゆるお手元金になっておる内廷費から支出をされるわけでございます。

○説明員(斎藤隆君) 十一月十九日付で「行幸啓について」という通知文書をいただいております。その内容は、天皇、皇后両陛下は、来る十一月二十一日、靖国神社及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑に行幸啓になりますという通知文書でございます。

○矢田部理君 いまの文書でわかりましたけれども、私的行為だとは書いてないんですね、それには。

○委員(長) 委員長に計らっていただきたいのですが、課長のいま朗読された文書、それから富田次長にお願いしたいのは、靖国神社側の要請を受けてずつとこう一種の稟議段階を経た文書がありますね、これの写しをやはり午後の審議に間に合うように出していただいけませんか、ちよつと委員長にお願いいたします。

○委員長(加藤武徳君) 速記をとめてください。  
(速記中止)

○委員長(加藤武徳君) 速記を起こしてください。

○野田哲君 いまの問題、引き続き午後にやることにして、昼の時間に迫っておりますので、簡単な問題でやりたいと思えます。

(略)

○野田哲君 午前中の天皇の行為と政府の機能、権限等の問題に関連をして、引き続き、法制局の長官が見えておりますので、公的行為、私的行為という問題について見解を伺いたいと思っておりますが、本年の五月十五日、参議院の法務委員会で三木総理の発言があります。これは法制局の長官も同席をして、隣に座っておられたわけですからよく御承知だと思っております。このときの三木総理の発言、公的行為か私的行為かという問題について、「稲葉法務大臣が個人の資格と閣僚の資格とを使い分けができるという判断のもとにあの会合に出席をしたわけですが、しかし、閣僚という地位の重さから見て、使い分けができない、」あといろいろありますけれども、そういう発言をされて、そのことが当時の参議院としては確認をされてあの問題が收拾局された、こういう経緯があるわけです。この発言は当然法制局長官としても承知をしておられる、こういうふうに思います

が、いかがですか。

○政府委員(吉國一郎君) 私も、その当日の委員会に総理を補佐するために出席をいたしましたので、総理がそういう発言をいたしましたことは記憶をいたしております。

○野田哲君 そういたしますと、ポイントは、閣僚という地位の重さから見て使い分けができない、個人の資格と閣僚の資格とは使い分けができないと、こういうことを当院法務委員会が発言をされておられるわけですが、それからちよつと三木月たつて八月の十五日に三木総理は個人の資格ということで靖国神社に参拝をしているわけです。この行為と、この五月十五日に法務委員会で行われた総理の発言とは、一体どういうふう理解をすればいいんですか。

○政府委員(吉國一郎君) 直接法律問題ではございませんので私的確にお答えすべき問題であるかどうかわかりませんが、お尋ねでございますので私としての考えを申し上げますが、稲葉問題のときに三木総理が閣僚の重みということを非常に強調いたしまして、閣僚の重みというものを考えれば、あのような会合に出席すること自体が、あるいは三木内閣が憲法改正についての一つの方向を持つておるといふような誤解を与えなおそれがあるということから出たものでございまして、特にあの場合におきましては、その会合において出席者の紹介をいたした。紹介をいたして、法務大臣稲葉修先生ということを指名されて、招待者としてそこで聴衆に対して礼をされたというようなこともありまして、そういうようなことからいって、閣僚という立場の使い分けと、また閣僚であっても一個の私人たる立場を持つておるので、その立場の使い分けについては十分に注意をするようにということを閣議でも総理から各大臣に対して話があったような状況でございます。

先般の三木総理が靖国神社を参拝いたしました事実につきましては、当時いろいろ議論がございまして、自民党総裁としてお参りしてはどうかというような議論もあつたように聞いております。しかし、事柄が事柄でございまして、やはり私人としての立場でお参りする方が適當ではないかということを私ども申しまして、最終的には私人としての立場でお参りをしたわけでございます。それで、この場合、私人としての立場ということがどういふことで明らかにされたかと申しますならば、その前日に官房長官から発表をいたしましたこと、これはあくまで私人としての立場でお参りをいたしますということ、内閣総理大臣としての資格ではなく、また自由民主党総裁という資格

でもなく、あくまで個人としての資格でお参りするということ  
を新聞にもお話しをいたしまして、またちょうどそういうよう  
な自民党総裁としてお参りをするということについて議論が起  
こっていたこともございましたので、新聞にも明らかに私人と  
してお参りするのだということがその前日に記事として出ま  
したような状況でございます。その意味で、私人としてお参り  
したということが、これは世上はつきりいたしたものと私ども  
は考えておりました、誤解を生ずるおそれは全くなかったもの  
と考えております。

○野田哲君 これは吉國さんともあろう者が少し詭弁だと思  
うんです。五月十五日には、閣僚という地位の重みから見  
て個人の資格と閣僚の資格を使い分けることはできない、こ  
ういふふうに言っておられる。それはあなたも補佐して、恐らく  
これはあなたがメモでも書いて総理が隣でもらって読んだん  
だと思っております。閣僚という地位の重さから見ると閣僚  
の資格とを使い分けることができないと言っている総理が、わ  
ずか三カ月の間に靖国神社へ参るという行為、これは個人でございませ  
ん、総理大臣ではございません、自民党の総裁ではございませ  
ん、きわめて器用に使い分けをしておられるわけです。その責任は  
あなたに問うわけではありませんが、これは少なくとも五月十  
五日の発言、使い分けができないということを表明されたこの  
発言についてはあなたも関与されておられるわけですから、この  
発言と八月十五日の行動とは全く矛盾をしたものじゃないかとい  
うことを私は主張して、見解を伺いたいわけなんです。

○政府委員(吉國一郎君) 当時、稲葉法務大臣の自主憲法制定  
国民会議出席の問題について政府側から発表いたしました談話  
の中でも、たとえそれが個人の資格としても、閣僚の地位の重  
みからしてその使い分けはそもそも困難であり、閣僚の行動と  
しては慎重を欠いたと言わざるを得ないことを言ってお  
りまして、稲葉法務大臣がその当時出席したことについては、  
全く世上、特に法務省というものはあつかも憲法を所管してい  
るように通俗的には思われておりますような関係もございま  
して、法務大臣が出席したということが、非常に何と申しますか、  
三木内閣が自主憲法制定国民会議に志向している、そっちの方  
を向いているというような誤解を与えたという意味で、政府の  
発表におきましても、個人の資格としても、閣僚の地位の重み  
からしてその使い分けはそもそも困難であるということも反省  
したわけでございますが、そういうようなことも考えまして、  
内閣総理大臣の靖国神社参拝については、はつきり私人の資格

であるということをもつて世上に明らかにいたしましたして、誤  
解のないような措置をした上でお参りをしたというふうにか  
考えております。

○野田哲君 これはどうも詭弁としか思えないのですよ。稲葉  
法務大臣が憲法を変えようという集会へ出る行為については、  
閣僚という地位の重みから見ると私人と閣僚との地位の使い分け  
はできない、こういうふうになっていっているわけですね。そう  
いう発言をされた三木総理自身が、総理大臣という、これはも  
と重い、稲葉法務大臣よりもっと重い地位の人が靖国神社に  
行くことについては使い分けができるというのは、これはどうい  
う理由なんですか、ここを聞きたいのです。

○政府委員(吉國一郎君) 稲葉法務大臣の自主憲法制定国民  
会議への出席に際しましては、何らそういうような措置を講じま  
せん、稲葉法務大臣がその招待を受けて、当日、車はいろ  
いろ配慮したそうでございますけれども出席をいたしました  
ということで紹介をされて、会場内の聴衆に一礼をしたというよ  
うなことで、あつかも法務大臣として出席したというふう  
に当時の参会者が誤解をする可能性が十分強かったというこ  
とが一番の論点であろうと思っております。この場合でも、も  
ちろんいろいろ議論はございますが、閣僚であつても全く私  
人の立場として出席できるようにいろいろ措置をとるとい  
うことが可能であつたかと思つて、事が自主憲法制定国民  
会議というふうな、これはきわめて重大な問題でございます。  
憲法改正についていろいろ議論がある際に、自主憲法制定  
国民会議という団体の会合に出席をすることは、これはき  
わめて重大な影響を来すということで、その閣僚の地位の  
重みがその場合には非常に大きく作用したのだらうと思  
います。

それに対しまして今回の、今回のと申しますか、八月の三  
木内閣総理大臣の靖国神社参拝、これはあくまで三木武夫個人  
の参拝でございまして、従来とも靖国神社に内閣総理大臣  
が参拝する場合は私人の資格でお参りしておられることは、  
これはもう戦後何回か内閣総理大臣たる地位にある人がお  
参りをしたという例はございますが、その場合にも必ず私  
人の立場でお参りをしておりますということを国会の場でも  
申し上げ、それから新聞等にも発表いたしましたお参り  
の場でも申し上げ、それから新聞等にも発表いたしましたお  
参りするものであるということも世上明らかにして、誤解のな

いような措置をとった上でお参りをしたものと考  
えております。

○秦豊君 閣連。  
法制局長官は、私たちの立場とかなり違つていて、法律専門  
家として一語一語のたとえは定義づけとかカテゴリーにつ  
いては厳密そのものでなければならぬ職責でしょう、あなた、  
そうでしょう。ところがあなたの論理の組み立て方に無理  
があるわけですね。法律的ではない、はなはだ政治的な答  
弁だ、それは。法制局長官の職能を逸脱しておる。たと  
えばあなた、かの西尾末廣氏以来、固有名詞を出して悪  
いけれども、書記長個人とか個人としての西尾末廣、こ  
ういう使い分けがいかにかむなしかつたか、非現実であ  
つたか、これはもう戦後政治史に残つてい  
るでしょう。あなたがいま同僚議員に答えているその論  
理の構成、これもはなはだもつて苦しい。そうして、あ  
なたがさつきから盛んに言われていることは、閣連だ  
から一点だけにとどめまされけれども、この稲葉さん  
には閣僚としての地位の重み。ならば比較考量の常識  
からして一國の宰相としての地位の重みは稲葉法務大臣  
をはるかに超えるものじゃありませんか、そうでは  
よ。それが一つ。

それから、われわれが午前中から繰り返してきか  
返して、あすに追つた天皇の靖国神社参拝は、自主憲  
法制定はおるか表敬法案などについて並み並みならぬ  
シリアスな動きがあるときに、その反対の世論を逆  
なでするような無神経なやり方についてはぜひとも  
取りやめてもらいたい、再考慮をもらいたいとい  
う見地からぼくらは述べているわけですね。この方  
がぼくらは常識論だと思つて。だから、稲葉さん  
に比べて三木さんは総理、宰相としての地位の重  
みは格段に重し、また象徴天皇としては当然です  
よ、あなた方はこれを私的行為という考え方で  
公的行為と見なしているけれども、しかし、その私  
的行為という考え方は、これまでのあなた国会答弁  
であるじゃないですか。たとえばあなた方法制  
局長の解釈によると、天皇の地位というのは三分  
三分の二の地位を占めておられる、戦後の国会で  
つまり、天皇は國家機関としての地位を持つ、  
国事行為を行う身分である、このうちの  
一つあるでしょう。これはどなたも否定され  
ない。それから、天皇は自然人という当然行為  
を行うけれども、それは象徴としての地位からくる  
行為、いわゆる公的行為がある。もう一つは  
純粋な私的行為に分けられる。一応あなたの方  
の解釈はそうなつていまして、ところがちゃんと  
条件がついていて、公的行為は天皇の自然人  
としての行為の一部であるけれども、象徴

天皇の地位からいってそのステータスや地位に反するものであつてはならないということもあなたの方の見解にあるわけですね。そうであるとするれば、あすの靖国参拝なんということも、自然人裕仁氏の地位の重みからすると、はなはだこのことが巻き起こす政治的な効果というか、社会的な影響というか、はかり知れないものがあるというのが私どもの考え方なんです。だからあなたの答弁は、野田委員に対する答弁を聞いていても、しよせんは法律的な厳密さを欠くものである、はなはだもつてあいまいであると言わざるを得ないが、重ねてこの点についてあなたの答弁を求めたいと思う。

○政府委員（吉國一郎君） 冒頭に、答弁を申し上げます前に申し上げますように、事柄が非常に法律的でない問題でございますので、もつぱら法律を所管いたしております私といたしまして的確なお答えが申し上げられるかどうかということをお断りしたつもりでございますが、その意味で、政治的な答弁をしているつもりはございませんが、社会通念を踏まえての答弁、しかも事柄が法律問題ではございません、法律的な分析、説明をした上での答弁にならないことはやむを得ないと思ひます。その点はお許しをいただきたいと思ひます。

先ほど来私が申し上げておりましたことは、稲葉法務大臣が自主憲法制定国民会議に出席をいたしました際に政府側が申しましたように、閣僚の地位の重みからして個人の資格と閣僚の資格の使い分けはそもそも困難である、したがって、閣僚の行動としては慎重を欠いたというのが当時の政府側の公的な見解でございます。困難ではございますけれども、場合によっては使い分けはできる場合もあり得ると存じます。自主憲法制定国民会議の出席等についてはそのような使い分けをすることは非常に困難である、当時内閣側では考えておいたわけでございますが、靖国神社にただ表敬するということ、お参りするということとそれ自体については、従来とも先例がございまして、天皇陛下も戦後何回かお参りしておられる、また内閣総理大臣の地位にあつた人も何回か私人としての立場でお参りしているということも国会の場でも明らかにしておられるような状況でございますので、内閣総理大臣が、あらかじめ私人としての立場でお参りをするにいたしますというのを世間に発表いたしましたお参りをするにいたしますという考え方でございます。

また、天皇としての行為に三種類があるといふ委員が仰せられましたのはそのとおりで、政府側の答弁もいたしております。

すが、もちろんその公的な行為と私的な行為との差別というのは、おのずからそこに公的な色彩が強くあらわれるか、あるいはそういう色彩はほとんどなくて、と申しますか、全くなくて、純然たる私的なものとどまるかという、濃淡の差がずつと来ているようなものか、とどまるかという、濃淡の差がずつと来ているのではないという御指摘はそれとお参りだろつと思ひます。何と申しましても、天皇は自然人であられると同時に、これは憲法第一条において日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴たる地位を持っておられます。したがって、自然人として行動をされましても、生物学を御研究になつておられる場合にはその象徴たる地位はほとんどそこに投影されない全くの私的な行為と考えられる。また那須の御用邸において植物の採集をなさるといふ場合には同じようなことになると思ひます。ところが、つい先般アメリカ合衆国を御訪問になつたという場合には、これはもう象徴として行動されることは内外ひとしく疑いなく、ところでございます、こういうものは明らかに公的な行為であるということになると思ひます。

そこで靖国神社にお参りになる行為はどうであるかということになれば、これは私人としてお参りになる。天皇もそれは信教の自由はお持ちになつてお参りなすこととございまして、皇居内においても一定の宗教的行為をなさることもございまして、靖国神社にお参りになる場合も、私的な行動として御参拝になるといふことをあらかじめ明らかにいたしておきまして、天皇の私人としての行為、したがって私的な行為であるといふふうには私どもは観念をいたしておる、そういう理論構成でございます。

○秦豊君 吉國長官にもう一つだけ伺ひまして、総務長官も見たからおのずから質疑の領域は広がりますけれども、一つだけ確認をしておきたいのですけれども、あなたがさつきから繰り返していらつしやる論理——論理なのかどうか、一種のレトリックというか、そういうものは、あなた方の用語法でどうか知りませんが、われわれはあなた方の言い方を、たとえば事実としての慣習または事実としての慣例というところにもたれかかつて、本来あるべき法律上の解釈を非常にルーズにしておるといふふうには私には言わざるを得ない。それはしたがって、歴代の法制局長官がしばしば憲法解釈というものを、特に第九条その他において拡大解釈した、あの轍を踏むものでしかないといふことをあなたに申し上げておかなければならぬと思ひます。恐らく、これからぼくたちが同僚議員とあなたや総務長官に、公

的行為と私的行為の限界やいかにとつたら、いま私の質問に對してはなるほど分明ではありません、定かではありません。その限りにおいては素直だけれども、あくまであなた方が逃げ込むのは、法律解釈としての厳密さよりは事実としての慣例にもたれかかろうとする。だから、それをぼくは政治的なありようだと、こう言つておるんです。それでしよう。そうは思ひになりませんか。

それからもう一つだけ。あなたは、何かぼくの聞き違いかもしれませんが、稲葉法務大臣の場合には、閣僚としての地位の重みと、それから個人としての使い分けがどうも十分でなかつた、事前の措置が。ところが、三木総理の場合には、世上の誤解を解くような措置をとつたと、たしか私の聞き間違いでなかつたらそう聞いたんだが、私は寡聞にして、南平台の一人三木武夫氏が靖国に行つたということは聞いていますけれども、事前に、われわれ並びに、世間とあなたが言われたが、の誤解を解くための措置としてどんなことをおやりになつたのか聞いていませんよ、寡聞にして。どういふことなんでしょう。

○政府委員（吉國一郎君） まず第一の、天皇の公的な行為と私的な行為との差別というものについては、先ほど申し上げましたように、その公的な色彩の濃淡によつて分ける、あるいは濃淡と申しますか有無によつて分けるということであつて、画然たる一線を引くことは非常に困難であるということも委員のおつしやるのとおりであらうと思ひます。

それから第二の、三木総理が靖国神社に参拝をいたしますと申し上げましたのは、その前日であつたと私は記憶をいたしておりますが、新聞に発表いたしました、靖国神社に個人としてお参りをする、私人としてお参りをするということと、その旨が新聞にも報道をせられたということとでございます。それはその当時、さつきも申し上げましたように自由民主党総裁としてお参りをするという案が一時伝えられておりました、それについていろいろ、まあ国会内では御議論はなかつたと思ひますが一般的に御議論がございました。内閣に対していろいろな申し入れもございましたけれども、その中で、あるところでは、私人としてお参りをするならともかく、総裁の資格で行くのはどうだといふようなことも御議論になつたように記憶をいたしておりますが、そういうこともございまして、新聞で総裁としての参拝はどうだかどうだといふ議論があつたせいもございまして、全くなりの私人としての参拝をするということを新聞に

——これは官房長官が発表をいたしましたところがそのまま新聞記事として掲載をされたという事実を申しあげたわけでございます。

○矢田部理君 閣連。

私は稲葉法相問題のときに追及した一人でありませぬけれども、そのときの三木総理大臣の答弁は、公私の別はそもそも使分けが困難だ。そもそもという言葉を使っておられたことを記憶しております。ところがあなたのお話を聞きますと、事前に発表しさえすれば公私の別は可能なんだ、困難じゃないのだということ、事前発表論に非常にウエートを置いておるように思われますが、そのとおりですか。

○政府委員(吉國一郎君) 一般の稲葉法務大臣の問題のような自主憲法制定国民会議に出席をするというように、事前発表をすればよろしいというように私言つたつもりではございませぬ。八月の内閣総理大臣たる三木武夫氏が靖国神社に参拝をいたしましたときには、あらかじめ私人としてお参りをされるのだということを発表をいたしました。内閣総理大臣がお参りをしたというように誤解がないようにいたしましたということとを申しあげたつもりでございます。稲葉問題のときの政府の公式見解といたしまして、その使分けが非常に困難であるということ、私もいまでも非常にむづかしいと思っております。ただ、むづかしいことであっても使分けができるような事態というものは想定される。この八月の靖国神社参拝については、事前にそういうことを明らかにしたことによって私人としてお参りしたのだということは、一般には理解されたのじゃないかというのが私の考え方でございます。

○矢田部理君 あなたの言っているのは、いまの説明を聞いても全く納得ができないですね。そもそも困難だと説明をしてきた政府、これは稲葉さんが改憲集會に出席したかどうかに関連して出てきたのですが、一般原則を明らかにしたはずでしょう。ところが今度は、そもそも困難なやつが事前に発表すれば使分けが可能なんだという説明。同じ説明をいたしましたんじやありませんか。これは政府の重要な態度変更ですよ。明らかに矛盾ですよ。もう一回回答していただきたい。

○政府委員(吉國一郎君) 稲葉法務大臣が自主憲法制定国民会議に出席をいたしました、それが三木内閣があたかも自主憲法制定を志向しているのではないかとというような問題から、当時いろいろ国会内部でも議論が盛んになったわけでございます。そこで、政府といたしましては、たとえそれが個人の資格とし

ても、閣僚の地位の重みからしてその使分けはそもそも困難であり、閣僚の行動としては慎重を欠いたと言わざるを得ないということ、稲葉法務大臣のその会議への出席を反省をいたしました、それで国会の各党にお話をいたしました。いろいろ紆余曲折の末やと決着がついたというようなことがございませぬ。その使分けは困難であつて、その困難なのを、三木内閣の憲法に対する姿勢を疑わせるに至つたということについての閣僚の行動としての責任を国会でも問題にされたわけでございます。政府においてもその点を反省をいたしましたわけでございます。これに對しまして、内閣総理大臣の地位にはございませぬが、三木武夫氏が八月に靖国神社に参拝をいたしましたときには、あらかじめ私人としてお参りをいたしますと、自由民主党総裁としてではなしに、また内閣総理大臣としてでもなしに、自由民主党の総裁でもなしに内閣総理大臣として、ということ、自由民主党の総裁でもなしに内閣総理大臣として、私人としてお参りすることは、これはまあ比叡山にお参りをいたしましたも、天竺公教会にお参りをしても、これは私人として自由であるかと思ひます。ただ、内閣総理大臣として公的な地位においてお参りをするということになりますと、これは憲法二十条の問題が起つてまいります。そういうむづかしい問題について誤解を生じないようにということで、あくまで私人の立場ということを従来とも政府は明らかにして、そういう問題についての説明をいたしておるというのが考え方でございます。

○野田哲君 これは、いまの吉國長官の言葉を私なりにかいつまんで言えば、稲葉さんは世間には何にも言わずに法務大臣として紹介されたから、こういうことは使分けできないので、これは問題になつたのだ、だから、どこへ行こうと何しよう、きょうは私人だ、きょうは公人だということ、世間にはあらかじめ言つておけば、幾らでも使分けできるんだ、こういうふうな新説を吉國長官は述べられたというふうには私は理解しておりますが、これはそうなるかと五月十五日までさかのぼりますよ。だからそれはそれなりに私は聞いておきますがね。

そこで、具体的に天皇の行為が公的か私的かということについて宮内庁の方に聞きたいんですけども、天皇の日常の行動であるか私的行為であるかというのを判断して決められるのは、ただ決められるんですか。

○政府委員(吉國一郎君) ちよつとよろしゅうございませぬか、その前に。

私が申し上げましたのは、あらかじめ私人としての行動であるとか、あるいは閣僚としての行動ではないかということ、いさえずれば、すべてその使分けが可能になるかということ、これは申し上げた覚えはございませぬ。八月の三木総理の靖国神社参拝の場合には、その旨を明らかにすることによって私人としての行為であるということが明らかになると、私も考えたということでございます。たとえば、どの大臣でも構いませんが、たとえば運輸大臣がこれは全く私人としての立場だということであつても運輸関係の団体の会合に出席することは、これはもうその会合に出席した人が見れば、みんな運輸業界について常日ごろ関心を持って行政の任に当たつておる運輸大臣が来てくれたと思うことは、これは当然でございませぬ。それから、私人として出席をすることは、なかなか、これこそその閣僚の地位の重みからして使分けは困難であろうと思ひますが、これは私どもの考えでございます。靖国神社にお参りをすることについては、内閣総理大臣の重みがそこに作用して、たとえあらかじめ私人である、私人としての資格であるということ、これを明らかにした上であつても、誤解を生ずるというようなことにはならないというのが私どもの判断であるということ、申し上げたつもりでございます。

○政府委員(富田朝彦君) 公的行為、私的行為につきまして、先ほど法制局長官から政府の見解について申し述べたわけでございますが、したがうしまして、濃淡いろいろあるというようなお話でもございましたが、これにはいろいろ前例と申しますか、国会の開會式に御臨席になるとか、あるいは須崎においでになるとかというふうないろいろな前例の中で、一応の公的、私的ということはおおむね区分けをされておるわけでございます。それを尊重し、その行為の形態を十分考えまして、その意味では私どもとしては厳密に公的、私的の分類、判断をいたしておるつもりでございます。

○野田哲君 そういたしますと、前例を基礎にして公的、私的という区分けをするということですが、必ずしも天皇の行為については、日常の行事日程等については、あるいは行かれる目的等については前例にあるものだけではないかと思ひます。前例にないような会合、集會等に行かれることもあると思ひます。これは世間、社会情勢、経済情勢が非常に流動しておるわけですから、必ずしも前例ばかりを基準にするということにはなら

ないと思うんです。そういう場合にも宮内庁で判断をされるわけですね。

○政府委員(富田朝彦君) 前例と申しましたが、たとえば政府の機関から、こういう記念式典がある、あるいは工業所有権の九十周年を迎えるのでこういう式典をやるが臨席をいただけないかというような内容につきましては、それぞれ変わつたものが出てまいるのは当然でございますが、その性格等につきましても一応の共通したものがあり、その前例がいろいろございまして、そういうものを参考に、さらにその具体的な当面しておる問題をいろいろ判断した上で決定をする、こういう考え方でございます。

○野田哲君 総務長官お見えになったんですが、午前中の議論は聞いておられないわけですから、かいつまんで言いますと、明日、天皇、皇后両陛下が靖国神社と千鳥ヶ淵戦没者墓苑ですか、そこへ行幸啓になる、こういうことについて議論をしてきておるわけです。午前中の宮内庁の答弁の中で、このことについては総務長官にも連絡をしてある、こういうことであつたわけですが、もちろん総務長官としては承知をしておられるということを確認をしていいわけですね。

○国務大臣(植木光教君) 公的御行為であるいは私的御行為につきましては、その都度私のところに宮内庁から連絡がございまして、したがって、明日の靖国神社及び千鳥ヶ淵公園の行幸啓につきましては連絡をいただいております。

○野田哲君 総務長官は、明日の靖国神社への参拝については私的行為として行われることであり、妥当な行為だと、こういうふうにご考えていますか、いかがですか。

○国務大臣(植木光教君) たしか十日くらい前であつたと存じますが、宮内庁の富田次長から電話によりまして内々の連絡がございました。その際に、私はこの行為が公的な行為であるか私的な行為であるかという確認をいたしました。宮内庁としては私的行為であるかという旨のお話がありました。さらに今月の十八日に次長の来訪を受けまして、その際、十九日に正式の文書をもって行幸啓の連絡をいたしたい旨のお話がございました。その際にも、これは私的行為であるかということの確認を受けたのでございます。十九日に正式の文書が宮内庁長官名をもちまして総理府総務長官にあてて参りました。これは行幸啓についての通知でございます。私的行為としてすでに終戦二十周年の際に靖国神社に御参拝になりました例もございまして、したがって、三十周年を記念して御参拝になるといふこと

につきましては、同じ私的行為として妥当なものとして承知をいたしましたのでございます。

○野田哲君 総務長官は私的な行為として妥当な行為として了解をしておられたとしても、あなたは宮内庁の長官や次長と違って国会へ長い間籍を持つておられるわけですから、靖国神社の存在というのが、今日これを国家管理の神社にしているという運動が非常に長く存在をしておる、また、それに反対をする国民運動もある、国会の中でも数度にわたつてこの法案が提案をされて大きな論争になり、政治問題になつておる。こういうことを承知しながら今回の行為、私的行為であれば妥当なものとして了解をされておられないとお話があつたわけですが、けれども、あなたが私的行為としてどう考えられようとも、結果的には天皇を靖国神社をめぐる政争の渦中に引き込む、あるいは天皇を政治的に利用しようとする勢力によつて、これがどうあろうともこの行為が利用されるというふうには判断はされなかつたわけですか、いかがですか、その点は。

○国務大臣(植木光教君) 先ほど来申し上げておりますように、天皇の私的行為でございます。この私的行為についての定義と申しますか、性格につきましては、先ほど法制局長官からお答えがあつたのを私も聞いておりました、同様の理解をいたしております。

そこで、靖国神社への御参拝でございますが、確かに野田委員おっしゃいますように、靖国神社法案をめぐりましていろいろな問題が今日まで続いているという事は、もちろん十分承知をいたしております。しかしながら、天皇が私的行為として御自身の御意思をもって靖国神社に御参拝になるのでございまして、したがって、その御意思はやはり私的なものとして妥当なものというふうには理解してまいりたいというのが私の立場でございます。いまお話がございましたような、いわゆる政争の渦中に巻き込むとか、あるいは政治的に利用をするというふうなことが、この御行為をもってあつては絶対にならないというふうにご考えます。しかし、いま申し上げましたように、私的な御行為として個人の御意思で御参拝になるのでございますから、私の立場といたしましては、この御通知を、あるいは連絡を妥当なものとして承つたと、こういう状況でございます。

○野田哲君 いま植木長官はそういうふうには言われませんが、八月十五日に三木総理が靖国神社へ参拝した。これはいま吉國長官も私的行為だということに強弁されておりますけれども、いかに私的行為だと言つても、あの当時のやはり国民の受

けとめ方というか、靖国神社の国家護持を推進しようとする団体は、あの三木総理がいかに私人だと言つたつて、総理が靖国神社へ参拝してくれたということをもって靖国神社国家護持の運動は一步前進をするというふうには団体の機関紙などで評価をしておるんですよ、評価を。恐らく明日の天皇の靖国神社参拝についても、そういう形で取り扱う団体が絶対にないとは保証できないでしょう。これは保証できない。だとするならば、あなた方がどういふふうには理解をされようとも、明らかにこれは政治的に利用されたということになるのではないですか。そういう懸念は一切持つていないんですか、政府の方では。どうですか長官。

○国務大臣(植木光教君) 三木総理が個人として靖国神社に参拝をせられますことにつきましては、ちょうど稲葉法務大臣の発言問題の後でございましたので、慎重に対処すべきであるというところで、私も政府の統一見解を發表し、それに基づいて三木武夫個人の参拝となつたのでございまして、これがどのようになつたか、だれによつて評価されたかということにつきましては、私は遺憾ながら承知いたしておりません。そして、いまの問題について申しますことは、先ほど申し上げましたように、天皇の私的行為としての御参拝が政争の渦中に巻き込まれる行為となつたり、あるいは政治的な利用が行われるというふうなことでありましたならば、これはきわめて遺憾なこととございまして、その点については天皇の御参拝になります御意思にも沿わないことにはならないかというふうには私は考えておるのでございます。

○秦豊君 植木長官のタイムリミットがあるようですから、まずあなたに集中したいと思つて、長官は職掌柄、いわゆる一万人アンケートというのは御存じですね、靖国神社問題に関する世論調査、電通リサーチ担当。ところが、この調査自体を提起した新情報センター、あるいは日本宗教放送協会というのが、はなはだもつて政府・与党に身近な存在であることも周知の事実なんです。で、世論調査などの専門家によりまして、あの靖国問題についてのアンケート自体が大変誘導的で生臭くて露骨だというのは定評として定着しているんです、評価されているんです、マイナス評価を。ところがそういう団体は、靖国神社の国家護持に近い、たとえば天皇が公式に靖国神社に参拝なさることについてあなたはどう思ひますか、というふうな設問に対して圧倒的多数が支持したと、こういう非常にゆがんだ調査をやつてそれを存分に、政治的に利用するということを、

もう自民党のほとんど外郭団体に近いような団体が全国的な規模で展開をしている、こういうことは御存じですね。

○国務大臣(植木光教君) たいだいま御指摘のありましたような世論調査が行われましたことは、どこでございましてか、新聞で初めは知りまして、その後、調査が終わりました段階であったと思いますけれども、私もその調査結果について拝見をする機会を得ました。したがって、私も承知いたしておりますが、その内容が、質問事項が誘導的であるかどうか、あるいは結果がどうであったかということ、いま詳細に頭には残っておりませんので何とも申し上げられないことをお許しいただきたいと思っております。

○秦豊君 それからも一つ、本年の二月に、いわゆる自民党の藤尾私案——藤尾議員から、靖国神社法案についてはいささかあきらめざるを得ないが、表敬法案という靖国を換骨奪胎した私案が取りまとめられて、かなり自民党内の意見を聞いたということも御存じですね。

○国務大臣(植木光教君) 藤尾内閣委員長が表敬法案を準備しておられる、あるいはその表敬法案について各種の団体、特に宗教団体等に対して理解を得べくいろいろ努力をしておられるということは私も伺っておったところでございます。ただ、この法案そのものにつきましては私はまだ拝見をいたしておりません。

○秦豊君 まさに私が冒頭申し上げました一万人アンケートは、この藤尾議員が非常に積極的に動かされて実現をし、援助をしたアンケートなんです。藤尾私案というのは、あなたは御存じないらしいけれども、それは多少うかつじゃありませんか。内容の一番大きなポイントは、天皇または国家機関等の靖国神社に対する公式参拝を実現すると、つまり、それを言いかえれば目的にしている私案なんです、これは。ところが、すでに同僚が指摘しましたように、八月には南平台の一市民三木武夫という一国の総理、宰相が靖国に参拝をした。明日、またそれに追い打ちをかけるかのように、もっと既成事実を拡大するかのようによろしく、天皇、皇后両陛下が参拝をされる。すべてこれは私的行為である、何ら法的には抵触しない。しかし、植木総務長官にも吉國法制局長官にも富田次長にも、あなた方三人の方に申し上げたいのは、あなた方は宣言さえすればいい、独断を振り回せばいい、一つ一つこうして既成事実が積み重なっていくんですよ。もうかたずをのむというか、表敬法案でじりじりしびれを切らしている全国の遺族会の皆さんには、中間的には表敬

法案だがやがて必ず国家護持に持つていくというふうな甘い言葉を出す。一つ一つが、アンケート、総理の靖国参拝、天皇の参拝、これは全部布石なんです。全然脈絡なく、アトラダムに、気ままに、勝手気随にやっているのじゃないんです。すべて一定のレールのもとに行われているんです。それをあなた方は追及されると、何ら法的な抵触はありません、私的行為です。一つ一つあなた方は事実という慣例を新しく積み重ねていくんです。非常にこれは危険な路線だ、方向だということ私ははっきり申し上げておかなければならない。

それで、吉國長官に重ねてだめ押しをいたしますが、政府の天皇の地位についての三分説によると、確かに公的行為については内閣が責任を持たねばならないし、また象徴天皇の地位からいって、その地位にふさわしいものでなければならぬという歯どめが一応解釈としてはかけられている。それから最後に、公的行為については、象徴というものを規定する日本国憲法の趣旨というものからして理論的な限界があるというのが政府側のいままでの統一見解であり、事実私に対する答弁の中でも、色の濃淡とか、あるいは境界線は定かではないと、その部分についてだけはあなた素直にお認めになったから、それは私的行為について象徴としてのありようから逸脱してはならないという解釈と理解してもよろしいですね。

○政府委員(吉國一郎君) わが国の憲法では、天皇の地位を規定をいたしまして、第一条で日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であるという、象徴としての地位を規定いたしますと同時に、天皇は、主として第七条でございますが、そのほかにも第三条、第五条、第六条等であらわれておりますように、国事行為というものを行われる国家機関としての地位を持つておられます。このことについては、一昨年の国会でもいろいろ議論がございましたけれども、およそ天皇は、憲法第四条第一項で言っておりますように国政に関する権能を有せられないわけでございますので、およそ天皇の行動があらゆる行動を通じて国政に対して影響を及ぼすようなことがあってはならないということとは当然でございます。国事行為につきましては、すべて内閣の助言と承認によつて、内閣が実質的に意思を決定するということによつてその点は守られておりますが、いわゆる公的行為であるいは学者の進国事行為と申しますものにつきましては、そのような憲法上の規定はございませんけれども、当然、皇室に関する国家事務として補佐をいたします第一次的には宮内庁第二次的には宮内庁を包摂をいたします総理府、内閣総理大臣

の機関としての総理府、それから最終的には国政全般に対して責任を負っておりますところの内閣が天皇の公的行為についていささかも国政に影響を及ぼすようなことがあってはならないということについて十分に慎重な配慮をいたしておることとでございます。で、私的行為については、事実上国政に影響を及ぼすようなことが考えられないのはございますが、もちろん、私的な行為を通じてでも国政に影響を及ぼすようなことがあってはならないということは当然のことであろうと思っております。

○秦豊君 その答弁では全く納得しろと言う方が無理なんです、あなた。いいですか、あなた政治的な影響云々と言われますけれども、五たび廃案になった靖国法案、それをすりかえようとする表敬法案、これからまた新しい政治の争点に多分になり得る法案なんです。動きなんです。天皇の私的行為が政治に何ら影響を与えないなんというところはあまり得ないんです。あなたがどうしても私的行為だと言いつ張るならば、天皇の公的行為の中に、あなた方がたしか列挙された中には、たとえば認証官の任命式から始まってずららずと並んで、日本武道館の戦没者追悼式への出席がありますね。ではなぜ戦没者追悼式への御出席が公的行為で、あすの靖国神社参拝が私的行為というふうにも明らかに境界を截然と分けられるんですか。どうしてそういう論理ができるんですか。どうなんですか、無理じゃありませんか。

○政府委員(吉國一郎君) 毎年八月十五日に日本武道館において行います戦没者追悼式、これは国が主催をいたしまして、去る大戦において国のために殉じた戦没者の霊を慰めるということで追悼の式を行うわけでございますが、その追悼の式の一つのプロセスの中に天皇陛下のお言葉をいただくことになっております。もちろんその場合には、天皇は公式の立場において皇后陛下とともに御臨席になって、そこでお言葉をいただくわけでございますので、もちろん、これは公的な色彩がきわめて強く、天皇の公的行為と申して私どもはよろしいと思っております。これに対して、靖国神社に明日御参拝になります場合の姿と申しますのは、もちろん警戒等においてはその地位からいたしまして当然一般私人とは異なるところがあると思っております、お参りをされることそれ自体は何ら一般私人と変るところはなく、靖国神社というものが、もちろん神道の施設ではございますけれども、そこに従来国のために命を捨てた人が祭られてあるという事実を照らしてだけ天皇はそこに表敬をされるわ

けでありまして、私人がお参りをするのと実質においては何ら異なるところがない。ただ、警戒等においては、その地位からいたしまして当然一般の私どもがお参りをする場合は違ってくることは、これはやむを得ないことであろうと思えます。ただ、戦没者追悼式の場合においては、国の機関が主催をして行う一つの儀式の中の一段階として申しますか、一つの行事として天皇陛下がお言葉をたまうということで公的な色彩がきわめて強い。それに対して、靖国神社に明日お参りになる姿は全く私的なものであるという区別があると思えます。

○秦豊君 幾らあなたの答弁を繰り返し承りましても、天皇のなさる行為というのは、たとえば靖国参拝であれ日本武道館への戦没者追悼式への出席であれ、行為は全く同じ。あなた方がつけるタイトルが違うだけ、独断的なタイトルが。そういうふうにしてだんだん危険な方向へ突き進もうとしている。この認識を私は変えるわけにいかない。いかないけれども、富田次長にもこの際確認しておきたいことがあるんだが、宮内庁で石橋の間で記者会見があったのはつい先日ですね。あのときに、日本人記者団とは初めての会見であったわけなだけども、その中にこんな一節があった。会見の終わりに近いところで、ある記者が、陛下はどんなテレビをごらんになりますかという質問を投げたら、そこどころだけが非常に肩がほぐれていて、そして、これに答えますと影響があるからという意味のことをやや笑いを含んで答えられた。あそこどころだけが人間天皇であると私は思っているんだけれども、あのテレビ番組の視聴態度についてさえ一つ一つの影響をおもんばかりになる陛下が、たとえ私的行為であるとしても、これほど政治の渦中に巻き込まれかねない靖国参拝というふうなことに、非常にスムーズに、ごく安直に結論をお出しになったとは思えない。むしろ非常に宮内庁側の配慮というものが、かなりこれに優先していたのではないかと私は疑うんだけれども、富田次長いかがですか。

○政府委員（富田朝彦君） 午前中にお答えしたことも関連をいたしますが、陛下のお気持ちとして、八月十五日にもお述べになつておられるわけですが、今日までのいろいろな戦没された方々についていまだに心が痛むと、こういうことを繰り返し申し述べられておられるわけですが、そういうことをお気を私的なお立場で、表敬と申しますか、参拝をされてそれをおわりたいと、こういうお気持ちであろうかと私は考えておるわけでございます、これは特に特段の意図があるという

ようなことは全くございません。また、先ほど総務長官が答えられましたように、私どもとしても陛下のそういう私的な御行為が政治的な渦中に巻き込まれる、そういうことがあつてはならない、この点は厳しく考えておる次第でございます。

○秦豊君 あなた方はあくまでやはり公のしもべ、公僕ではなくて、すめらぎのしもべという感じがして仕方がない。しかも、あなたの方のやつているそういう行為の一つ一つが、あなた方が一番大事に思っているはずの天皇というものを政治的に非常に渦中にさらす、政争の焦点に立てるということに対する感受性もない。実に恐るべきは鈍感さだと思う、あえて言いたい。それから、あなたは午前中の事実関係の中で——この問題はきょうで終わるわけではないですから聞いておきたいんだけど、何か靖国神社側の方から宮内庁に要請があつた、それは春ごろだということ、それがしかも恐るべきことに口頭であつたそうですか。天皇の日程というのはそういうふうにして手輕なものなんですか、いつもそうなんですか。

○政府委員（富田朝彦君） これは春ごろ、いまお話しのように靖国神社側並びに千鳥ヶ淵墓苑のお祭りを主管される厚生省側から、それぞれ時期は異なっておりますけれども、口頭で何とかおいでいただけるだろうか、こういうお話があつたわけでございます。しかし、午前中にも申し述べましたように、日程その他どうしても春の時期には差し繰りがつきましたのでそのまま今日に至つたのが実情でございます。で、常にそういうお成りになる場合正式の書面が来るかどうかという問題でございますが、いわゆる公的行為というふうなことで国が主催され、あるいは政府の省が主催され、あるいは小学校創立百年記念というふうなことで、それぞれの委員会が主催、関与をされるというふうなときには、これは書類が参るのが通常でございますが、必ずしもすべてが書類で参つておるとは限りません。

○秦豊君 まだ若干の時間を残しておりますし、同僚議員から関連質問の要求もありますからあと一つだけ伺いますけれども、さつき私が申し上げたことにあなたは答えになっていないが、つまりテレビの視聴態度についてさえデリカシーを発揮される陛下が、それにしても実はラフな割り切り方ですね。それについて、もちろんそれは陛下に聞いてくださいというふうな答えが出るかもしれないが、つまり非常に政治的な思惑が優先をして緻密な配慮を乗り越えていくという一つのケースだと私は思う。で、私たちの立場は、千鳥ヶ淵の墓苑については、これは無名戦士の墓的な扱いをというわれわれの党としての考え方

を持つているけれども、靖国神社の問題については、それがどのような名前の法案にすりかえられようともあくまで反対を貫くというのが私たちの立場ですから、これはもう世界観の問題だからあなたと議論しても決着のつられるはずもない。しかし最後に、私がやはり宮内庁側に、あるいは総理府総務長官に申し上げたいのは、かかる問題を慣習とか慣例とか、あるいは独断的な法解釈の中に埋没をさせて、おくめんもなくまかり通らせようというふうな態度を改めてもらつて、とにかくあすの参拝については再考慮をするというふうな柔軟な考え方がなぜ生まれないか。ぜひとも私は、この際、まだ時間もあることだから、宮内庁としても総理府総務長官としても、やはり再考慮をあらたたいという要望を私は私の質問の最後にぜひとも申し上げておきたい。また、それについて植木長官と富田次長のお二人からお答えを受けておきたい、こう思います。

○国務大臣（植木光教君） 先ほど野田委員の御質問に対しましてお答えを申し上げましたように、天皇の私的行為として明日参拝になるという通知を受けたのでございます。天皇の自発的な御意思によつて御参拝をなされる純然たる私的行為であるという経過を、二回にわたりました宮内庁に確認をしているという経過もございまして、したがつてこれは妥当なものと考えておりますので、これを変更すべきであるという立場には私はないということをお断りしたいと思います。

○政府委員（富田朝彦君） ただいま総務長官がお答えになりましたと同じ考え方をいたしております。

○矢田部理君 先ほどから天皇の靖国参拝は私的行為だと説明をされておりますが、どうしても納得できないわけでありまして、その前提として幾つかの問題点を伺いたいと思うのであります。が、天皇が公式に靖国神社を参拝すれば、まず憲法に抵触するというお考えに立つのかどうか、その点を第一点にお伺いしたいと思ひます。

○政府委員（吉國一郎君） これは御承知のように、憲法第二十条第三項に「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」という規定がございますが、この宗教的活動は何であるかということについては学者間にもいろいろ議論があるところがございます。非常に広い説を唱える人もあれば、全く布教活動等のような限定的な解釈をする人もございまして、またその中間において、宗教的な施設、神社であろうと寺院であろうと、そういうものに単に表敬をするということについてはこの宗教的活動にならないという説も

でございますし、また単に表敬をすることは、ならないという議論、つまり、そこで宗教的な儀式を伴って表敬をする、神道の場合でございますならば神官が出てきておほらいをして、奏楽をして玉ぐしを奉賛する。また寺院であれば、この場合でも仏教の寺院であれば奏楽がございましょう、読経もございましょう、香をたき、あるいは線香を燃やすということもございましょう。そういうような宗教的儀式を伴わない限りは宗教的活動にならないという議論をする学者もございます。ただ、政府といたしましては、その点については、これはまさに国民感情からして割り切って考えなければならぬ問題でございますので、従来はあくまで私人としての立場でお参りをするというところで貫いておるわけでございます。

○矢田部理君 私は何っているのは、時間がないから端的に答えてください。

天皇が公式行事として靖国神社を参拝すれば憲法二十条の第三項に抵触することになると考えているのか。イエスかノーかだけ答えてください。

○政府委員(吉國一郎君) 先ほど申し上げましたように、第二十条第三項に直ちに違反するところまでは徹底して考えることはできないと思います。ただ、第二十条第三項の重大な問題になるという考え方でございませう。

○矢田部理君 したがって、私的行為と強弁をせざるを得ない状況に置かれておられるわけでありますが、私どもは、先ほどからの説明で、どうしても私的行為と思われぬ節に幾つかの理由があります。吉國長官の話によれば、事前に公にすれば、世上で明らかにすれば区別ができるんだという議論も第一におかしい。加えて、たとえば宮沢さんの憲法によっても、随行者がだれであるかも重要な問題である、宮内庁長官や侍従長あるいは政府職員がこれに随行するようなやつは私的行為とは言えないんじゃないかという問題点も出されています。さらに、費用の使い方も問題だ。私的行為であるとするならば、純粹に天皇の個人資産から支出をすべきなんです。それを公の費用で賄うということもおかしい等々の点で、どうしても私的行為だという強弁には承服しがたいわけでありますが、もう一つ私が伺いたいのは、私的行為の場合にも、重大な制約、限界が天皇の場合にはあり得るのではないか。これは先ほどから議論が出ました。一つは、象徴天皇制からくる制約でありますし、とりわけ宗教と国家との分離という先ほどの規定から見ても、そこからくる制約もあり得るだろうと思うわけでありますけれども、法制局

長官にお尋ねをしたいのは、象徴天皇制という憲法上の地位から見て、非常に政治的な対立点になっている問題あるいは社会的に鋭く対立している課題等について天皇がかかわること、これはどんな場合でも避けねばならぬというふうにも私どもは考えているわけですが。憲法上保障されているいろんな人権がありまされども、学問の自由とか良心の自由とか、そういう肉体的な自由は憲法上天皇も保障されているというふうにも考えて差し支えないと思いますが、表現の自由ということになってきた場合、これは一つの限界が出てくる。その限界の一つとして、天皇がまあ趣味のお話をされるとか、あるいはスポーツを見に行かれるとかということ、それ自体は問題になりませんけれども、その表現の自由の中でも、いま私が申し上げたように、重要な政治的な対立点になってくるような場所に出かけていく、このことはやっぱり憲法上の制約があるというふうにも考えられるわけですが、その点どうお考えになっているか。

それから、重要な政治的対立点になっていることは、先ほど同僚の議員からも明らかにされておりますし、いま問題にされようとしている表敬法案についても、天皇の靖国参拝が軸となつて推進が図られているという状況から見ても、そのことはきわめて明らかでありますので、その点についての見解を伺いたい。

○政府委員(吉國一郎君) 日本国憲法で基本的人権を保障しておりますのは、国民ということになっておりますが、この国民という中には、基本的人権の規定の性質からいたしまして天皇あるいは皇后その他の皇族も含まれておるといことは多数の学説であろうと思っておりますが、ただ、天皇はもろろん象徴としての地位を持つておられますし、皇后は天皇の配偶であるという地位、またその他の皇族も象徴たる天皇に連なる家族であるという地位を持つておられます関係からいって、基本的人権の享有についてのおのづからそこに制限があることは、いま矢田部委員の言われるとおりであろうと思っております。たとえ、表現の自由あるいは言論の自由についても、そこに当然、天皇に限って申し上げるならば、天皇が日本国の象徴であり日本国民統合の象徴である地位を持つておられるということ、また憲法第四条の国事に関する行為のみを行つて国政に関する権能を有しないという規定の趣旨からいって、天皇の表現なり言論というものについては、当然制約があることはおっしゃるとおりでございます。また、重大な政治的論争のポイントになつておられるような事項について、それが是であるか非であるかということをも明

らかにするような行為をされるべきではないという点もそのとおりであろうと思つておられます。

○矢田部理君 一般論はわかりましたけれども、靖国問題が重要な政治的論争点になつておられる。一部の勢力は、靖国問題を天皇の靖国神社参拝を軸にして考えておられる、そういう場所に出向いていくことが、いまの一般論から見ても、当然おかし、問題が出るというふうにも思いませんか。これは総理府総務長官と宮内庁からお答え願ひたい。

○国務大臣(植木光教君) ただいまの件につきましては、先ほど野田委員にお答えをいたしましたとおりでございまして、靖国神社の国家護持法案あるいはその後表敬法案というような問題が出て、これが一つの政治的問題になつておられることは十分私も承知いたしております。しかしながら、今回の御行為は私的御行為でございまして、これを政争の渦中に巻き込むとか、あるいは政治的に利用するということがあつては絶対にないという立場で、私どもはこの御行為そのものを純粹な私的のものとして見ておるのでございまして、したがつて、天皇の自発的な御意思というものは尊重すべきであり、また天皇御自身も、政治的な渦中に入られるようなことは毛頭考えられておられない、むしろそういうようなことはきわめて御迷惑であらうと存するのでございまして、したがつて、先ほど来申し上げておられますように、政治的な利用があつてはならないということをお明確に申し上げておきたいと存じます。

○政府委員(富田朝彦君) 先ほど来私も申し上げておりますように、多くの戦没された方々への陛下の気持ちをお示しされたということに關連しての諸問題につきましては、ただいま総務長官がお述べになられましたように、そういう政治の渦中に巻き込まれるということはおかしいという配慮のもとにまいりたいと、かように考えております。

○秦豊君 吉國長官も、それから富田次長にも申し上げたい、総務長官もですが、私たちがきょう三人の同僚議員と質問をいたしましたけれども、あなた方が述べられたこの二時間近い答弁は、非常に客観的でない、非常に独断的であるときめつけざるを得ない。したがつて何ら説得力を持っていない。非常に法律的でない。ことごとく強弁です。無理です。したがつて、わが党の割り当て時間がもうすでに来ておりますので、他の野党の皆さんに失礼だからこれでやめますけれども、たとえばあの安保における事前協議のとめない拡大解釈とは次元が違うに



しても、法制局らしいやり方はまさにこれにも適合する。私たちは、私的行為、公的行為、次々に慣例を新しく積み上げようとするあなた方のあり方については、今後とも追及をやめなまな形式を駆使してこの問題の解明に当たらねばならない、こういう気持ちであるということをお願い申し上げます。

【五〇八】第七十六回国会参議院内閣委員会会議録  
第五号（昭和50年12月9日）

（発言者） 中村太郎（委員）

富田朝彦（政府委員、宮内庁次長）

〔発言順。敬称略〕

○中村太郎君 最初に、靖国神社に対する天皇陛下の御訪問、参拝、これに関連しまして一、二お伺いしておきたいと思ひます。

御承知のとおり、靖国神社に對しましてはいろいろな御意見があります。宗教法人であるとかないとか、あるいはまた、これが憲法違反であるとかないと言われておるんですが、このことは別におきまして、ただ、考えますことは、一般の国民はどのようなことは考えていない、あるいはこだわっていない、私どもは承知をいたしておるわけでございます。もともと日本という国は、非常に昔から、国のために殉じた、あるいは国を守り育てる、そういうことのために働いてきた人々を祭るといふ、とうとうとぶという、そういうことを自然の習性として培われてきたと思うんです。したがって、靖国神社に對してもきわめて素直に、殉国の士を國家の手で公に祭るといふことはあたりまえではないか、当然ではないかという考え方が強いわけでありまして。したがって、いささか古いのですけれども、昭和四十二年の朝日新聞の世論調査を見ましても、国民の八〇%以上が國家護持を何の抵抗もなく支持しておると、こういうことにも言われておるわけでございます。事実、私どもが靖国神社に参りましても、これが戦争につながるとか、軍国主義だとか、毛頭考えません。心から祖國の英靈を弔いたいという気持ちと、もう一つは、そのためにも再び戦争をなからしめんがための努力を誓うと、これが本當の祈りの気持ちであるわけでございませぬ。したがって、天皇陛下の靖国神社参拝もそういう国民感情、素朴な、素直な国民感情をやつぱり背景としてとらえていかなきやならぬというふうにも私は承知をいたしておるわけでございませぬ。ところがなかなか、自由な社会でございませぬからいろいろな御意見があります。たとえば、天皇陛下が仮に私的であつてもたびたび靖国神社に参られると、これはまあいわゆる天皇制の復活だとか、天皇への忠誠心がまた復活する、天皇と臣下との關係が出て平等性が失われる、あるいはまた、宗教の自

由が失われる、宗教が禁じられて、その結果は戦争主義あるいは侵略主義、軍国主義に舞い戻つていくんではないかというような御意見があるわけでございませぬけれども、こういう意見に對しましては、宮内庁自身が一体どのように受けとめておられますか、第一点お伺いしたいと思います。

○政府委員（富田朝彦君） ただいまお尋ねの天皇陛下が先日靖国神社に御参拝にいられた件に關しましてお答えを申し上げます。本年の春に、靖国神社から口頭で終戦三十年につき御参拝願いたい、こういう申し出がございました。で、昭和四十年の十月には、ちょうど終戦二十年ということで御参拝になつておられる経緯もあつて、今回私的なお立場で御参拝になられたわけでございます。陛下はいつも、この戦いに行つて没せられた、あるいは戦争の犠牲になられたというような方々のことを思いまして胸が痛むというようなことを常々おっしゃっておられるわけでありまして。そういう非常に自然なお気持ちからお参りになられたものと推察をいたしております。

○中村太郎君 この間の十一月二十一日でございますか、靖国神社の参拝に對してもいろいろな意見がありました。たとえば、いま天皇陛下が靖国神社に参られると、政略的な目的とかあるいは政治的な目的に利用されるのだからおもしろくない、そういうことを宮内庁は進言しないかというような意見もあつたように私は承知をいたしておるわけでございませぬけれども、果たしてあの二十一日の参拝が、いまの現状からながめまして政治判断に利用されたのか、されるような雰囲気になつたのかどうか、この辺の判断は一体どうなんでしょうか。

○政府委員（富田朝彦君） あの日に参りになられたということについては、陛下の御日程の御都合から決まつたものであるということをお答へ申し上げたわけでございますが、そういう意味で、特別な理由ということではなく、いま先ほども申し上げましたように、純粹に私人のお立場での御参拝であり、それを政治的に利用するということがあることがあつては絶対ならない、かように考へておる次第でございます。

また、当日の出迎への状況等につきましては、警衛を担当いたしております警察当局からの報告によりますと、一般的に平静な雰囲気であつたという報告を聞いておる次第でございます。○中村太郎君 天皇陛下といえども、これは私的行為として御自由があるわけなので、たとえば盡を慰める、そのために参拝される、あるいはまた靖国神社へ参られる、これは憲法二十条

【五〇九】第七十七回国会参議院会議録第四号（昭和  
51年1月28日）

のいわゆる信教の自由、宗教の自由、これは当然天皇陛下にも認められなければならないと思います。そういう意味で、これからのいろいろな御参拝なされると思いますが、そういう私的行為を制限をしたり制約することは私は間違っている、このように判断をいたしておりますけれども、宮内庁いかがでございますか。

○政府委員（富田朝彦君） たいま御指摘のように、陛下も私人として信教の自由をお持ちになっておられるわけでございませぬし、純粹に私のお立場での靖国神社へお参りになるといふのは差し支えないことであると存じております。

○中村太郎君 それでは、最後に要望しておきますがね。先ほど申し上げましたような意見というものは、私どもから言わせれば、まるで、あたかも戦争中の亡霊にまだ取りつかれているような意見である。さもなくば、ためにせんがためのいわゆるこじつけ、牽強付会という言葉がありますけれども、これほど論理の飛躍した意見はないと思うんです。そのように受けとめておりますが、それにしてもそういう意見は今後も出ようと思いません。

そこで宮内庁としては、国民の大多数、きわめて自然な素直な心で、これからも靖国神社を尊敬していきたい、ついでには天皇陛下の参拝もたびたびやってもらいたいというのが大多数の国民の意思である、熱望であるということ踏まえて、ぜひひとつ対処していただきたいと思えます。いいですね。

（略）

○小野明君 私は、日本社会党を代表し、三木総理並びに関係各大臣に対し、若干の質問を行うものであります。

三木総理、あなたは政治の基調として「対話と協調」を国民に公約をされております。しかしながら、あなたの「対話と協調」というのは果たして本物であったでしょうか。あなたが政権の座につかれて一年二カ月であります。その実績が何よりもうそであったことを証明をいたしております。この一年間、公共料金を強引に引き上げた国会運営を見てください。まさにクリーン三木ではなくて、何でもつり上げるクレインの三木ではありませんか。（拍手、笑声）強引そのものであります。また、スト権ストの際における急激なタカ派への変身は一体どういうことでありませぬか。一国の宰相とはそんなものでありませぬか。野党に対しては「対話と協調」でおつかぶせ、党内タカ派に対しては「妥協と譲歩」があなたの本当の姿ではないでしょうか。あなたはいろいろな成果を強調される。まさに巧言でありませぬか。また、約束をいたしておりました独禁法改正並びに参議院の定数改正はどうですか。先ほどの御答弁では、一体あなた自身の決意というものはどうなっておるか、全然不明であります。あなたはさらに憲法改悪を許容しております。靖国神社参拝を初めておやりになりました。アメリカに行つては、朝鮮半島の分割を固定化、緊張を激化させる声明を発表する等、多くのことを手にかけておられます。しかし、これでは支持率が急速に半分以下になるのも当然と言ふべきではありません。また総理は日本型福祉社会を提唱しておられます。それは一体どんなものでありますか。その姿がわれわれの頭には一向に描かれませぬ。具体的に財政あるいは経済演説に総理の構想としたものはあらわれておらなければなりません。一向に整合性はございません。いわゆるあなたの日本型福祉社会というのは、羊頭を掲げて狗肉を売るたぐいの施政方針ではないでしょうか。

（略）

○国務大臣（三木武夫君） 小野君にお答えをいたします。

第一問は、私の「対話と協調」は本物かということですが

ども、これはもう本物も本物、これは私の議会政治家としての信念でありますから、これは本物であることに間違いはないわけです。大体議会政治は、少数者の意見をよく聞いて、それで最後は多数決によって賛否を表明によって決める、これがやっぱり議会政治の仕組みであります。それをこうつないでおくものは対話と協調なんですね。その潤滑油がないと議会政治は有効に機能を發揮できない。だから、「対話と協調」というこの一つの基本的な姿勢を議会政治家は崩してはいけないということが私の信念であります。ただ、まあいろいろと例をお挙げになりましたけれども、日中の平和友好条約とか、靖国神社参拝問題とか、アメリカに行つて朝鮮半島の現状は維持した方がいいということをとらえていろいろお話になりましたが、これは何も私の政治姿勢というものが、自分の信念に反したことをしておるわけではないわけですから、日中の平和友好条約 私は一日も早くこれを結びたいと、これは皆さんと変わらない。しかし、これは両国民が納得のできるような形で永遠の日中の友好関係を築きたいというんですから、そういうことで熱心に中国側と外交交渉を続けておるわけでありませぬ。靖国神社参拝、終戦後三十年、一つの歴史のけじめで、私が一人として靖国神社を参拝することとは何にも私の信念に反することではないわけです。また、アメリカに参つて朝鮮半島の現状を維持することが必要であると言つたということも私のこれは信念です。一つの国際情勢というものは、革命的に変更をいたしますと安定を伴わないです。安定を害する。やっぱりこう徐々に徐々に変えていくことはいけません。一遍に現状を革命的に変革することは安定をもたらさないと。そういう点で、朝鮮半島の安定のためには現状を、やはり当分現状を維持することはいつと云うのは、私の政治家としての信念から出ておるので、どのおつと云うのは、私の政治家としての信念から出ておるので、どのおつと云うのは、私が自分の信念にないことを妥協を図つておるのではない。小野君、この点は小野君自身も誤解のないように願いたいわけでございます。

（略）

【五一〇】参議院内閣委員会（第七十七回閉会後）会議録  
第二号（昭和51年8月12日）

（発言者） 野田哲（委員）

柴義康（説明員、厚生省援護局庶務課長）

〔発言順、敬称略〕

○野田哲君 よろしいです。  
厚生省、八月十五日が迫っているわけですが、毎年武道館で式典が行われている。昨年突如として、あの式典の正面に、どう言うのですか、掲げられているあれですね、いままではずっと長年「戦没者之標」という表示で行われていた。これが昨年突如として「戦没者之霊」というふうに変わった。この理由は何かですか。

○説明員（柴義康君） 八月十五日の全国戦没者追悼式は政府主催でございます。厚生省といたしましては、政府の御指示により実施を担当いたしておるわけでございますが、昨年標柱の表示を「全国戦没者追悼之標」から「全国戦没者之霊」に改めるようにと御指示がございまして改めたわけでございますが、私ども伺っているところによりますと、三十八年から過去十二回実施してまいったわけでございますが、会場におきまして戦没者に黙禱をささげ、あるいは献花をいたします場合に「追悼之標」という表示では何かしっくりしないという戦没者の遺族の方々の意見がございまして、「霊」に改めたというふう聞いております。

○野田哲君 厚生省のあなたの方へ「標」というのを「霊」に改めるように指示があったのはどこから指示があったのですか。

○説明員（柴義康君） 厚生省は実施の方を担当いたしておるわけでございますので、内閣の方から指示があったというふうには伺っておりません。

○野田哲君 この式典の出発のときに、どういふあそこに表示をするかということいろいろ国会の中でも議論が行われた。「霊」という表示の仕方、この「霊」というのは、これはある思想、宗教団体が使うものであって、宗教団体によっては「霊」というのは使わない、こういう団体もある。したがって政府主催の場合には宗教色抜きで、憲法のためまえによつて無宗教という立場で国民の合意を得てやらなければならぬという

ことであの表示は「標」という形で行うと、こういうことでも出発をした。そういう経過、あなた御存じですか。

○説明員（柴義康君） 追悼式をどのような形で実施するかということは、当初から慎重に検討されてきて、宗教色を全く抜きにして実施しなければならぬということであつた。宗教色を全く抜きにされたというふうには伺っておりません。

○野田哲君 これはどういふ内容になつておりますか、その点は。

○説明員（柴義康君） 昨年と同様に実施することになつております。

○野田哲君 昨年ああいう形で実施をした、恐らくことしもああいう形になるんだろうということ、厚生省の方へ宗教団体等からいろいろあのことに対する抗議あるいは変更を求められるような要請等が行つていふと思ふんですが、いかがですか。

○説明員（柴義康君） 宗教団体の方々から、そのような要望があつたことは存じております。

○野田哲君 いままで「標」という表示でやつておられた期間はその問題については特に問題は起こらなかつた。それがああいう形に去年変更されたことによつて、国民の間にあれが困るというこの声が上がると、変更を求める要請なり抗議が行つていふことは、つまり、ああいう形に変わることによつて、これは国民の間にコンセンサスが得られなくなつていふおる、宗教的な色彩を持つてきておる、こういうことである。宗教団体の方からそのことに対する抗議や要請が行つていふと思ふんです。だから、ことしあえてそれを去年どおりやるといふことになれば、政府のやり方は特定の宗教の色彩を帯びたやり方、こういうことになつて、つまり、これは憲法に反するやり方ということになつていふと思つておるんですが、厚生省としてはその点はどういふふうな考へておられますか。

○説明員（柴義康君） 日本人の中で、「霊」という言葉はいろいろな意味合いで使われておると思つてございまして、一般的に霊柩車とか、あるいは霊安所といったように死者にかわる言葉、死者を尊称する言葉として一般的に国民の中で用いられていふわけでございまして、きわめて素朴な意味で死亡者を「霊」といふふうに表示していふと思つてございまして。したがういふふうにはわれわれは考へていないわけでございまして。

【五一一】第七十八回国会衆議院会議録第四号（昭和51年9月27日）

○田中龍夫君（略）

洋の東西、体制のいかに問はず、いかなる国といえども、自分の国をみずから守ることは当然の責務といたしております。（拍手）と同時に、国家のために倒れた殉国の士に対しましての手厚い護持もまたしかりでありまして、国民みずからの国土防衛の問題と殉国の英霊に対する国家護持の問題は、国家の存立にかかわる基本的問題として考えるべきものであると存するのであります。（拍手）

しかしながら、ひとり日本のみ、敗戦のつめ跡と申しますか、国民の国土防衛の意識の希薄さと、護国の英霊をいまもつて国家が護持する態度を失つておるのにはなほ遺憾であります。（拍手）総理のこれに対しまして御所見を賜りたいと存じます。（略）

○内閣総理大臣（三木武夫君）（略）

靖国神社の問題についていろいろお話がございました。これは田中君も御承知のように、過去数回議員提案によつて靖国神社法案が国会に提出されて、未成立のまま今日に至つておるわけでございます。この問題については、今後とも世論の動向などを関心を持つて見守つてまいりたい。いづれにしても、皆が、いろいろ宗教が違つたり、いろいろ立場が違つたりしても、皆が、日本の国のために生命を失つたり、祖国のために努力をされた方々の霊をわれわれが弔うようなことができるような日を一日も早く迎えたいと思つておるわけでございまして。（略）

○徳永正利君（略）

最後に、私は総理にお尋ねいたします。

顧みますと、悪夢のようなあの敗戦の混乱の中から、われわれは生き抜くために懸命の努力をしてきたことは事実であります。いろいろな困難、危機を克服して、今日、敗戦当時想像もしなかった経済的発展を遂げてまいりました。しかし、静かにとどまつて足元を見詰めたとき、何か置き忘れた、何かを失ったことのむなしさを感じるのであります。その何かとは、長い日本の歴史と伝統に培われた美しい日本の心であります。福祉国家を誇った古代ローマにしても、古代ギリシャの没落過程も魂の分裂がその根本だと言われております。総理は、エゴは許さないと言われました。まさにそのとおりであります。しかし、今日道徳の荒廃は認めざるを得ません。日本人の魂は病みつつあると思えます。「先亡の霊安からずして家門の繁栄なく、護国の英霊安からずして国家の発展なし」と言った先哲の言葉を、いまこそ真剣にかみしめてみたいと思えます。

自民党は過去五回にわたり靖国神社法案を国会に提出しましたが、日の目を見ずに終わりました。洋の東西を問わず、政治体制のいかにかわららず、国家の危急存亡に際して国のために倒れた人々を永遠に顕彰していることは、いまさら私が申し上げるまでもないことであります。さればこそ、一国の元首が外国を訪問したとき、まず最初に、その国を守り、その国のために倒れた人々に敬意を表するのは国際的な儀礼となっております。礼とは心であり、儀とは形であります。しかるに、外国元首を日本にお迎えしたとき、そうした行事は行われません。不思議に思わないのは日本人だけで、外国の人々は、何と不思議な国であると思うに違いありません。憲法は守らなければなりません。憲法の許す範囲において靖国神社を国でお守りする。国のために亡くなった英霊を公に祭るといふようなことは、当然政府の手によって真剣に検討され、実施されるべき性質のものだと思いますが、いかがでしょうか。それと同時に、国のために亡くなった遺族、あるいは国のために傷ついた人々には、国は誠意を尽くしてこたえなければならぬと思えます。

一例を挙げれば、さきの戦争での戦死者の遺族に国が与えた補償は、終戦以来今日まで三十年間に、わずかに三百十万円に

も満たない現状であります。しかも、この金額を受けた人々は全戦死者の九〇%以上の遺族であります。これらの人々が終戦後から今日までどういう精神的、経済的生活をしてきたかは言いませんまい。人間の幸、不幸は年金の多少によつてはかれるものでないことは承知しておりますが、それにしても余りにも少額だと思えます。

先亡の霊も、護国の英霊も安からず、犠牲者もまた帰らざる人々を思い、ひそかに天を仰いで慟哭する現状を政治は見過してはならないと思えます。総理の御所見を承つて、私の質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○国務大臣（福田赳夫君）（略）

また、靖国神社を国で守り、英霊を公に祭るといふことは当然政府によつて実施されなければならないことではあるまいかという、御意見を交えての御所見でございますが、私はこの問題に重大な関心を持つております。もう国民どなたも、靖国神社にわれわれのいわゆる貴重な生命をささげた方々が眠つておられるんだということにつきましても、一点の曇つた考え方はないと私は思ふんです。それにもかかわらず、徳永さんの御指摘のような状態になつておる。これは要するに、憲法問題がまつわるんでありますが、速やかにこの問題につきましても、憲法等の問題もありますけれども、同時に、世論の動向をひとつ把握いたしまして対処してまいりたいと、かように考えております。

また、国のために亡くなりました方々の遺族の人や、また傷ついた人々、これらの方々に對する国民としての志を示すといふこと、これはもう当然のことである。政府におきましては、累次、毎年毎年というくらい、この考え方を進めてきておるのであります。昭和五十二年度の予算におきましても、精いつばいの配慮をいたしておるわけでありまして、今後とも、この点につきましても、徳永さんのおっしゃるような線において対処してまいるといふことをはつきり申し上げさせていただきます。（拍手）

（発言者）

近藤鉄雄（委員）

渡邊伊助（政府委員、防衛庁人事教育局長）

山口弘之（説明員、警察庁警務局給与厚生課長）

石原一彦（政府委員、法務省矯正局長）

〔発言順、敬称略〕

○近藤委員（略）

最後に一つだけ、きょうは防衛庁長官それから警察、法務省の方々がおいででありますので、そういう殉職者の方々に對して、それぞれ防衛庁、法務省、警察庁では一体どういうお祭りといひますか、慰霊をやつていらつしやるか。また遺家族に對してどういふような措置をしていらつしやるか、最後に承つておきたいと思ひます。

○渡邊（伊）政府委員 お答えいたします。

まことに残念なことでありませうけれども、常日ごろ安全管理には十分注意はいたしておりますけれども、事故の絶滅を全く期するというわけにはまいらない状態でございます。自衛隊発足以来本年までに千二百四十五柱合祀いたしております。殉職をいたした場合には、まず部隊におきまして部隊葬を営んでおります。それからさらに、毎年の行事といたしまして自衛隊記念行事がございますが、この一環といたしまして、防衛庁長官主催のもとに自衛隊殉職隊員追悼式というものを営んでおります。これにつきましては過去一年間に殉職した隊員の御遺族、それから殉職後ちょうど十年目に当たる御遺族、こういう方々をお招きいたしまして、追悼式を営んでおるわけであり

ます。

さらに、遺族の方々に對するいろいろな手当てでございますけれども、これは先ほど来先生お話がございますけれども、自衛隊員につきましても、国家公務員災害補償法を準用いたしておりまして、これに基づく諸種の支給金がございますが、このほか制度的には共済組合の方から遺族年金あるいは弔慰金というものが支給されております。そのほか、実はこれは制度的なものではないけれども、特にジェット機等によります

事故に遭遇して殉職をした隊員につきましては、賞じゅつ金あるいは特別弔慰金というものが支出されることになっておるわけでございます。

ただ、こういうものだけではと申しますか、どのように償つても償い切れないものでございますけれども、さらに防衛庁所管の法人がございまして。これは財団法人防衛弘済会という法人でございますが、この弘済会の方々と相談いたしました。現在この団体の方から弔慰金あるいは老齢父母の見舞い金、それから育英援護の關係の資金等を支出をさせていただいております。さらにこれは防衛庁独自のものだと思いますけれども、団体生命保険というものがございまして、これは隊員が非常に多いことからこういう制度ができるわけでございますけれども、残念なことにはこの団体生命保険が非常に大きなウェートを占めている状況でございます。隊員は非常に若うございまして、必然的に公務災害補償の方の支給金は低いものでございまして、これで補っている状況でございます。

それからさらに、金額とか物品によらず御遺族に対しましていろいろお慰めするということが一番心理的なものが大切だろうと考えております。自衛隊には全国各地方連絡部というものがございまして。さらにその出張所が全国各地に散らばっております。これらの職員をして命日には必ずお参りをさせるというようなことをして、御遺族をお慰めしておるわけでございます。

○山口説明員 まず亡くなられた方についての慰霊でございますけれども、慰霊祭といたしましては、警察職員で殉職した者が主体でございますけれども、そのほか警察官の職務に協力いたしましたして亡くなられた一般の民間の方々もあわせ含めまして、昭和四十八年以來毎年十月下旬に、警察協会という財団法人がございまして、そこが主催いたしました。警察庁がこれを後援いたしました。警視庁警察学校におきまして慰霊祭をとり行つておる次第でございます。その慰霊祭には、全国各県から遺族の代表、戦前の殉職者の遺族それから戦後の殉職者の遺族、それぞれ区分けいたしましてお集まりいただきましてお祭りをいたしておる。近代警察が明治七年に発足いたしまして以來お祭りしております。また五千五百五十五柱に上つておるわけでございます。

そのほか、各都道府県警察におきまして、県独自でやはり同様のお祭りをいたしておるのが実情でございます。

それからまた、そのほか制度的な公務災害補償、壮烈な殉職をいたしました場合に特別公務災害補償制度、そういったもの

の適用のほか、たゞいま防衛庁の方からお話ございましたように、警察におきましても育英会という財団法人がございまして、殉職された方々の子弟、それから民間の協力援助者の子弟を含めまして育英資金をお渡しするとか、あるいは各都道府県警察の本部の厚生課が主体となりまして、一家の支柱を亡くされた方々の生活の不安を取り除くために、いろいろ進学の問題なりあるいは就職の問題なり住居の問題なりあるいは医療の問題、そのほかにつきましてもすべて何くれとなく御相談に乗ることといたしております。遺族の不安を解消してまいらるる努力をいたしております。

そのほか、いま申しました警察協会という組織がございまして、亡くなられたときの弔慰金それからけがをされましたときの見舞い金あるいはその命日、あるいはお子様が進学されるときのお祝い、額はきわめて微々たるものでございますけれども、そういったものを気持ちだけお届けしておるといったようなことを行つておる次第でございます。

○石原（一）政府委員 常日ごろ近藤委員からは刑務官の待遇改善その他につきまして格別の御配慮をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

ただいまの御質問の点でございますが、防衛庁、警察庁からお話がありましたのと大体同じでございます。また二庁でも同じだろうと思ひますが、いろいろな災害で亡くなられたことに関するお金の出るほか叙位、叙勲等がございまして、大臣表彰というものも行われております。それから私どもも矯正協会というのがございまして、矯正協会からも賞じゅつ金等が出るのでございます。その項目につきましては大同小異でございますので省略させていただきます。ただ現在、たびたび近藤委員からも御指摘がございましたように、今回のハイジャック事件におきまして一般の刑事犯が犯人から指名を受けたという点につきましては、私どもは重大なる事実だと思つて受けとめております。それに對する対策を立てなければならぬと思つております。特に、その二人の刑事犯のうち一人は、無期懲役で千葉刑務所に服役中に管理部長を刺したことによりまして監獄闘争の先兵であるというような見方をされたために今回指名があつたと推測されるのでございまして、あらゆる場合におきまして、最近におきましては、対監獄闘争あるいは監獄解体運動というものが出ております。その点でわれわれは危機感を高めております。そうした事態に對して職務を忠実に、厳正に遂行することにつきましては、これまで

も財政当局、人事院から御配慮をいただいているところでありますが、今後とも御協議申し上げ、万全を尽くす所存でございます。

○近藤委員 いろいろ各省やつていただいておりますが、なおそういうことを推し進めていただきたいわけでありまして。

もう時間がたつて恐縮でございますが、一言だけ最後に。

私自身も父親を戦争で亡くしたいわゆる靖国の子でございますが、いまこの靖国神社の法制化の問題につきましては、本来内閣委員会で議論しなければならぬものでございますけれども、これは野党の皆さんの御反対もあつて、正式にこの問題をこの委員会で議論しない状況でございますが、私は、いまいろいろ申し上げましたように、やはり日本の国家が存在するためにいろいろ大事なことがあります。しかし、そのために身を挺して殉ずる人がいないような国家は、それは洋の東西思想の左右を問わず存在し得ないと思つております。したがつて、この靖国神社を単に戦争で亡くなった方々だけの社として残すのかどうか。むしろあえて、近代日本が始まつて以來警察官、刑務官、その他いろいろな關係で殉死をされた方がいらつしやるわけでありまして、こういう方々を含めた総合的なまさに靖国の宮として再構築し、再編成、再組織し、そして、自衛官の方々が戦争で死ぬなんということがあるとはいけないので、むしろそういうことで殉職された方々が今後ここで祭祀を受ける。その形式は形式で、内容の宗教の問題について憲法その他いろいろ御異議がございまして、これはわが党が出しておる靖国神社法のような形で、内容については別途考へるということではないと思つておりますが、少なくとも国家として、こういう国に殉じた方々を祭ることがなければいけない。各省においてもそれぞれお考えいただいておりますが、しかし、同時にやはり国家全体で、社会全体で、国民全体で、こういう方々の霊を祭ることも私はこれからの政治の大事な課題だと思ひますので、そのことをひとつ強く申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。